

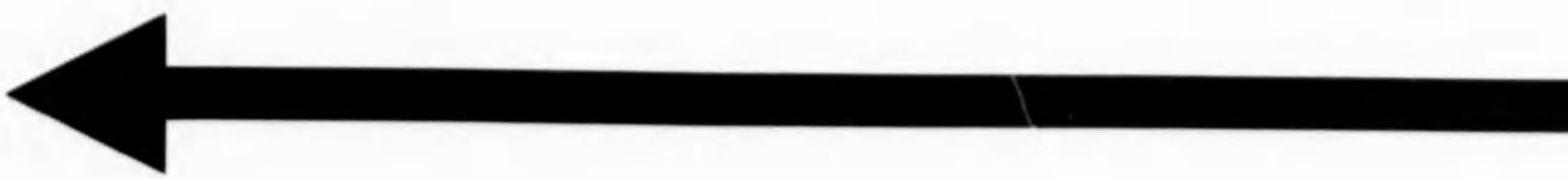
い
不
葉
隱
上

67
529

67-529
1200501281753



始



葉

隱

上

67

529

192



隱

上



解 說

「葉隠」十一卷は、一名肥前論語、又は鍋島論語と稱せられ、佐賀藩の人傑山本常朝の訓言を、同藩士田代又左衛門が筆録し、後學のために蒐集大成したもので、我が國武士道の精華を發揮したものといはれる。爾來、二百有餘年、同藩門外不出の、武士道の經典として傳はつた。古來、佐賀藩には一種獨特の、所謂葉隠士風なるものゝ存したのも、是あつたが爲で、近世にあつても乃木將軍、大隈重信侯の如き、本書を愛讀し、躬行實踐、名を一世に掲げた者決して尠しとしない。

元來、本書は、封建時代の鍋島家及び佐賀藩を中心としての、教訓、奉公方、物の見方等を、斷片的な隨筆に托したものであるが、その間に一貫する思想は、我が國民全體に共通する、大和魂・日本精神の遺憾なき集積・具體化であり、とりわけ明治以來、歐米文化に泥み來つた現代人をして、肅然襟を正さしめ、久しく忘却し來つた我が本然の日本精神を反省せしめる、一大教書とも言ふべきである。新時代の文化は、歐米文化の長を、眞の日本精神によつて濾過し同化してこそ、始めてその眞價を發揮すべきもので、近年文部省が、本書を推薦してゐるのも、蓋しその故からであらう。

山本常朝は、父を山本神右衛門と言ひ、萬治二年六月十一日、佐賀片田江横小路に生れた。幼名松龜、

後神右衛門と號し、儒學禪旨に兼ね通じた、一世の碩學石田一鼎の薰陶を受け、藩主(第四代)鍋島光茂公の薨ずるや、殉死せんとしたが、時既に殉死の禁あり、遂に果さずして剃髮し、高傳寺住職了意和尚によつて受戒、北山に草庵を結び、歌を西三條大納言實教卿に學び、古今和歌集秘訣の傳授を受け、古丸と號し、歌人としても亦譽高かつた。「葉隱」の前驅ともいふべき「山本秘書」の著あり、享保四年十月十日歿す、享年六十一歳。

又田代又左衛門は、名を陳基、號を期醉といひ、龍造寺新五郎胤明の落胤であるといふ。父は田代小左衛門宗修、延寶六年に生る。元祿九年、甫めて十九歳にて祐筆を勤め、後或は辭し、或は復し、寛延元年、七十一歳にて歿した。

本書は、常朝が北山の草庵に世を避けて後、陳基が、その風格を敬慕するの餘り、屢その草庵を叩いて、その聞く處を集録して成つたもので、兩人が初めて會見したが、寶永七年三月五日、稿はその日から始められ、享保元年九月十日に至つて終り、その間、實に七年の星霜を閲みしてゐる。

因に本書は、前にも述べた如く、佐賀藩の秘書で、寫本としてのみ傳はる間に、轉寫の際、省略繁簡等の生ずるは、自然の勢で、隨てその寫本も十數種に及ぶが、編者はその數種の寫本を參照し、自ら信ずる所に從つて適宜に採擇したことを附言しておく。

山村鏡

葉 隱 第一卷



松 盟 軒 主 (田代陳基)

古へ、義を以て、死は殉事、情に感じて、志のせむればなり。今、何ぞ、是を禁じて、操をくしけるや。
夫れ、義士は國の幹なり、世々、これを失はば、嗣君何にかよらん。なくさまね、世にしはし、君を輔けたらんは、三世の義士ならん。是れ其の禁ずるところにして、永く、此の事の止りし所なり。

爰に又、禁をとれば、志みたす。とらざれば、禁に害す、兩端に一の道を行ひ、唯其の程の身を、方袍頂にまかせて、あるともなく、なきにはあらぬ影法師、分け入る

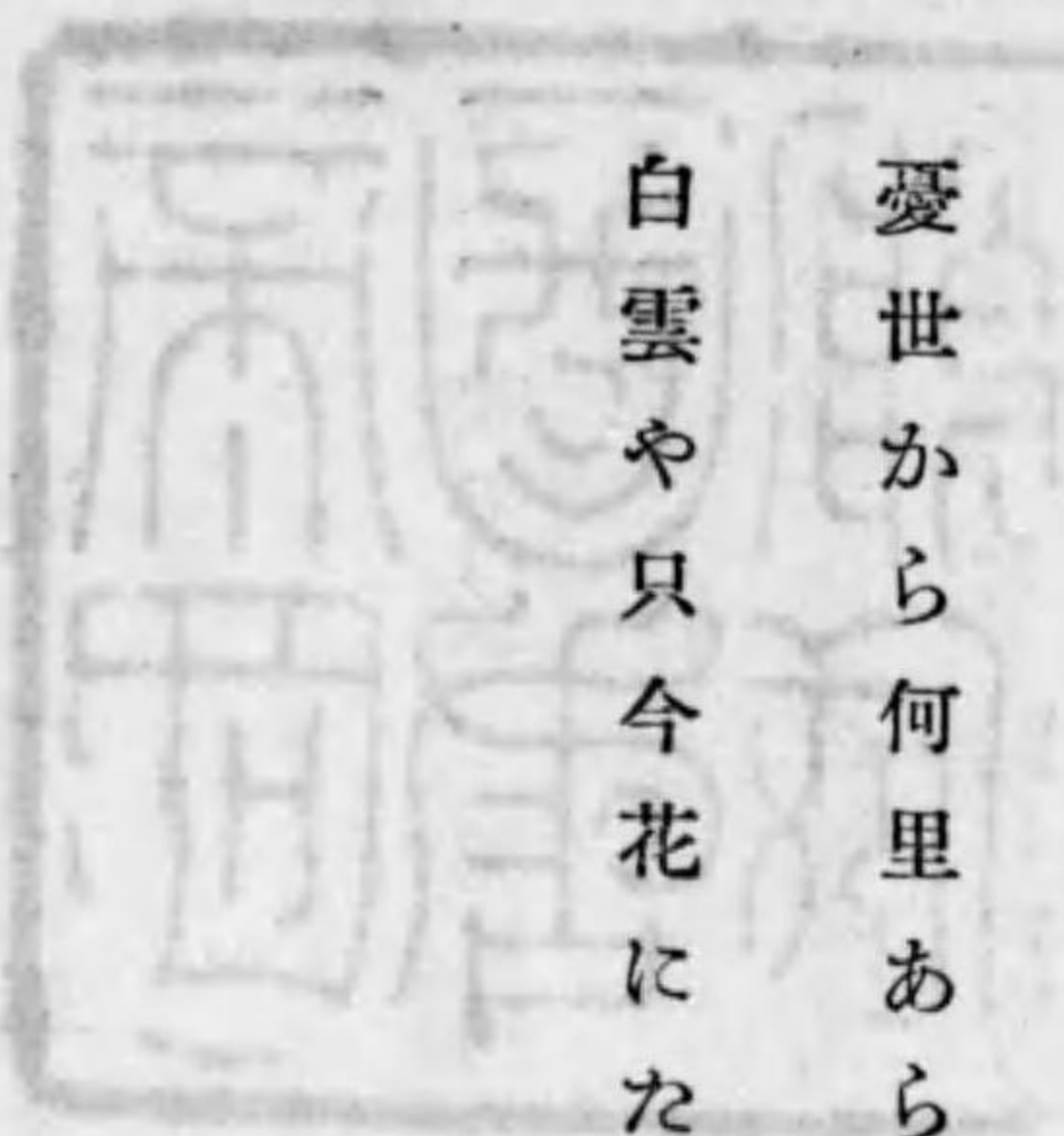
跡は、雲埋み、千丈雪を凌いで、松寒き夢、覺むる間の假寢の庵、かばかりに構へしは誰ぞや。常朝居士なり。居士此の道の人にて、いとたふとくぞ覺えける。岩がね傳ひ、小笹をわけて、尋ねまうで登りしは、彌生のはじめなり。

憂世から何里あらうか山櫻

古 丸 (山本常朝)

白雲や只今花にたづねあひ

期 醉 (田代陳基)



寶永七年三月五日

初 而 參 會

夜陰の閑談

御家來としては、國學心懸くべきことなり。今時、國學落ち目に相成り候。抑々國學の大意は、御家の根元を落着け、御先祖様方の御苦勞、御慈悲を明かにして、御長久の事を、本づけ申す爲に候。剛忠様の御仁心、御武勇、利叟様の御善根、御信心にて、隆信様、日峯様も御出現相成り、其の御威力にて御家御長久、今が世迄、無雙の御家にて候。今時の衆、斯様の義は唱へ失ひ、餘所の佛を尊び候事、我等一圓落着き申さず候。釋迦も孔子も楠木も信玄も、終に龍造寺、鍋島に被官懸けられ候儀、これなく候へば、當家の家風には叶ひ申さざる事に候。如陸、甲冑共に御先祖様を崇め奉り、御指南を學び候て、上下共に相濟み申す事に候。其の道々にては、其の家々の本尊をこそ尊び申し候へ。御被官ならば餘所の學問無用に候。國學得心の上にては、餘の道も慰みに承る可き事に候。よくよく了簡仕り候へば、國家にて不足の事、一事も無之候。今他方の衆より龍造寺、鍋島の根元、又龍造寺の領地

が鍋島の領地に成り候謂れ、又「龍造寺、鍋島は九州にての槍突きと承り及び候が、如何程なる武功に候哉。」などと尋ねられ候時、國學を知らざる衆は、一言の答も成るまじく候。

さて又、面々の家職を勤むるより外、これにこす事無^レ之候。然るに、多分家職は不好^ニにて、他職を面白がり、取違へ、散々仕損じ申す事に候。家職勤めのよき手本は、日峯様、泰盛院様にて候。其の時代の御被官は、皆家職を勤め申し候。上よりは御用に立つ者を御探促相成り、下よりは御用に立ちたがり、上下の志行渡り、御家黒み申したる事に候。日峯様御辛勞申盡すべき様無^レ之候。血みどろに御成り、御切腹の御覺悟も度々に候へども、御幸運にて、御家御踏留めなされ候。泰盛院様も、御切腹の場にも御逢ひなされ、始めて國守に成らせられ候。弓箭の御働き、御家中の御支配、御國の御政道、所々の要害雜務方の御仕組等迄、御自身様御苦勞なされ、佛神に御信心遊ばされ候。日峯様御取立の御家を、大方に存じ候ては、不當^ニ介の事に候。子々孫々迄、何卒家が家に長久候様に不^レ仕候ては叶はざる事に候。泰平に候へば、次第に華麗の世間に成り行き、弓箭の道は不覺悟にて、奢り出來失墜多く、上下困窮し、内外共に恥をかき、遂には家をも掘り崩し申す可^ク候。家中の者共老人は死に失せ、若き者共は時代の風ばかりを學び申すべく候。せめては、末が末まで残り候様に、書き物にて家譲りに渡し置き候はゞ、それを見候てなりとも、覺え付き申す可^ク候。」と仰せられ、御一生、反故の内に

御座なされ候由、其の御秘事は相知らざる事に候へども、古老の衆語り傳へ候には、カチクチと申す御軍法、御代々御代替りに、面授口決にて御傳へ遊ばさるゝの由に候。御譲り御掛視には、視聽覺知抄・先考三以記と申す御書物を、これも御家督の時、御直に御渡し遊ばさるる由に候。さて又、御家中御仕置、御國內端々迄の御仕組、公儀方雜務方一切萬事の御仕置、鳥の子御帳に御書き記し、又諸役々の御掟帳、御手頭迄、明細に遊ばされ候。此の御苦勞限りもなき事に候。其の御勳功を以て御家長久、めでたき御事に候。されば、憚りながら御上にも、日峯様、泰盛院様の御苦勞を思召し知られせめて御譲りの御書物なりとも御熟覽候て、御落着き遊ばされ度き事に候。さるに御出生候へば、若殿々々とひようすかし立て候に付て御苦勞なされ候事これ無く、國學御存じなく、我儘の好き事ばかりに候。されば御家職方、大方に候故、近年新儀多く、手薄く相成り申す事に候。斯様の時節に、小利口なる者共が、何の味も知らず、智慧自慢をして新儀を工み出し、殿の御氣に入り、出頭して悉く仕くさらかし申し候。まづ申さば、御三人の不熟の着座作り、他方者抱え、手明槍物頭組替、屋敷替、御親類並に家老作り御ひがし解除け、御控帳仕替、獨禮作り、西御屋敷取立、足輕組まぜちらかし、御道具仕廻物、西御屋敷解崩しなど、皆御代初々に何事がたと新儀工みの、仕損ひにて候。さりながら御先祖様御仕組手堅く候故、大本は動き申さず候。不調法なることにても、日峯様、泰盛院様の御仕

置御指南を、上にも下にも守り候時は、諸人落着き、手強く、物靜かに治まり申す事に候。

さて又、御代々の殿様に悪人これ無く、鈍智これ無く、日本の大名に、二三とさがらせらるゝは終にこれ無く候。不思議の御家、御先祖様御信心の御加護たるべく候。又、御國の者、他方に差出されず、他方の者召入れられず、浪人仰せ付けられ候ても、御國內へ召置かれ、切腹仰せ付けられ候者の子孫も、御國內へ召置かれ、主従の契り深き御家に、不思議にも生れ出で、御被官は申すに及ばず、百姓町人に至るまで、御譜代相傳の御深恩、申し盡されざる事どもに候。されば斯様の儀を存じ當り、何卒御恩報じにまかり立つべくとの覺悟に胸を極め、御懇ろに召使はれ候時は、彌私なく奉公仕り、浪人切腹仰せ付けられ候とも、一つの御奉公と存じ、山の奥よりも土の下よりも、生々世々、御家を嘆き奉る心入れ、是れ鍋島侍の覺悟の要門、即ち我等が骨隨にて候。今の拙者に似合はざる事に候へども、成佛などは嘗て願ひ申さず候。七生迄も鍋島侍に生れ出で、國を治め申すべき覺悟、魂膽に染み罷在るまでに候。氣力も器量も入らず候。一口に申さば、御家を一人して荷ひ申す志出來申す迄に候。同じ人間が誰に劣り申すべきや。凡そ修行は、大高慢にてなければ役に立たず候。我一人して御家を動かさぬとかゝらねば、終行は物にならざるなり。

又、藥罐道心にて、さめ易き事あり。されど夫は、さめぬ仕様あり。即ち我等が一流の誓願に、

一、道士道に於ておくれ取り申すまじき事。

一、主君の御用に立つべき事。

一、親に孝行仕るべき事。

一、大慈悲を起し人の爲になるべき事。

此の四誓願を、毎朝佛神に念じ候へば、二人力に成りて、後へはしざらぬものなり。尺蠖の様に、少しづゝ先へ先へとにじり申すものに候。佛神も、即ち先づ誓願を起し給ふなり。

聞書の 一 教 訓

武士たる者は、武道を心掛くべきこと、珍らしからずといへども、皆人、油斷と見えたり。その仔細は「武道の大意は何と御心得候や。」と問掛けられたる時、言下に答へ得る人稀なり。その平素、胸に落着きなき故なり。さては、武道不心掛の事知られ申し候。油斷千萬の事なり。

武士道といふことは、即ち死ぬ事と見附けたり。凡そ二つ一つの場合に、早く死ぬかたに片附くばかりなり。別に仔細なし。胸すわりて進むなり。若し圖に當らぬとき、犬死などといふ事は、上方風

の打上りたる武道なるべし。二つ一つの場合に、圖に當ることのわかることは、到底出來ざることなり。我人共に、等しく生きる方が萬々望むかたなれば、その好む方に理が附くべし。若し圖にはづれて生きたらば、腰拔なりとて、世の物笑ひの種となるなり。この境まことに危し。圖にはづれて死にたらば、犬死氣違とよばれるれども、腰拔けにくらぶれば、恥辱にはならず。これが武道に於てまづ丈夫なり。毎朝、毎夕、改めては死ぬ死ぬと、常住死身じやうぢうしんになりて居る時は、武道に自由を得、一生落度なく、家職を仕果すべきなり。

奉公人は一向に主人を大切に歎くまでなり。これ最上の被官なり。御當家御代々、御名譽の御家中からゆうに生れ出で、先祖代々御厚恩の儀を淺からざる事に存じ奉り、身心を擲ち、一向に歎き奉るばかりなり。此の上に、智慧藝能もありて、相應々々の御用に立てば猶幸なり。何の御用にも立たず、不調法千萬の者も、ひたすらに歎き奉る志だにあれば、御頼み切りの御被官なり。智慧藝能ばかりを以て御用に立つは下段なり。

生れ付きによりて、即座に智慧のある人もあり。退いて枕をわりて、案じ出す人もあり。此の本源

を極めて見るに、生れ付きに高下はあれども、四誓願しじげんに押當て、私なく案ずる時は、不思議の智慧も出づるなり。人皆、物を深く案ずれば、遠き事も案じ出すやうに思へども、これは、私を根にして案じ廻らし、皆邪智の働きのて、悪事になる事のみなり。凡そ愚人の習ひとして、私なくなるることかたし。さりながら、事に臨んで先づ其の事を差置き、胸に四誓願を推し立て、私を除きて工夫をめぐらさば、大はづれあるべからず。

我が智慧一分の智慧計りにて、萬事をなす故、私となり天道に背き、悪事を爲すなり。脇より見たる所、きたなく、手よわく、せばく、働かざるなり。己れの智慧に叶ひ難き時は、智慧ある人に談合するがよし。其の人は、我が身の上にてこれ無き故に、私なく有體の智慧にて了簡する故、道に叶ふものなり。脇より見る時、根づよく慥かに見ゆるなり。例へば大木の根多きが如し。一人の智慧は突つ立ちたる木の如し。

古人の金言、或は仕業などを聞き覺ゆるも、古人の智慧に任する爲なり。私を立てまじき爲なり。私の情識を捨て、古人の金言を頼み、人に談合する時は、迦れなく悪事あるべからず。勝茂公は直茂

公の御智慧をお借りなされ候。この事、御話聞書にあり。有難き御心入れなり。又何某は、弟數人を家來として召置き、江戸上方へ罷越し候時も召連れ、常住日々の、公私の事を弟共と談合ある故、はづれなしと聞き傳へ候なり。

相良求馬は、御主人と一味同心に、死身に成つて勸めたる者なり、一人當千といふべし。一年左京殿水ヶ江屋敷にて大僉議あり、求馬切腹との沙汰なり、其頃大崎に多久縫殿下屋敷三階の茶屋あり、是を借請て佐賀中の徒者共を集め、あやつりを企て、求馬人形をつかひ、毎日毎夜酒宴遊興、左京殿屋敷を見おろし大騒ぎ仕り候。是れ難にすゝみ、御爲に望んで腹を切る覺悟、いさぎよき事なり。

勝宮企之内、引入られ、筆取なり。後押込の僉議に及んで、内一分を達し、座を立ち、直ちに山居なり。

諸組に御家老中より觸有り、何れも存じ寄り無き旨申出で候、勝宮兩組より申出で候、組中列座僉議の時、大隈次兵衛一分申達し、同意仕らずと申し候。其時御臺所役正左衛門同意ぞと申し候。寄親と

争論に及ぶを引分く。正左衛門は伯父なり、次兵衛は正左衛門掣なり、次兵衛寄親不首尾なり。正左衛門心遣にて御部屋住勤め申し候、後忠節の者に候間、被取立候様にと仰せ遣はされ百石被下候。

峯五郎左衛門噂に付て、御目附朝倉傳左衛門言上して、後に父子様よりの御書、御部屋様御筆、傳左衛門の忠心に御感、三度の咎は御免なさるべき旨御意遊ばされ被下候。

大僉議打崩し、彼兩人引入申され候。

一鼎話に、相良求馬は、泰盛院様御願に付て出現したる者なるべし。拔群の器量なり、毎歲暮御願書御書かせ被成候。御死去前年の御願書、寶殿に殘居申す事あるべし。求馬末期に不足の事あり、我等に不相似合、大祿を被下御恩不奉報事に候、悴助次郎幼少にて、器量不相似候、就ては御知行返上仕り候。名跡御立於被下は助次郎器量次第相應に可被下と申す所なり。求馬程の者がぬくる筈はなし、病苦にて忘却かと思はるゝなり、笑止なる事は、三年の内に家潰れ申す可く候。荷ひきらぬ御恩なり、又何某は發明なり、のたため風の奉公人なり、四五年の内、是も身上崩すべしと被申

候が少しも不_レ違、不思議の眼と存じ居り候。夫より氣を付けて見るにのふぢもなき奉公人、今何年ばかりと云ふ事は、大かたみゆるものなり。

助次郎(後名求馬)牢人の事。御目附山本五郎左衛門、門の戸へ張紙有り、求馬百姓あたり不_レ宜由なり、御改之處不_レ宜事のみ有_レ之故、家來數人御咎め知行主に候故、求馬牢人仰付けられ候。

主君の味方をして、善惡共に打任せ、身を擲つて居る御家來は他事なきものなり。二三人あれば御所方黒むものなり。久しく世間を見るに、首尾よき時は、智慧、分別、藝能を以て御用に立ち、ほのめき廻る者多し。主人御隠居成され候か、御かくれ成され候時には、早後ろむき、出る日の方へ取入る者數多見及び、思ひ出してもきたなきなり。大身、小身、智慧深き人、藝の有る人、我こそめきて御用に立たるれども、主人の御爲に命を捨つる段になりて、へろくとなられ候。香ばしき事少しもなし。何の御益にも立たぬ者が、件の時は一人當千と成る事、兼てより一命を捨て、主人と一味同心して居る故なり。御逝去の時ためし有り(御供の所存の者我一人なり、其の後見習ひてされたり。)日頃口を利き、張肘をしたる歴々衆が、御目ふさがると其の儘、後ろむき被_レ申候。主従の契、義を重くするなど、云ふは、遠い事の様候へ共、目前に知れたり。唯今、一はまりはまりたれば、屈竟の御

家來出現するなり。

御道具を仕廻物にして取かちに被_レ仕候。是にて了簡候へ、頼まれぬ心入なり、御秘藏御寵愛にて、七重八重の袋箱に入りたる御道具共を、直段付をして奪ひ取り、主君の御魂入られたる物を我々の家内の道具に仕ふ事、勿體至極もなき事ぞかし。御罰を蒙らず共、心能く有る事は了簡に不_レ及事なり。鼻の先ばかりの奉公、君臣の義理はなき事なり。

山崎藏人は一生仕舞物と名の附きたる物は取られず候。さて又町人の宅へ一生参り不_レ被_レ申候。誠に奉公人の嗜み斯様にこそありたく候。石井九郎右衛門も仕舞物不_レ被_レ仕候。近代の衆は仕舞物とさへいへば我先にと望を掛け、町人などの所には無理に押掛け振舞致させ、店棚に調物に参り候事を慰みなどに取なし候事、風儀悪しく、侍の本意にあらずと存じ候。

御逝去前、(光茂公の)上方に罷在り候處、何としたる事に候哉、罷下り度き心出來候に付て、河村へ頼み、御使申し乞ひ、夜を日に繼いで下り候が、漸く参り合ひ不思議と存じ候。御氣色被_レ差詰候

と有る事、曾て上方へ不^{かみ}相知^{かた}の時分にて候。若年の時分より、一人被官は我等一人なりと思込み候一念にて、神佛の御知せかと存じ候。差出でたる奉公仕りたる事もなく、何の徳もなく候へ共、其時は兼て見はめの通り、我等一人にて御外聞は取り候と存じ候。大名の御死去に御供仕り候者一人も無^レ之候ては淋しきものにて候。これにて能く知られたり。擲^{なげ}ちたる者は無^レ之者にて候。唯、擲^{なげ}ちさへすれば濟むに、すくたれ、腰拔、慾深の、我が爲ばかりを思ふきたなき人が多く候。數年胸わろくして暮し候由。

御返進物、火中物の事、仰せ出され候に付、選出し置き申し候に付、指南一通の事口達

世界替り役人仕事にて無^レ之事

兩様不^レ苦物にて候事

鑰封、年寄衆合判伺引渡の事

御不審かかり可^レ申事

兩様御咎めなされ候事

目錄引合選分けの事

一人に段々御尋ね御請の事

人に意見をして疵を直すと云ふは大切なる事にして、然も大慈悲にして、御奉公の第一にて候。意見の仕様、大いに骨を折ることなり。凡そ人の上の善惡を見出すは易き事なり。夫を意見するも亦易き事なり。大かたは、人の好かぬ云ひ憎き事を云ふが親切の様に思ひ、夫を請けねば、力に及ばざる事と云ふなり。何の益にも立たず。只徒に、人に恥をか^くせ、惡口すると同じ事なり。我が胸はらしに云ふまでなり。そもく意見と云ふは、先づ其の人の請け容るるか、請け容れぬかの氣をよく見分け、入魂になり、此方の言葉を平素信用せらるる様に仕なし候てより、さて次第に好きの道などより引入れ、云ひ様種々に工夫し、時節を考へ、或は文通、或は雑談の末などの折に、我が身の上の惡事を申出し、言はずして思ひ當る様にか、又は、先づよき處を褒め立て、氣を引き立つる工夫を碎き、渴く時湯水を飲む様に請合せて、疵を直すが意見なり。されば殊の外仕にくきものなり。年來の曲なれば、大體たやすくにては直らず、我が身自身にも覺えあり。されば諸朋輩と日頃入魂にして曲を直し、一味同心に、主君の御用に立つ所なれば御奉公大慈悲なり。然るに、恥を與へては何しに直り可^レ申哉。

何某へ意見の事。(口達)浪人の身にて、上を怨み候事、何某浪人内實に非を知り候が、五六年目に

歸參の事、前方仰付け御断り、二度めに御請誓詞の事、最初御断にて崩すか、剃髮にて崩すかの時は見事にて候事、同筋にて浪人の事、斯様の我が非を存ぜざる間は、歸參有間敷候、今にも御情無きの誰がにくき者など、計り、胸をこかしては、猶々天道の惡みを受くるなり、何某の評判に、御罰よと申されたととなり、人がのがさぬなり、罪一人に有りと思ひ返され候へ、歸參程有まじと申し候由。

澤邊平左衛門を介錯いたし候時分、中野數馬江戸より褒美狀遣被_レ申、「一門の外聞を取り候。」と、事々しき書面にて候。介錯の分にて、斯様に被_レ申越候事餘りなる事と、其の時分は存じ候へども、其の後能々案じ候へば、老功の仕事と存じ候。若き者には、少しの事にて、武士の仕様を調へ候時、褒め候て氣を付け、勇み進み候様に仕る爲にて可_レ有候。中野將監よりも、早速褒美狀參り候。兩通ながら保存し置き候由なり。五郎左衛門よりは鞍轡を送り申し候なり。

人中にて欠伸仕り候事、不嗜なる事にて候。不圖欠伸出で候時は、額を撫で上げ候へば止み申し候。さなくば舌にて唇をねぶり口を開かず、又は襟の内袖をかけ、手を當てなどして知れぬ様に可_レ仕事に候。くさめも同然にて候。阿呆氣に見え候。此の外にも心を付けて可_レ嗜事なり。

翌日の事は、前晚よりそれ／＼案じ、書付け被_レ置候。是も諸事人より先にはかるべき心得なり。何方へ兼約にて御出での節は、前夜より向様の事を萬事萬端、挨拶話、時宜等の事迄案じ被_レ置候。何方へ御同道申し候時分、御話に何方に參り候時は、先づ亭主の事をよく思ひ入りて行くがよし、和の道なり。禮儀なり。又貴人などより呼ばれ候時、苦勞に思ひ行くは座つき出来ぬものなり。偕々忝なき事かな。さこそ面白かるべきと思ひ入りて行きたるがよし。惣じて用事の外は、呼ばれぬ所に行かぬがよし。招請に逢はゞ、偕もよき客振かなと思はるゝ様にせぬは客にてはなし。いづれ其の座のすべを前方より腹に入れて行くが大事なり。酒などの事が第一なり。立ちしほが入つたものなり、飽かれもせず、早くも歸らざる様に有度きなり。又常々の事にも、馳走など斟酌を仕過ごすも却つてわるきなり。一度二度云うて、其の上にはそれを取持ちたるがよし。不圖行掛りて留めらるゝ時などの心得も如_レ是なり。

四誓願の琢き上げは、武士道に於て後れを取るべからず、是を以て武勇を天下に顯はすべき事と覺悟すべし。主君の御用に立つべし、これを家老の座に直りて諫言し、國を治むべき事と思ふべし。孝は忠に附くなり。同じ物なり。人の爲になるべき事、これをあらゆる人を御用に立つ者に仕なすべし。

と心得べし。

御祝言御道具せんぎの時分、何某殿御申し候は、「琴三味線、其の書附に不相見候。是はなくては。」となり。何某被レ申候は、「琴三味線無用に候。」と、あらゝかに申して差留め候。是は、ちと當りて被レ申たるなり。翌日被レ申候は、「御道具になくは事足らぬ物なり。極上に二通と書附け候へ。」と被レ申候由咄し申す人あり。「さても氣味のよき人かな。」と申し候へば、「いや、夫れがよからぬ所存なり。皆我が威勢立ての申分なり。大かた他方者よそものにある事なり。上たる人に對して先づ慮外りよぐわいなり。御爲にもならぬ事なり。道を知る者ならば、たとへいらぬに極りたる物にても、御尤に奉レ存候。さりながら、それは追つて吟味可レ仕などと申して、其の人の恥にならぬ様に、よき様にすること侍の仕事にて候。しかも入るべき物故、翌日は書き加へ申し候物を、當座に貴人に恥をかゝせ、何の詮せもなく、きたなく鹿相かそうの心入れにて候。」となり。

日峰様御百年忌の時分、諸浪人残らず、召し出され度き事なり。是れが御亡者様おんじやの、第一に御悦び成さるべき、御法事にて、其の段は我等請に立つなり。さりながら、儉約、儉約にて、行兼ね申すべ

し。近年は浪人切腹の跡などは打捨になり、手明槍浪人などは取立これ無き格の様に相成り候。國學御存じ無き故手明槍てあきやりなど物頭に仰せ付けられ候となり。

覺の士、不覺の士といふ事は軍學に沙汰あり。覺の士といふは、事に逢うて仕覺えたるばかりにてはなし。前方まへかたに、それ〴〵の仕様を吟味し置きて、其の時に出合ひ、仕果すをいふ。然れば、萬事前方に極め置くが覺の士と云ふなり。不覺の士といふは、其の時に至つては、よしやたとへ間に合はせても、是は時の仕合せなり。前方に詮索吟味し置かぬは、不覺の士と申すなり。

凡そ酒宴の様子はいかうあるべき事なり。心を附けて見るに、大方おほまかた只飲むばかりなり。抑酒と云ふ物は、打上り綺麗にしてこそ酒にてあれ。氣が附かぬはいやく見ゆるなり。大概、人の心入れのたけも、酒の座にては見ゆるものなり。公界物くがいものなり。

何某當時儉約を細かに仕る由申し候へば、よろしからざる事なり。水至つて清ければ魚棲いしづますと言ふことあり。凡そ藻もがらなどのあるにより、其の蔭に魚はかくれて、成長するものなり。少々は、見

のがし聞きのがしある故に、下々は安穩なるなり。人の身持なども、此の心得あるべき事に候なり。

請役所にて、何某へ町方何某訴状を可渡と申し候時、請取る間敷と申し候を、色々申合ひ候處、何某居合せ、「まづ請取り置き候て、無用に候はば返し被申候へかし。」と申し候に付て、「さらば請取り置くべし。」と申し候時、「請取らす物を請取らずに置く事なるものか。」と、いやしめ被申候由、話す人あり。何某は最早直りたるかと思ひたれば、いまだ角がをれず、總じて心安き人にて、役所々々にては殷懃に取合ふが士の作法なり。左様に恥しめ候事きたなき仕方、士の作法にあらずとなり。

何某の屋敷を何某殿より所望に就き、差出すべき旨申し達せられしかば、行先をも相談申し候半ばに、用事これなき由に候。それに付、段々不届の趣言ひ募り候に付て、何某殿より斷りにて得心、その上に銀子など得申し候由、話す人あり。さて、笑止の仕方なり。總じて人よりだまされて負けて居るは、元氣なきことと思ふものなり。されど之とは事が違ふなり。たとへ貴人たりとも、一言も言はせぬなどと云ふは、別段の事なり。これは損得の事なり。大根きたなき事なり。それを歴々に向ひ、過言など申し候事、無禮慮外と云ふものなり。殊に、銀など取り候へば却つて負なり。以後の支へにな

るべきなり。總じて公事沙汰、言分などと云ふ事は、皆損得の事なり。損さへすれば、相手はなきものなり。こればかりは、堪忍してひけにならぬ事なり。智がほそきゆゑ見えず。

神右衛門、彌三郎へ色紙を書かせける時は、「紙一ぱいに一字書くと思ひ、紙を書き破ると思つて書くべし。字のよしあしはそれしやの仕事なり。武士はあぐまぬ一種にて事済むなり。」とて染筆せしめたり。

毎朝禮拜の仕様は、先づ主君、次に親、それより氏神、守佛と仕り候なり。主をさへ大切に仕り候はゞ、親も悦び、神佛も納受あるべしと存じ候。此方は主を思ふより外のことは知らず、志つのり候へば、平素御身邊に氣が付き、片時も離れ申さず候。又女は第一に、夫を主君の如く存すべき事なり。

何某殿屋敷出火の時、山本五郎左衛門當番御目附にて罷在り候處、門を固め入れ申さず、火事は此方にて無之と申し候。五郎左衛門せき上り、御意を承り罷越し候者を入れされば、薙で切り可仕と刀を抜き申し候て門を開き申し候由、内には何某一手ばかりまゐり取消申され候由。

仕附方の口傳に、時宜の二字をダテとよませ候。伊達する心にてなければ、時宜はならずとなり。

正徳三年の春、雨乞僉議の時、會所にて金立山へ雨乞ふとて毎年度々の浮立上下の雜作なり。此の度随分浮立を念入れ、若し驗なくば重ねて無用と候て、成程結構の三十三囃子、踊狂言など仕入れ申し候。金立の雨乞は前々よりの不思議の靈驗にて候。此の度は嘗て驗無之候。其の日大太鼓を打ち候者、無相傳に打ち候とて、傳授の者撥をもぎ取り申し候末にて喧嘩に及び、下宮にて切合ひ打合ひ、死人も出來、又見物人にも喧嘩出來、手負有之候。其の頃下々の説に、今度の浮立、會所方の御僉議實なき事故、權現御崇りにて惡事其の場に出來候と申し候。「神事の場の不吉は前表になる事あり。」と、實教卿御話にて候。考へ候へば、此の年の内に會所役者奸謀にて數人斬罪、寺井邊津浪にて死亡多し。海邊に金立の下の宮有之由。又殿中にて原十郎左衛門打果しあり。斯様の事共いかゞと存せられ候なり。

海音和尚の前にて、草紙御讀み候が、小者小僧達皆參り被聞候へ、聞手がすくなければ讀みにくきと御申し候。和尚感心、小僧共へ、何事もあの氣ぞとなり。

石井又右衛門は大器量の者にて候、病氣出で馬鹿に成り申し候。一年御側仕組僉議の時、何某殿より又右衛門へ御歌書方の事被相尋候。又右衛門申し候は、病氣以來今の事さへ覺え不申し候。たとへ覺え居り候共、殿様が人に言ふたと被仰候事を各に可申し候、増て覺え不申し候と申し候由。

何和尚は近來の出來者なり。寛大なる事量なし。それゆゑ大寺能く治りたり。頃日も話にかゝらぬ病身にて、大寺を預り能く勤むべしと思ひたらば、仕損じ可有之候、成る分と存じ候故、氣色勝れざる時は、名代にて諸事濟し何卒大廻れ無き様にと心掛くるばかりなりと被申し候。先々住は稠し過ぎて大衆あき申し候、先住は任せ過ぎて不なる所有り、今の和尚になり是非の沙汰なく、大衆能く治り申し候。此境を思ふに、龜に入り細に入り、能く事々を知りて諸打ち任せて、かまはずに役々にさばかせて、若し尋ねらるゝ時は闇き事なく、差圖被致故能く治り申し候と思はるゝなり。去る頃何長老小見解などにて口を利き申し候を呼び寄せ、法の邪魔に成る打殺すべしとて擲き被申し候が、片輪になり候由、彼是れ能き所多きなり。又病氣に隠れ被申し候なり。

今時の奉公人を見るに、いかに低い眼の着け所なり。恰も掏摸の目遣ひの様なり。只、身のための

欲得か、或は利發だてか、又は少し魂の落着きたる様なれば、身構へをするばかりなり。我が身を主君に奉り、死しては幽霊となりて、二六時中主君の御事を敷き、事を整へて進上申し、御國家を堅むると云ふ所に眼を着けねば、奉公人とは言はれぬなり。上下の差別あるべき様なし。されば、此のあたりに、ぎすと居すわりて、神佛の勧めにても、少しも迷はぬ様、覺悟せねばならぬ事なり。

或人の咄に、松隈前の享庵先生申し候は、醫道に男女を陰陽に當て、療治の差別有る事に候。脈も替り申し候。然るに五十年以來男の脈が、女の脈と同じ物になり申し候。爰に氣が付き候てより、病の療治男の脈も女の療治に仕りて相應と覺え申し候、男に男の療治をして見申し候に、其驗無^し之候。儲は世が末に成り、男の氣おとろへ、女同前になり候事と存じ候。是れは慥^{たしか}に仕覺^{おぼ}え申し候事故、祕事に仕置^しき候と申し候由。是れに付て今時の男を見るに、いかにも女脈にて可^レ有と思はるゝが多く、あれは男なりと見ゆるはまれなり。それに付今時少し力み申し候は、安く上は手取る筈なり。儲又男の勇氣ぬけし證據には、しぼり首にても切りたる者すくなく、増て介錯^{かいしやく}などといへば、斷りの云ひ勝を利口者、魂の入たる者などと云ふ時代になりたり。股ぬきなどと云ふ事四五十年前は男役と覺えて、疵^{かさ}無き股は人中に出されぬ様に候故、獨してもぬきたり。皆男仕事血ぐさき事なり。それ

を今はたわけの様に言ひなし、口のさきの上手にて物をすましも骨々とある事は、よけて通り候。若き衆心得有り度き事なり。

六十七まで奉公する人あるに、四十二にて出家致し、思へば短き在世にて候。夫に付有難き事哉と思はるゝなり。死身に決定して出家に成りたり。今思へば今時まで勤めたらば扱々いかい苦勞可^レ仕候。十四年安樂に暮し候事不思議の仕合せなり。夫に又我等を人と思ひて諸人の取持に合ひ候。我心を能々顧み候へば、よくもすましたる事に候。諸人の取持勿體^{もつたい}なく罪も有るべきとのみ存じ候事に候。

何某の主人、初聲入りの供に參り候由。それに付、「今度の覺悟にて、在所にて酒だらけたるべく候間、酒を仕切り可^レ申と存じ候。それも、禁酒と申し候ては、酒癖にても有る様に候間、あたり申し候と申して二三度捨て、見せ可^レ申候。其の上にては、人も強ひ申す間敷候。又髓分禮を腰の痛む程仕り、人の言ひ掛けざる時に、一言も物を申す間敷と存じ候。」と語り被^レ申候。魂の入りたる者に候。先の事を前方^{まへ}に分別^{ぶんべつ}する所が人の上をする基なり。それ故、「尤もの覺悟にて候。其方は、虚^ま勞^{らう}下^{した}地^ぢが前方には見替りておとなしく成りたりと、云はるゝ程にいたされよ。初口が大事にて候。」と

申し候由なり。

湛然和尚の物語に、「無念無心ばかり教ふる故に、落ち着かぬなり。無念と云ふは正念の事なり。」と仰せられ候。面白き事にて候。實教卿も、「一呼吸の中に邪よこしまを含ませぬ所が、則ち道なり。」と仰せられ候。然れば道は一なり。此の道の光を、先づ見附くる者もなきものなり。純一になる事は、功を積むまでは成るまじき事に候なり。

心の問はばいかが答へんといふ下の句程有難きはなし。大かた念佛に押並ぶべしと思はるゝ、先は人の口に多く止まりてあるなり。今時の利口者と云ふは、智慧にて外をかざり紛らかす事ばかりをするなり。夫れ故純なる者には劣るなり。純なる者は直なり。右の下の句にて心を究めて見れば隠所はなきなり。能き究役なり。此の究役に逢うて耻かしからぬ様に心を持ち度きなり。

なき名ぞと人には云ひてすぎなまし

心のはばいかにこたへん

何某事老耄かと思はるゝなり。方々招待に参られ心入に成り咄など致され候由、此の前数年の内も人の爲に成る事ばかりを案じ、極々の奉公好きなり。夫故一かどの御用にも立たれ候。得方に老耄する者なれば奉公老耄、人の爲に成る老耄はあぶなきなり。他出せぬが重くしてよきなり。

幻はマボロシと訓むなり。天然にては術師の事を幻出師と云ふ。世界は皆からくり人形なり。幻の字を用ひるなり。

御縁組の時、何某一分を申し達し候。此の事、若き衆よく心得可レ置事なり。申分は成程聞えたり。さすがなりと云ふ者もあるべし。其の身氣味よく思ひて、云ふべき事を云うて腹切りても本望と思はるべし。よくレ了簡候へ。何の益にも立たぬ事なり。斯様の事を曲者などと思ふは以ての外なる取違なり。先づ申し出でたる事其の詮なく、我が身は引取り、御養育も不仕、追付御死去被レ成候に、御看病も不仕、残念千萬なり。氣過ぎなる人は多分誤る所なり。總じて其の位に至らずして諫言するは却つて不忠なり。誠の者ならば、我が存寄りたる事を似合ひたる人に潜かに内談して、其の人の思寄りにさせて云へば、其の事調はるなり。これ忠節なり。若し内談にて其の人不レ請合レば、又外の人に

も内談し、兎角色々心遣をして、其の事さへ調はる様にすれば、我が身は大忠節も知れぬ様にして居るものなり。幾人に内談しても、不_二埒明_一時は力に及ばず、其の分にて打過ぎ、又は起し立てくすれば、多分叶ふものなり。我こそ曲者と云はるゝ名聞計りにて、我が手柄にする故調はらざるなり。申出でたる事益には不_レ立、人には難ぜられ、我が身を崩したる人数多有_レ之なり。畢竟眞の志なき故なり。我が身を一向に捨て、主君の上どうなりともして好き様にとさへ思へば、紛るゝ事は無_レ之候なり。

不義を嫌ひて義を立つる事成り難きものなり。然れども、義を立つるを至極と思ひ、一向に義を立つる故に却つて誤多きものなり。義より上に道は有るなり。是を見附くる事容易に成り難し。高上の賢智なり。これより見る時は、義などは細きものなり。こは我が身に覺えたる時ならでは、知れざるものなり。但し我こそ見附くべき事成らずとも、この道に到り様はあるものなり。そは人に談合なり。よしや道に臻らぬ人にも、脇より人の上は見ゆるものなり。碁にさへも脇目八目と云ふが如く、念々非を知ると云ふも、談合にしくものあらず。話を聞き覺ゆるも書物を見覺ゆるも、我が分別を捨て、古人の分別に附かん爲なり。

或劍師老後の物語に、「一生の間の修業に次第があるものなり。下の位は、修業すれども物にならず。我も下手と思ひ、人も下手と思ふなり。この分にては用に立たざるなり。中の位は、未だ用には立たざれども、我が不足も目に見え、人の不足も見ゆるものなり。上の位は、我が物に仕成して自慢出来、人より褒めらるゝを悦び、人の至らざるをなげくなり。これは用に立つなり。上々の位は、知らぬふりして居るものなり。人も上手と見るなり。大方はこれまでなり。この上に、尙ほ一段立ち越え、道の勝れたる位あるなり。その道に染め入れば、終に果もなき事を見附くる故に、これまでと思ふ事ならず。我に不足ある事を實に知りて、一生成就の念これなく、自慢の念もなく、卑下の心もこれなくして果すものなり。柳生殿が、人に勝つ道はしらす我に勝つ道を知りたり。」と申され候由。昨日よりは上手になり、今日よりは上手になりして、一生日々仕上ぐる事なり。これも果はなきといふ事なりと。

直茂公の御壁書に「大事の思案は軽くすべし」とあり。一鼎の註には「小事の思案は重くすべし」と致され候。凡そ大事と云ふは、二三箇條ならではあるまじく候。これは平生に詮議して見れば知れてゐることなり。これを前以て思案し置きて、大事の時取出して軽くする事と思はるゝなり。兼ては

不覺悟にして、其の場に臨んで軽く分別する事も成り難く、圖に當る事不定なり。然れば兼て地盤を堅固に据えて置くが「大事の思案は軽くすべし。」と仰せられ候箇條の基と思はるゝ事なり。

宗智寺（宗龍寺とも）和尚江南坊は、美作守殿や、石田一鼎などの學問仲間なり。面談のをり申され候は、「各は物識にて結構にて候。されど道にうとき事は平人には尙ほ劣るなり。」と。その時一鼎申され候には、「聖賢の教の外に道はあるまじ」と。然るに江南申され候は、「凡そ物識の道に疎き事は、東に行く筈の者が、西へ行くがごとくにて候。物を知るほどに道には遠ざかり候。その仔細は、古の聖賢の言行を書物にて見覚え、話にて聞き覚え、見解高くなり申し、早や我が身も夫に成りたる様に思ひて、平人は蟲けらの様に見なすなり。これ道に疎き所にて候。道と云ふは、我が非を知る事なり。念々に非を知つて一生打ち置かざるを道と云ふなり。聖の字をひじりと訓むは、非を知り給ふ故にて候。佛は「知非便捨」の四字を以て我が道を成就すと説き給ふなり。心に心を付けて見れば、一日の間に惡念の起ること數限りなく候。故に我はよしと思ふ事はならぬ筈なり。」と申され候に付、一鼎は、これにて得道されし由なり。然れども武邊は別筋なり。大高慢にて、吾は日本無双の勇士と思はねば、武勇をあらはすことはなり難く候。武勇をあらはす氣の位これあるなり。口傳。

武士道功者書に、功者の武士はせざる武篇に名を取る道ありと書かれ候。後々の誤可有之候。もの字一字書き加へて見申し候由。又志田吉之助生きても死してもものこらぬ事ならば生きてがましと申し候。志田は曲者にて、戯れに申したる事にて候を、生ひ立ちの者共聞き誤り武士の疵に成る事を申し出づべくと存じ候。此の追句に喰ふか喰ふまいかと思ふものは喰はぬがよし、死なうか生きようかと思ふ時は死したがよしと仕り候。

何某大阪へ數年相勤罷下り、請役所へ罷出で候節、上方口にて物を申し候に付、無興千萬の物笑ひにて候。夫れに付江戸上方に久敷詰め候節は、常よりも御國口をひらき可申事に候。自と氣前、他所風に移り、御國方の事は田舎風と見をとし、他方に少しも理の聞えたる事有る時は、夫れをうらやみ申す儀、何の味も不存、うつけたる事に候。御國は田舎風にて初心なるが御重寶にて候。他所風をまね候ては似せ者にて候。或人春岳へ法花宗はしゆ、ふがこはき物にて不宣と被申候。春岳被申候は、しゆ、ふのこはきゆゑ法花宗にて候、しゆ、ふのこはうなければ他宗にてこそ候へと被申候。尤の事に候。

何某立身御僉議の時、此の前大酒仕り候事有之、立身無用の由衆議一決の時、何某被_レ申候は、一度誤り有_レ之たる者を御捨て被_レ成候ては、人は出来申す間敷候。一度誤りたる者は其の誤りを後悔致す故、随分嗜み候て御用に立ち申し候。立身被_二仰付_一可_レ然由被_レ申候。何某被_レ申候は其方御請合候哉と被_レ申候。成程某請に立ち可_レ申と被_レ申候。其の時何れも何を以て請に御立被_レ成候哉と被_レ申候。一度誤りたる者に候故請に立ち申し候。誤り一度もなきものは、あぶなく候と被_レ申候に付、立身被_二仰付_一候由。

中野數馬は科人御詮議の時相當の科より一段づゝ軽く申出で候。一代一ふりの秘藏の智慧にて候。其の頃は數人の出座に數馬一人ならでは口を抜き申さるゝ人無_レ之候。夫れ故口明け殿、二十五日殿とも申し候由。

殿の御心入れをよく仕直し、御誤なき様に仕る人が大忠節にて候。總じて殿、御若年の時分に、御家の様子、御先祖様御心入れなど、篤と御合點遊ばさるゝ様に仕り度き事に候、御傳が大事に候。

昔人の刀は落し差に仕り候。今時の刀の差し様を吟味する人無_レ之候。柳生流にては抜き出して差させ候由申し候。それを相傳もなく、何の了簡もなく、抜き出し候を見習うて差し申すと相見え候。直茂公、勝茂公も落し差に遊ばされ候由。其の時代手覚えのある衆、皆落し差に仕り候上は、利方よしと相見え候。先づ抜き出しては不圖取られさうに思はれ候。光茂公は勝茂公の御差圖にて、落し差に遊ばされ候由。

光茂公綱茂公御在府の内、正月元日上御屋敷にて光茂公へ御目見有_レ之候に付て、其の間は綱茂公御式臺裏の間へ御座成され候由。光茂公信濃はどこに居り候哉と仰せられ候時、御小姓何某、若殿様は御隠れ御座成され候と申し上げ候。斯様の誤り可_レ有_レ之事なり。

何某、喧嘩打ち返しをせぬ故恥になりたり。打返しの仕様は踏込むで切殺さるゝ迄なり。是にて恥に不_レ成なり。仕果すべしと思ふ故、間に合はず。向は大勢などと云ひて時を移し、終に止めになる相談に極るなり。相手何十人もあれ、片端より撫切りと思ひ定めて、立向ふ迄にて候が成就なり。多分仕済すものなり。又淺野殿浪人夜討も、泉岳寺にて腹切らぬが落度なり。又主を討せて、敵を討つ

事延々なり。若し其の内に吉良殿病死の時は残念千萬なり。上方衆は智慧かしこき故、褒めらるゝ仕様は上手なれども、長崎喧嘩の様に無分別にすることはならぬなり。又曾我殿夜討も殊の外の延引、幕の紋見物の時、祐成圖を迦したり、不運の事なり。五郎申様見事なり。總じて斯様の批判はせぬものなれども、是も武道の吟味なれば申すなり。前方に吟味して置かねば、行當りて分別出来合ひ不申候故、大方恥に成り候。咄を聞覚え、物の本を見るも、兼ての覺悟の爲なり。就中、武道は今日の事も知らずと思ひて、日々夜々に箇條を立て、吟味すべき事なり。時の行掛りにて勝負は有るべし。恥をかゝぬ仕様は別なり。死ぬ迄なり。其の場に叶はずば打返しなり。是には智慧も業も入らぬなり。曲者といふは勝負を考へず、無二無三に死狂ひする計りなり。是にて夢覺むるなり。

奉公人に疵の附く事一つあり。富貴になりたがる事なり。逼迫にさへあれば疵は附かざるなり。又何某は利口者なるが、人の仕事の非が目にかゝる生れつきなり。此の位にては立ちかぬものなり。世間は非だらけと、始めに思ひ込まねば、多分顔附が悪しくして、人が請取らぬものなり。人が請取らねば、如何様のよき人にも、本義にあらず。是も一つの疵と覺えたるがよし。

「何某は氣情者なり、何某の前にて斯様の儀を申し候。」と咄す人あり。それがさらに似合はぬ言分なり。曲者といはれたき迄なり。卑き位なり。青き所がある人と見えたり。侍たる者は、まづ禮儀正しきこそうつくしけれ。其の様に、人の前にて物を云ふは、槍持仲間の出會同然にて賤しき事なり。居室・衣裳・諸道具等にさらに似合はぬ事する人多し。扇・鼻紙・料紙・臥具などは、少しよき物にても不_レ苦なり。

一世帯構ふるがわるきなり。精を出して見解などのあれば、早濟まして居る故間違ふなり。尤も精を出して先づ種子は慥に握つて、儲能く熟する様にと修行する事は、一生止むる事はならず。見附けたる分にて、其の位に叶ふ事は思ひもよらず、只是も非也々々と思つて、何としたらば道に可_レ叶哉と一生探促し、心を守りて打置く事なく、修業可_レ仕なり。此の内に即ち道は有るなりと。

何某が養子鈍に候故氣に入らず、殊に養親長病にて氣短く相成り、不斷折檻仕り、悪口を申し候に付て、養子居こたへ候儀難_レ成、近々引取り可_レ申様子に相見え候。此の事を養母参り候て、「何とも迷惑に候間、病氣乍ら諸事堪忍候様に、親に御意見頼み申す。」由申し候。斷り申し候へ共、「是非共頼み

申す。」と涙を流し申し候故、不_レ及_レ力請合ひ申し候。親に意見は逆にて候。殊に病中なり。悴を此方へ遣し候へ。」と申し候。母不落着にて罷歸り候。悴參り候に付申し候は、「總じて人間に生れ出づるも、生々の大幸と可_レ存事に候。其の上御當家の士と成る事、生前の本望なり。百姓町人を見て思ひ知るべし。實父の遺領を取るさへ有難き事なるに、末子に生れ出で他の家を繼ぎ、御被官の一人となる事は、うどんげの仕合なり。これを取廻して無息人に成る事は不忠、親の氣に入らぬは不孝なり。忠孝に背きたる者は世界に置所なし。よく立歸りて案じて見られ候へ。今其方の忠孝は、唯親の氣に入る迄なり。氣に入り度くても、親の氣向きがわるきとのみ可_レ被_レ存候。親の氣の直し様を教へ可_レ申。私の面つき其の外物毎に、親の氣に入り申す様にと、血の涙を流し、氏神に祈らるべし。これ私の事にあらず、忠孝の爲なり。此一念忽ち親の心に感應あるものなり。歸りて見られよ。早親の心直りて居るべし。天地人感通する不思議の道なり。殊に長病なれば久しかるべからず、讒かの間の孝行、逆立するとも安き事なり。」と申し候へば、涙を流し忝しと申して歸り申し候。後に承り候へば、歸りがけに親申し候は、「意見に逢ひたりと見えて、先づ見掛がよくなりたり。」と、其の儘機嫌直り候由。誠に不思議の道理、人智の及ばぬ所なり。其の時の意見ゆる、忠孝共に立ち候て忝き由、禮に被_レ參候。眞の道を祈りて叶はぬ事なし。天地も思ひほがすものなり。紅涙の出る程に徹する所、即ち神に通するかと存じ候。

通するかと存じ候。

山本神右衛門常に申し候詞數ヶ條書き留め候内

- 一、一方見ゆれば八方見ゆる
- 一、スラ笑ひする者は、男はスクタレ女はヘラハル
- 一、口上又は物語などにも物を申す時は向ふの目と見合せて申すべし、禮は始にしてすむものなり、うつぶきて申すは不用心なり
- 一、袴の下に手を入るゝこと不用心なり
- 一、草紙書物を取扱ひ候へば則ち焼失被_レ申候、書物見るは公卿の役、中野一門は櫓木握つて武邊する役と被_レ申候
- 一、朝は七ツ時に起き日行水、日さかやき、食は日の出にし、暮より休み申すべし
- 一、組付かず馬持たぬ侍は侍にてなし
- 一、士は食はねど空楊枝、内は犬の皮、外は虎の皮
- 一、曲者は頼母敷者

「人として肝要に心がけ、修行すべき事は何事にて候や。」と問はれ候時、何と答へあるべきや、まづ申して見るべし。只今正念して居る様になり。諸人心がぬけてばかり見ゆるものなり。抑々活きた面は正念の時なり。萬事をなす中に、胸に一つ出来る物あるなり。これが君に對して忠、親には孝、武道には勇、其の外萬事につかはるゝものなり。これを見付くる事も成る事に候。見付けて不斷持つ事は成り難し。只今の當念より外は無之候なり。

昔は寄親組子無他事一心入有り、光茂公の御代、御馬廻御使番母衣一人不足の時、御家老中御僉議にて若手に器量の者に候間、馬渡源太夫可被仰付旨相締り候。此事源太夫親市之允隠居にて罷在り候が承り付、寄親中野數馬へ早走りにて参り候て申し達し候は、楮も不_レ及_二是非_一仕合に候。御組の儀、皆御一門衆計りにて候故、拙者覺悟には御一門衆を追越し寄親の用に可_レ罷立と存じ部り、源太夫にも一門組にて候間、油斷不_レ仕一門衆を押しつけ、寄親の用に罷立ち候様にと、兼々申聞き置き候、然る所に御組内より源太夫御選のけの義面目次第も無_レ之、無_二御情_一被_レ成方にて候。此上は知行主に罷成り候、源太夫は不_レ及_二申、隠居仕り候拙者とても世間に無_二面目_一に付て、父子共に覺悟を相極め申し候由、屹度申し候。數馬承_レ之、以外の了簡違ひにて候。今度の組代りは源太夫規模の仕合不

過_レ之候。御家老中御僉議、器量者に候故、被_レ仰候由、父子乍ら成程悦び被_レ申筈に候と申し候へば、市之允申し候は、御僉議の節彼者は私一門同前に組内寄合申す者に候へば差出し候義不_二罷成_一と被_二仰達_一筈に候を、御請合被_レ成候は兼々無_二他事_一も不_レ被_二思召_一故にて候、爰を以て御見限被_レ成候儀と骨髓に通じ意恨に存じ候由、中々存部りたる様子に申し候。其時數馬申し候は成程尤にて候。今日御家老中に御斷り申し候て見可_レ申候由申し候に付て、責て其御一言なり共不_レ承候では難_二罷歸_一と申し候て、歸り申し候。數馬致_二登城_一御家老中へ申し候は、人の命は知れぬ物にて候、私儀今朝すでにふと腹を突れ申し候、か様くの仔細にて候間、源太夫儀は御免被_レ成候様にと申し候故、餘人に被_二仰付_一候由なり。

五六十年以前迄の士は、毎朝、行水、月代、髪に香をとめ、手足の爪を切つて輕石にて摺り、こがね草にて磨き、懈怠なく身元の嗜みを專一とし、尤も武具一通りは錆を附けず、埃を拂ひ、磨き立て召置き候。身元を別けて嗜み候事、伊達のやうに候へども、風流の儀にてこれなく候。今日討死と必死の覺悟を極め、若し無_レ嗜みにて討死いたし候へば、平素の不覺悟もあらはれ、敵に見限られ、不心得の程賤しまるゝものなれば、老若共に身元を嗜み申したる事にて候。事むつかしく、隙つひえ申すやうに候へども、武士の仕事は斯様の事にて別に忙はしき隙入る事も無_レ之、常住討死の仕組にて篤

と死身に成り切つて、奉公も勤め、武邊も仕り候はゞ、恥辱あるまじく、さるを、其の心掛なくして、欲得我が儘ばかりにて日を送り、行當りては恥をかき、それも恥とも思はず、我身さへ快く候へば、何も構はずなど、放埒無作法の行跡に成り行き候事、返すくも口惜しき次第にて、平素必死の覺悟これなき者は、必定死場悪しきに極り候。又平素必死に極め候はゞ、何とて賤しむべき振舞あるべきや。さればこのあたり、よくく工夫仕るべき事なり。又三十年以來風規相替はり、若武士どもの出合ひの節に話すことの、皆金銀の噂、損徳の考へ、内證事の話、衣裝の吟味、色慾の雑談のみにて、此の事のなければ一座しらせて見ゆるは、まことに是非なき風俗になり行き候。昔は二十、三十共迄は素より心の中に賤しき事持不申候故、詞にも出し不申候。年輩の者も、不圖申し候へば、怪我の様に覺居り申し候。是は世上花麗になり、内證方計りを肝要に目つけ候故にて可有之候。我身に不似合驕りさへ不仕候へば、兎も角も相濟む物にて候。又若き者の始末の心有之をよき家持などとほむるは淺ましき事にて候。始末の心有之ものは義理を缺くなり。無義理者は寸口垂なり。

大事の状手紙書付を持ち届け候節、道すがらも手に握りて片時も離さず、向き様にて直ぐに相渡すものにて候由。

一鼎の咄に、能き手本を似せて精を出し習ふ人は、惡筆も大體の手跡になるなり。奉公人もよき奉公人を手本にしたならば、大體には成るべし。今時能き奉公人の手本がなきなり。夫れゆゑ、手本作りて習ひたるがよし。作り様は、時宜作法一通りは何某、勇氣は何某、物言ひは何某、身持正しき事は何某、律義なる事は何某、つゝ切れて胸早くする事は何某と、諸人の中にて、第一の能き所、一事宛持ちたる人の、其の能き事計りを選び立つれば、手本が出来るなり。萬の藝能も師匠の能き所は及ばず、悪しき曲を弟子は請取りて似するもの計りにて、何の益にも立たざるなり。時宜能き者に不律義なる者あり。これを似するに多分時宜は差置きて、不律義を似する計りなり。能き所に心付けば、何事も能き手本師匠となる事に候由。

奉公人は二六時中氣をぬかさず、常住主君の御前に、公界に罷在る時の様にするものなり。休息の間にてもうかとなりては、それだけ公界にて、うかと思ゆるなり。此の氣の位ある事なり。

短氣にしてはならぬこともあり。氣ながくすれば、時に或はよきをりの出來するものなり。かゝれば、先づ堪忍が第一なり。されど、爰ぞと思ふ時は、手早く躊躇なき様にしたるがよきなり。案じ廻して、逡巡して、却つて仕損することあり。又初より一途に踏破つてよきこともあり。又愛想も、興も盡きて、却つてよきこともあり。斯様なる時は別けて一言が大事なり。しかし兎角氣をぬかさず、胸を据うる事が肝要なり。

大酒にて後れを取りたる人數多なり。別して残念の事なり。先づ我が丈け分を能く覺え、その上は飲まぬ様にありたきなり。その内にも、時により、酔ひ過す事あり。酒座にては就中氣をぬかさず、不圖事出來ても間に合ふ様に了簡可有之事なり。又酒宴は公界ものなり。心得べき事なり。

上下によらず、誰人にも、己が身の分際を越えたることをするものは、結局は、卑怯卑劣なることをなすものにて、下々は逃走をもするものなり。下人などに氣を付け申すべき事なり。

武藝に貧着して、弟子など取りて武士を立つると思ふ人多し。骨を折りて、術藝者になるは、惜

しき事なり。藝能は、只事缺かぬ分に習うて濟む事なり。總じて多能なる者は下劣に見え、肝要なるものが、疎略になるものなり。

吉凶に付、仰せ渡しなどの時、無言にて引取りたるも、當惑の體に見ゆるなり。能き程の御請け可有事なり。前方の覺悟が肝要なり。又役など被仰付候節、内心に嬉しく思ひ、自慢の心などあれば、其の儘面に顯るゝものなり。數人見及びたり。見苦しきものなり。我等不調法者なるに、斯様の役被仰付、何と可相濟哉、惻々迷惑千萬氣遣ひなる事かなと、我が非を知りたる人は、詞に不レ出とも面に顯はれ、おとなしく見ゆるなり。浮氣にて、ひようすくは道にも違ひ、初心にも見え、多分仕損じ有るものなり。

後醍醐天皇隱岐國より還幸の時、赤松、楠木御迎に參上、御感の勅諭あり。圓心は、唯平伏して退出、正成は、御請申上げたり。よき御請なり。本書にて、之を見るべし。

何某缺落者追手に罷越し候處、鶴籠に乗り戸を差して通り候者あり。走り寄り戸を引あげ、何某に

ては無^レ之哉と申し候へども、他方^{よた}の者にて候、傍輩^{たがた}を待兼ね^{たせ}鹿相仕^{かそう}り候と申して差し通り候由。

先年大僉議^{せんぎ}の時、其の頭討果^{かぶ}つべき覺悟にて、何某仕懸^{なに}け其の理聞届^りけ申上げ候。又御仕置の上何某^{おん}は御領掌^{りやうしやう}早く候て、御側手薄頼^{おんがわ}み少くなく存すべくと申上げ候。

役所などにて別けて取込み居り候處に、無心に何かと用など申す人有^レ之候時、多分取合ひ悪しく立腹^{たてはら}などする者あり。別けて宜^{よろ}しからざる事なり。左様の時ほど押ししづめ、よき様に取合ひ仕るべき事、侍の作法なり。かどがましく取合ひ候は、中間^{ちゆうげん}などの出會ひの様なり。

學問はよき事なれども、多分失出來るものなり。江南和尚^{いんなん}の禁^いめの通なり。一行ひ有る者を見ても、我が心の非を知るべき爲にすれば、其の儘^{まま}用に立つなり。然れども斯様には成り兼ねるものなり。大方^{おほ}見解^{けんかい}が高くなり、理好^{りこう}きになるなり。

人の難に逢うたる折、見舞に行きて一言が大事の物なり。其の人の胸中^{むねちゆう}が知るゝものなり。兎角^{とかく}武士はしほたれ、草臥^{くたひ}れたるは疵^{きず}なり。勇み進みて、物に勝ち浮ぶ心にてなければ、用に立たざるなり。人をも引立つる事有^レ之なり。

時に依り、人に用をいひ、物を貰ふ事有り、それも度重れば無心^{むしん}に成るなり。賤^{しん}しかるべし。何卒^{なげ}濟む事ならば用をいはぬやうに有度きなり。

大雨の感^{いさめ}(戒^いともあり)と云ふ事あり。途中にて俄雨に逢ひて、濡れじとて道を急ぎ走り、軒下^{のき}などを通りても、濡るゝ事は替^からざるなり。初より思ひあきらめて濡るゝ時、心に苦なし、濡るゝ事は同じ。これ萬^{よろづ}にわたる心得なり。

萬の藝能も、武道奉公の爲にと心に構へてすれば、用に立ちてよきなり。然らざれば多分藝好きになるものなり。學問^{がくもん}など就中^{じゆうちゆう}危きなり。

唐に、龍の圖を好める人あり。衣裳、器物にも龍の模様計りを附けられたり。其の愛心深き處、龍

神に感通やしけん、或時、眞の龍、窓前に顯はれければ、此の人驚きて氣絶しけるとなり。内々にては廣言を云ひて、事に臨みて違却する人有るべし。

中道は物の至極なれども、武邊は、平生にも人に乗越えたる心にてなくては成るまじく候。弓指南に、左右ろくのかねを用ふれども、右高になりたがるゆゑ、右低に射さする時、ろくのかねに合ふなり。軍陣にて、武功の人に乗越ゆべしと心掛け、強敵を可討取と、晝夜望みを掛くれば、心猛く草臥もなく、武勇を顯はす由、老士の物語なり。平生にもこの心得可有之なり。

槍つかひ何某、末期に一の弟子を呼び、遺言致し候は、一流奥儀少しも不殘相傳へ候上は、今更申置くべき事なし。若し弟子を可取と存じ候はゞ、毎日竹刀を手馴るべし、勝負あひのことは格別なりと申し候由。又連歌師の傳受にも、會席の前日より心をしづめ、歌書を見るべき由なり。一事三昧なり。面々の家職三昧に可有事なり。

鐵山、老後に申し候は「取手は相撲には違ひ、一旦下になりても、後に勝ちさへすれば濟む事と心得罷り在り候。近年存じ當り候は、一旦下になりて居る時、若し誰ぞ取りさかへ候はば負けになるべし。始めに勝つが始終の勝ちなり。」と申され候由。

武士の子供は育て様あるべき事なり。先づ幼稚の時より勇氣を勧め、假初にもおどし、だます事などあるまじく候。幼少の時にも臆病の氣これあるは一生の疵なり。親々不覺にして、雷鳴の時もおぢ氣を付け、暗がりなどには參らぬ様に仕なし、泣き止ますべきとて、おそろしがる事などを、申聞かせ候は不覺の事なり。又幼少にて強く叱り候へば、入氣になるなり。又わるぐせ染み入らぬ様にすべし。染み入りてよりは意見しても直らぬなり。物言ひ、禮儀など、そろくと氣を付けさせ、欲義など知らざる様に、その外育て様にて、大體の生付きならば、能く成るべし。又女夫仲悪しき者の子は不孝なる由、尤もの事なり。鳥獸さへ生れ落ちてより、見馴れ、聞馴るゝ事に移るものなり。又母親にして、父子仲悪しくなる事あり。母親は何のわけもなく子を愛し、父親意見すれば子の最負をし、子と一味するゆゑ、その子は父に不和になるなり。女の淺ましき心にて、行末を頼みて、子と一味すると見えたり。

決定覺悟薄き時は、人に轉せらるゝ事有り。又集會咄の時分、氣ぬけて居る故に、我覺悟ならぬ事を人の話などするに、うかと移りてそれを同意に心得、挨拶もいかにもと云ふ事有り、脇より見ては同意の人の様に思はるゝなり。それに付、人に出會ひては片事も氣のぬけぬ様に可レ有事なり。其上話又は物を申し掛られ候時は、轉せらるまじきと思ひ、我胸にあはぬ事ならば其の趣申すべしと思ひ、其事の發端を可レ申と思ひて取合ふべし。差したる事にてなくても少しの事に違却出来るものなり、心を付くべし。又兼て如何と思ふ人には副寄らぬがよし。何としても轉せられ引入れらるゝものなり。爰の慥に成る事は功を積まねばならぬ事なり。

何某事數年の精勤にて、我人一廉御褒美可レ被_レ仰付一事と存じ居り候處、御用手紙參り、諸人前方より祝儀を申述べ候、然る處、役米加増仰せ付けられ候に付て、皆人案外の儀と存じ候。然れども仰付の事に候故悦び申し候へば、御某以ての外貌振悪しく、面目無き仕合せに御座候。畢竟御用に不_レ相立者に候故、斯くの如きの行掛り、是非御斷り申上げ候て引取り可_レ申。などと申し候を、入魂の衆色々申し宥め候て、相勤め申し候。これ偏へに奉公の覺悟無_レ之、唯我が身自慢の故にて候。御褒美の事は扱置き、侍を足輕に被_レ召成、何の科も無_レ之を切腹被_レ仰付候時、一入勇み進み候こそ、御

譜代の御家來にて候。無_レ面目などと申し候は、皆私にて候。此所に篤と可_レ落着_二事なり。但し曲者の一通りは別にあるべき事なり。

藝は身を助くると云ふは、他方侍の事なり、御當家の侍は、藝は身を亡ぼすなり。何にても一藝有_レ之者は藝者なり、侍にあらず、何某は侍なりといはるゝ様に心掛くべき事なり。少しにても藝能あれば侍の害になる事と得心したる時、諸藝共に用に立つなり。この當り可_レ心得_二事なり。

「過つて改むるに憚る事なかれ。」といへり。少しも猶豫なく改むれば、誤忽ち滅するなり。誤を紛らかさんなどとする時、猶々見苦しく、苦しき有り。禁句などを言出したる時、手取早に其の趣をいへば、禁句少しも不_レ殘、心屈せざるなり。若し又咎むる人ならば、「誤つて申し出で候故、その謂れを申し披き候に、無_レ御聞分_二ば不_レ及_レ力候。存じ當らず候て申し候へば、無_レ御聞_二同然にて候。誰が上をも沙汰は致す事に候。」と言ひて覺悟すべし。さてこそ、人事隠事、會て云ふべからず、又一座をはかりて、一言も云ふべき事なり。

風體の修行は、不斷鏡を見て直したるがよし。これは秘藏の事なり。諸人鏡をよく見ぬゆゑ、風體
わろし。口上の稽古は宿元にての物言にて直す事なり。文段の修行は一行の手紙も案文する迄なり。
右いづれも閑かに強みあるがよきなり。又手紙は向様に掛物になると思へど、了山上方にて承り候
由。

手跡の行儀正しく、疎略なきより上は有まじけれども、其分にては堅く見ゆるなり。此上
に格をはなれたる姿有るべし。諸事に此の理有るなり。

何某申し候は「浪人などと云ふは、難儀千萬此の上もなきものゝ様に皆人思うて、浪人などするを
りは殊の外しほがれ草臥るゝ事なり。浪人して後は左程にはなきものなり。前方思うたるとは違ふな
り。今一度浪人仕度し。」と云ふ。尤もの事なり。死の道も、平生に死習うては、心安く死ぬべき事な
り。災難は前方了簡したる程には無きものなるを、先を量つて苦しむは愚かなる事なり。奉公人の打
留めは浪人か、さもなくば切腹に極りたると、兼て覺悟すべきなり。

役儀を險呑に思ふは、すくたれ者なり。其の事に備へたる身なれば、其の事にて仕損ずるは、當然
のことなり。但し私の事にて仕損ずるこそ、辱にてあるなれ。されど、不調法にて何と相勤まるべき
やとの心遣ひは、あるべき事なり。

「人の心の厚薄を見んと思はゞ煩へ。」と云ふことあり。日頃は心安く寄合ひ、病氣又は難儀の時大
かたにする者は腰拔なり。すべて人の不仕合せの時別けて立入り、見舞、附届仕るべきなり。恩を受け
候人には、一生の内疎遠にあるまじきなり。斯様の事にて、人の心入れは見ゆるものなり。多分我が
難儀の時人は人を頼み、後には思ひも出さぬ人多し。よく慎しむべきことなり。

盛衰を以て、人の善悪は、沙汰せられぬ事なり。盛衰は天運なり。善悪は人の道なり。されど、教
訓の爲めには盛衰を以て云ふなり。

山本前神右衛門、召使の者に不行跡の者あれば、一年の内、何となく召使ひ、暮になり候てより無
事に暇を呉れ被レ申候由。

鍋島次郎右衛門切腹の時、何某へ四段の意見有り、御仕置中に世上の聞を不憚して却つて悪名に成る事あり、最初此の沙汰あるとも、不_レ被_二取立_一筈なり。次に究の節偽り候半は、其の分にて被_二差置_一筈なり。其の次に咎の僉議の時、先祖の功先年公儀へ四郎が旗被_レ成_二御覽_一候儀申達可_二差留_一事なり。其の次に右の條々難_レ成は御用意可_レ被_二申上_一候事なり。

諸岡彦右衛門用事有_レ之由にて、召寄せ被_二申聞_一候一通りの事、神文と被_レ申候へども、「侍の一言金鐵より堅く候。自身決定の上は、佛神も被_レ及まじ」と申し候て、神文相止め候。廿六歳の事なり。
(辨財公事の極意の事。)

將監介錯一通の事、御目附鍋島十太夫石井三郎太夫なり。三郎太夫見届け申し候と、詞をかけ屏風引廻し候由。

造酒切腹に付て一通の事、八助殿附兩人の仔細の事、預り物御改の時、數馬へ申達候事、番付の時一言申達内に入り候事、女房病氣に付醫師呼び候一通の事、申様開合の事。

お抱者には心得あるべき事なり。器量を顯はし、御用に立ち、名を揚げ、子孫の爲に成る事をするものなり。子孫にも多分此の風移るものなり。御譜代の者は、過失罪科は我が身に引受け、主君の御爲になり候様と思ふ所あり。何某三家出入の時の諫言の様なる事なり。

常に無き事あれば怪事と云うて、何事の前表かと云ひ扱ふは、愚なる事なり。日月重出、帚星、旗雲、光物、六月の雪、師走の雷などは、五十年百年間に有る事なり。陰陽運行にて出現するなり。日の東より出、西に入るも常に無き事ならば、怪事と云ふべし。是れに替る事なし。又天變の有_レ之時、世上に必ず悪事出来る事は、旗雲を見ては何事ぞ有るべしと、人々に怪みを生じ、悪事を待つ故に其の心より悪事出来るなり。

張良が石公の書を傳へたと云ひ、義経は天狗の傳を繼ぐなどと云ふは、兵法一流建立の爲なり。

御側長崎御仕組に、一とせ二番立に割付け、御帳出来候を見候に付て、役人へ申し候は、「陣立の時分、殿の御供不_レ仕儀、拙者は不_二罷成_一候。弓矢八幡、觸狀帳面に判不_レ仕候間、左様に心得可_レ被_レ申候。

是は書物役仕る故にて候はんと存じ候。斯様に申す儀不届と候て、役を被_レ差迦_二は本望、切腹幸ひにて候。」と申捨て罷立ち候。其の後_二僉議_一候て仕直し被_レ申候。若き内、強み無_レ之候ては不_二罷成_一候。心得有る事に候由。

一鼎の咄に、何事にて願ひさへすれば、願ひ出すものなり。御國に、昔は松茸と云ふ物なし。上方にて見候者共、御國內の山に出来候へかすと願ひ候が、今は北山に願ひ出し、いか程も出来たり。以後は御國の山に、輸出可_レ申候。これ我が未來記なり。諸人願ひ候故なり。然らば人々願事可_レ有事となり。

人相を見るは、大將たるものの專要なり。楠木正成が、櫻井驛にて正行に渡したる一卷の書には、只眼ばかり書きたりと云ひ傳へたり。人相に大秘事有_レ之事なり。口傳。

火急_二の場にて、人と相談もならざる時、分別の仕様は他にこれなく、四誓願に押當て見れば、其の儘わかるゝなり。立越えたる事は、いらぬものなり。

主人に諫言_二をするに色々あるべし。赤心より出でたる諫言は脇に知れぬ様にするなり。主君の御氣に逆らはぬ様にして御癖を直し申すべきものなり。細川頼之が忠義などなり。昔御道中にて、脇寄り遊ばさるべくと仰せ出され候節、御年寄何某承り、「某一命を捨て、申上ぐべく候。段々御延引の上に、脇寄りなど遊ばされ候事、以ての外然るべからず候。」と、諸人に向ひ、「御暇乞仕り候。」と詞を渡し、行水、白帷子下着にて御前へ罷出でられ候が、追附退出、又諸人に向ひ、「拙者申上げ候儀聞召し分けられ本望至極、皆様へ二度御目に懸り候儀、不思議の仕合せ。」などと廣言申され候。これ皆主人の非を顯はし、我が忠を揚げ、威勢を立つる仕事にて眞の諫言とは似て非なるものとや申すべき。多分他國者に有_レ之なり。

風體_二の修業には、不斷鏡を立見候て直したるがよし。十三歳の時、髪を御立てさせ被_レ成候に付て、一年計り引入り居り候。一門共兼々申し候は、「利發なる面にて候間、頓_二て仕損じ可_レ申候。殿様別けて御嫌ひ被_レ成候は、利發めき候者にて候。」と申し候に付て、この節顔付仕直し可_レ申と存じ立ち、不斷鏡にて仕直し、一年過ぎて出候へば、虚勞下地と皆人申し候。これが奉公の基かと存じ候。利發を面に出し候者は、諸人請取り不_レ申候。ゆりすわりて、しかとしたる所なくては、風體不_レ宜_二なり。

うや／＼しく、にがみありて、調子静かなるがよし。

目附役は、大意の心得なくては害に可成なり。目附を仰付け置かれ候は、御國御治め可被成た
めにて候。殿様御一人にて端々まで御見聞不_レ被_レ相叶_一に付、殿様の御身持、御家老の邪正、御仕置
の善悪、世上の唱へ、下々の苦樂を分明に被_レ聞召_一、御政道を御糺し可_レ被_レ成ためなり。上に目を附
くるが本意なり。然るに、下々の悪事を見出し聞出し、言上致す時は悪事たえず、却つて害になるな
り。下々に直なる者は稀なり。下々の悪事は御國家の害にはならぬものなり。又究役は科人の言分け
立ちて、助かる様にと思ひて可_レ究事なり。これも畢竟御爲なり。

勘定者はすくたるものなり。仔細は、勘定は損得の考するものなれば、常に損得の心絶えざるな
り。死は損、生は得なれば、死ぬる事をすかぬ故、すくたるものなり。又學問者は才智辯口にて、
本體の臆病、慾心などを仕かくすものなり。人の見誤る所なり。

追腹御停止になりてより、殿の御味方する御家來なきなり。幼少にても家督被_レ相立_一候に付て奉公

に勵みなし。小々姓相_止み候に付て、侍の風俗悪しくなりたり。餘り御慈悲過ぎ候て、奉公人の爲に
不_レ成候。今からにても、小々姓は被_レ仰付_一たき事なり。十五六にて前髪取り候故、引嗜む事を知ら
ず、呑喰ひ、わる雑談ばかりにて、禁忌の詞、風俗の吟味もせず、隙をもつて徒ら事に染入り、能き
奉公人出來ざるなり。小々姓勤むる者は、幼少の時より、諸役見馴れ御用に可_レ立。副島八右衛門四
十二歳、鍋島勘兵衛四十歳にて元服なり。

「武士道は死狂ひなり。一人の殺害を數十人して仕かぬるもの。」と、直茂公も仰せられ候。本氣に
ては大業はならず。氣違ひになりて死狂ひするまでなり。又武士道に於て分別出來れば、早後るな
り。忠も孝も入らず、武道に於ては死狂ひなり。この内に忠孝は自ら籠るものなり。

この事、この中も承り候。この度の御話此くの如し。志田吉之助が、「生きても死にても残らぬ場
ならば生きてがまし。」と申し候は、裏を云ひたるものなり。よく心すべし。又「行かうか行くまいか
と思ふ所へは、行かぬがよし。」と、この追加に、「喰はうか喰ふまいかと思ふ物は、喰はぬがよし。
死なうか死ぬまいかと思ふ時は死ぬをよろし。」と。

大難大變に逢うても毫も動轉せぬといふは、まだしきことなり。大變大難に逢うては歡喜雀躍して
勇み進むべきなり。一難關を越えたる所なり。「水増されば船高し。」といふが如し。村岡氏御改め前
意見の事。口達。

名人の上を見聞して、己は及ばざる事と斷念するは、腑甲斐なきことなり。名人も人なり。我も人
なり。如何でか劣るべきと思ひて、一度打向へば、最早其の道に入りたるなり。十有五にして學に志
すところが聖人なり。後に執行して聖人になり給ふにはあらずと、一鼎申され候。初發心時辨成正覺
ともあるなり。

武士は萬事に心を付け、少しにても後れになる事を嫌ふべきなり。就中物言ひに不吟味なれば「我
は臆病なり、其の時は逃げ申すべし、おそろし、痛し。」などといふことあり。されにも、たはぶれに
も、寢言にも、たは言にもいふまじき詞なり。心ある者の聞いては、心の奥推しはからるるものなり。
兼て吟味して置くべき事なり。

一分の武邊を確と我が心に極め置き、疑ひなき様に覺悟すれば、自然の時一番に選び出さるゝ事必
定なり。これは折節の仕方、物言ひにて顯はるゝものなり。別けて一言が大事なり。我が心を披露す
る者にてはなし。兼てにて人が知るものなり。口傳。

奉公の心掛をする時分、内にも外にても膝を崩したる事なし。物をいはず、言はで不叶事は、
十言を一言で済ます様にと心掛け候也。山崎藏人など如斯なり。

首打落させてより、一働きはしかとするものなりと覺えたり。義貞、大野道賢などにて知られたり。
何ぞ人が人に劣るべきや。三谷如休は「病死も二三日はこたへ可申。」と申し候なり。口傳。

古人の詞に、七息思案と云ふことあり。隆信公は「分別も久しくすればねまる。」と仰せられ候。直
茂公は「萬事しだるきことに七つ悪し。武士は物事手取早にするものぞ。」と仰せられ候由。心氣う
ろ／＼としたるときは、分別も埒明かず。拘泥なく、さわやかに、凜としたる氣にては、七息のうち
に分別すむものなり。胸すわりて、突つ切れたる氣の位なり。口傳。

少し理窟などを合點したる時は、頓て高慢して、一ふう者と云はれては悦び、我今の世間に合はぬ生つきなどと云ひて、我が上あらしと思ふは、天罰あるべきなり。何様の能事持ちたりとも、人の好かぬ者は役に立たず。御用に立つ事、奉公する事には好きて、随分へりくだり、朋輩の下に居るを悦ぶ心入れの者は、諸人嫌はぬ者なり。

凡そ諫言の道も、我が身其の位にあらずば、其位の人に言はせて、君の御誤直る様にするが大忠なり。此の階の爲に諸人と懇意にする所なり。それを我が爲にするは、追従なり。一方は我等荷ひ申す心入れからなり。成程なるものなり。

御家中に、よき御被官出来候様に、人を仕立て候事忠節なり。志ある人には指南申すなり。我が持分を人を以て御用に立つるは本望の事なり。

隠居、當住、父子、兄弟仲悪しきは、いやしき慾心より起るなり。主従仲悪しきことのなきが證據なり。

浪人などして取亂すは沙汰の限りなり。勝茂公御代の衆は、七度浪人せねば誠の奉公人にてなし。七轉び八起き。」と、口附けに申し候由。成富兵庫など七度浪人の由。起上り人形の様に合點すべきなり。主人も試みに仰せ付けらるゝ事あるべし。

若き内に立身して御用に立つは、のうぢなきなり。發明の生付にても、器量熟せず、人も請取らぬものなり。五十ばかりより、そろ／＼仕上げたるがよきなり。其の内は諸人の目に立身遅きと思ふ程なるが、のうぢあるなり。又身上崩しても、志ある者は私曲の事にて無レ之故、早く直るなり。

病氣などは氣持から重くなるものなり。我は老後に御用に可レ立との大願ありしゆゑ、親七十歳の子にて、影ぼしの様にありしかど、一機を以て仕直し、終に病氣出す、さて姪事を慎み、灸治を間もなく致し候なり。これにて慥かに覚えあり。ひらくちは七度焼きても本體に返ると云ふ事あり。我大願あり。七生迄も御家の士に生れ出で、可レ遂本望と、しかと思込み候なり。

直茂公御意の通り、志ある侍は諸朋輩と懇意に寄合ふ筈なり。それ故、侍より足輕迄大分入魂致し

置きたり。此の衆は自然の時一働き存じ立ち候が、「主人の御爲に同意有間敷哉。」と申す時、二三といはぬ所、見届け置きたり。されば、よき家來を持ちたる始なり。御爲になる事なり。

義經軍記に、「大將は人に言葉を能くかけよ。」とあり。組被官にても自然の時は不_レ及_レ申、平生にも、「扱々能く仕たり、爰を一つ働き候へ、曲者かな。」と申し候時、身命を惜まぬものなり。兎角一言が大事のものなり。

山本神右衛門(善忠)兼々申し候は、侍は人を持つに極り候。何程御用に可_レ立と存じ候ても、一人武邊はされぬものなり。金銀は人に借りてもあるものなり。人は俄になきものなり。兼て能き人を懇に扶持すべきなり。人を持つ事は、我が口に物を食うてはならず、一飯を分けて下人に食はすれば、人は持たるゝものなり。それ故、「身上通りに神右衛門程人持ち候人は無_レ之、神右衛門は我に増したる家來を多く持ち候。」と其の時分取沙汰有_レ之候なり。仕立て候者に御直の侍、手明槍に罷成り候衆數多有_レ之事に候。楮又組頭に被_二仰付_一候節、「組の者の儀は神右衛門氣に入り候者を新に召抱へ候様に。」と被_二仰付_一、御切米被_レ下候。皆家來共にて候。勝茂公御月待被_レ遊候時分、寺井の神水を取りに

被_レ遣候。「神右衛門組の者申付け候様に。此の者共は深みに入りて可_レ汲者共。」と被_レ成_二御意_一候。斯様に御心付き候ては、志を勤め候はで不_レ叶事なり。

神右衛門申し候は、曲者は頼もしきもの、頼もしきものは曲者なりと。年來ためし覚えあり。頼もしき者は、首尾よき時は入らず、人の落目になり、難儀する時節、くどり入りて頼母しするが頼母しなり。左様の人は必定曲者なりと。

御意見を申上げ候へば、一倍御こぢ被_レ遊候。却つて害に成り候故、御意見不_二申上_一、御無理の事ながら畏_レ罷在り候と被_レ申候は、皆言譯なり。一命を捨て、申上げ候へば、聞召し分けらるゝものなり。なまじひに申上げられ候故、御氣にさかひ、言出さるゝ半ばにて打崩され、引取る衆計りなり。先年相良求馬御氣にさかひ候御意見を強く申上げ候に付て、御立腹被_レ成、切腹と被_二仰出_一候。生野織部、山崎藏人参り候て、内意被_二申聞_一候へば、求馬は、「本望至極、さりながら今一事申残し、死後迄の残念に候。各々年來の御よしみに、此の事を被_二仰上_一被_レ下候様に。」と申し候に付て、則ち兩人より求馬申上げ候趣、被_レ達_二御耳_一候。尚々御立腹被_レ遊事にて候ひつる由に候處、求馬切腹相待ち候様にと被

仰出、被_レ聞召分_レ被_レ差免_二候。又中野數馬年寄の時分、羽室清左衛門、大隈五太夫、江副甚兵衛、石井源左衛門、石井八郎左衛門御意に背_レき候に付、切腹と被_レ仰出_二候。其の時綱茂公の御前に數馬罷出で、「右の者共は御助け被_レ成候様に。」と申上げ候。公被_レ聞召_二御立腹被_レ成、「僉議相極め切腹申付け候に、助くべき道理有_レ之申す儀に候哉」と被_レ成_二御意_一候。數馬承_レ之、「道理は無_二御座_一候」と申上げ候。道理無_レ之處に助け候様にと申す儀不届の由、御呵り被_レ成引取り、又罷出で、「右の者共は何卒御助け被_レ成候様に。」と申上げ候に付、最前の如く又々御呵り被_レ成候に付引取り、又罷出で、斯くの如く七度まで同じ事を申上げ候。公被_レ聞召_二「道理は無_レ之處、七度迄申す事に候間、助くる時節にてあるべし。」と、忽ち被_レ思召直_二御助け被_レ成候。斯様の事共數多有_レ之候なり。

何某歸參俸始めて御目見の時申し候は、御禮仕り候節、扱々有難き事哉、埋れ候者が、御目見を仕り、冥加の仕合不_レ過_レ之、此の上は身命を擲_レち、御用に可_レ罷立_二と觀念可_レ有候、此の一心則ち御心に感應有_レ之御用に立可_レ申事に候と申し候。又御禮前、殿中にて目に物を見ず、口に物を言はずと合點して、居すわりたる處を動かす、人より申掛け候共、十言は一言にて済し可_レ申候。脇より見てしつかりと見え申し候。八方を眺め口をた_レき候に付て、内心が外にちり、うかつに見ゆるなり。心のすわりと申す物なり。馴れ候程失念有間敷と申し候なり。

少し智慧ある者は、當代を諷するものなり。災の基なり。口を嗜む者は、善世には用ひられ、惡世には刑戮をまぬがるゝものなり。

神文に深き秘事有_レ之候事。

人に越えたる所は、我が上を人にいはせて意見を聞く計りなり。並の人は我が一分にて済ます故、一段越えたる所なし。人に談合する分が一段越えたる所なり。何某役所の書付を相談被_レ申候。我等よりは能く書き調る人なり。添削を請はるゝが人より上なり。

修行に於ては、此の點まで進めば、成就せりと思ふべからず。決して成就といふ事はなきものなり。成就と思ふ所、其の儘道に背くものなり。一生の間、不足不足と思ひて、死するところ、これを後より見て、即ち成就の人と云ふなり。純一無難に相成り、一片になる事は、なかく、一生になり兼

ぬべし。混り物ありては、道にあらず。されば奉公武邊一片になることを心がくべきなり。

物が二つになるが悪しきなり。武士道一つにて、他に求むることあるべからず。道の字は同じき事なり。然るに、儒道佛道を聞いて武士道などと云ふは、道に叶はぬところなり。如レ斯心得て諸道を聞きて、彌道に叶ふべし。

武士は當座の一言が大事なり。只此の一言にて武勇顯はるゝなり。即ち治世に勇を顯はすは詞なり。亂世にも一言にて剛臆見ゆ、と見えたり。されば此の一言が心の花なり。口にて言はれぬものなり。

武士は、假にも弱氣のことを云ふまじ、すまじと、兼々心がくべき事なり。かりそめの事にて、心の奥見ゆるものなり。

何事も成らぬといふ事なし。一念發ると、天地をも思ひほがすものなり。成らぬといふ事なし。人がかひなき故、思ひ立ち得ぬなり。力をも入れずして、天地を動かすといふも、只一心の事なり。

歌の讀方に、つゝけから、てにはが大事なりと云へり。是れを思ふに常々の物言ひ心を付くべき事なり。

「禮に腰折れず、恐惶に筆つひえず。」と申す事、親神右衛門常に申し候。當時の人は禮がすくなき故、うつかりとも見え、風體悪しく候。別隔てなく禮々しきがよし。又長座の時は、始と終に深く禮をして、中は座の宜しきに隨ふべし。相應に禮をすと思へば不足になるなり。近代の衆は無禮調子早に成りたり。

「奉公人は喰はねども空楊枝、内は犬の皮外は虎の皮。」と云ふ事、これ又神右衛門常々申し候。侍は外めを嗜み、内は費なき様にすべきなり。多分逆に成るなり。

藝能に上手といはるゝ人は、馬鹿風の者なり。これは、唯一偏に貧着する故なり、愚痴ゆゑ、餘念なくて上手に成るなり。何の益にも立たぬものなり。

聖君賢君と申し候は、諫言を被_レ聞召_二計りなり。其の時御家中力を出し、何事がな申し上げ、何事
がな御用に可_レ立と思ふ故、御家治まるなり。侍は諸朋輩に頼母敷寄り合ひ、中にも智慧有る人に我
が身の上の意見を頼み、我が非を知りて一生道を探促する者は、御國の寶と成るなり。

四十より内は強みたるがよし。五十に及ぶ頃よりおとなしく成りたるが相應なり。

人に取合ひ話などするは、それ／＼相應がよきなり。善き事とて、合はぬ事を言ふは興無きものな
り。

御前近き出頭人には親しく仕るべき事なり。我が爲にするは追従なり。何ぞ申上げ度き事ある時の
階_{（まはし）}なり。尤も其の人忠義の志なき人ならば無用なり。何事も皆主人の御爲なり。

人が意見を申す時は、役に立たぬ事にも、忝_{（かたじけな）}しと深く請合ひ申すべきなり。左様に仕らず候へ
ば、重ねて聞き附け見附けたる事をも言はぬものなり。何卒心安く意見を言ひよき様に仕なして、人
に言はしむるがよきなり。

諫言の仕様が第一なり。何もかも御揃被_レ成候様と存じ候て申上げ候へば、御用ひ成されず、却つ
て害に成るなり。御慰みの事などは如何様に被_レ遊候ても苦しからず候。下々安穩に御座候様に、御
家中の者御奉公に進み申し候様にと思召され候へば、下より御用に立ち度くと存じ候に付て、御國家
治まる儀に候。これは御苦勞に成り申す事にも無_レ之候と申上げ候は、御得心可_レ被_レ遊候。諫言意
見は和の道、熟談にてなければ用に立たず候。屹と仕り候申分などにては當り合ひに成りて、安き事
も直らぬものなり。

世に教訓をする人は多し、教訓を悦ぶ人は少し。況して教訓に従ふ人は殆んど稀なり。齡三十歳位
にもなれば、教訓する人もなし。されば教訓の道ふさがりて、我が儘なる故、一生非を重ね、愚を増
して、身すたるなり。故に道を知れる人には、よく馴れ近づきて教訓を受くべきなり。

名利薄き士は多分えせものに成つて人をのゝしり、高慢にして益に立たず、名利深き者には劣るな

り。今日の用には立たず。

大器は晩成と云ふ事あり。二十年三十年して仕果す事にならでは、大功は無きものなり。奉公も急ぐ心ある時、我が役の外に推参し、若巧者といはれ、乗氣さし、がさつに見え、出来したて功者振りをし、追従輕薄の心も出来、後指さるゝなり。修行には骨を折り、立身する事は人より引立てらるるものならでは、用に立たざるなり。

一役を勤むるものは其の役の肝要を僉議して今日ばかりと思ひ、念を入れて、主君の御前と思ひ大切にすれば誤なきなり。役を勤めて本意を達すると言ふ事あり。其の役を手に入るべきなり。

不氣味なる事ありとて、役を斷り、引取りなどする事は、御譜代相傳の身として、主君を後になし、逆心同然なり。他家の侍は不氣味なる時、引取るをたてばにするなり。仰せ付けとさへあらば、理非に拘らず畏まり、さて氣に不叶事は、いつまでも訴訟すべし。

何事も人よりは一段立ち上りて見ねばならず。然らざれば同じあたりにくどつきて、がたひしと當り合ひになる故、はつきりとしたる事なし。何某身上崩しの事を諸人嘲り申し候故、「不苦事にて候、不運にて残念の事。」と申し候。又、「御主人の御懇も御だましにて候故、有難くも不存。」と申す人候故、「さて不當介の人かな、志の深き者はだまさるゝが一入嬉しきものにて候。」と申聞け候なり。

楠木正成兵庫記の中に「降参と云ふことは、謀の爲にても、君のためにも、武士たるものすまじきものなり。」とあり。忠臣は如斯あるべきなり。

奉公人は、唯奉公に好きたるがよきなり。又大役などを危き事と思ひ、引取りたがるは逃尻、すくたれ者なり。其の役に指されて、心ならず仕損するは虎口の討死同然なり。

役儀を見立て好み、主君、頭人の氣風をはかりて、我が爲に勤むる者は、たとへ十度圖りて當るとも、一度圖りて迦したる時、滅亡して汚な崩しをするものなり。手前に一定したる忠心なく、私曲邪智の深きよりする事なり。

一門同組に、介錯、捕物など武士道に係りたる事ある時、我に續く者なき様に、平生覺悟して置くは、自然の時、人の目にも目立つものなり。常に、武勇の人に乘越えんと心掛け、何某に劣るまじきと思ひて、勇氣を勵ますべき事なり。

戰場にては、人に先を越されじと思ひ、敵陣を打破り度しとのみ心掛くる時は、人におくれをとらず、心氣たけくなりて、武勇を顯はす由、古老申し傳へ候なり。又討死したる時、敵方に死骸向きて居るやうにと覺悟すべきなり。

諸人一和して、天道に任せて居れば心安らかなり。一和せざれば、大義を調へても忠義にあらず。朋輩と仲悪しく、かりそめの出會にも顔出し悪しく、すね言のみ云ふは、胸量狭き愚痴より出づるなり。自然の時の事を思ひて、心に染まぬ事ありとも、出會ふ度毎に會釋よく、他事なく、幾度にて飽かぬ様に、心を付けて取合ふべし。又無常の世の中、今の事も知れず、人に悪しく思はれて果すは、詮なき事なり。但し、賣僧、輕薄は、見苦しきなり。これは我が爲にする故なり。又、人を先に立て、決して争ふ心なく、禮儀を亂さず、へり下りて、我が爲には悪しくとも、人の爲によき様にすれば、

いつも初參會の様にて、仲悪しくなることなし。婚禮も作法も、別の道なし。終を慎む事始の如くならば、不和の儀あるべからざるなり。

よき人は無きものにて候、功に成る咄さへ聞く人なし。まして修行する人はなし。此の前より方々にて數人出會申し候に、皆加減じて咄し申し候、一はいを咄し候は嫌ひ申すべく候。

何和尚利發にて、萬事を押付けて濟まし申され候。今日本に手向ひ申す出家なし。替りたる事少しもなし、大根を見届くる力ある人なきものなり。

老耄は得方にするものと覺えたり、氣力強き内は差引をし、隠し果すれども、衰へたる時、本體の得方が出て耻しきものなり。色品こそかはれども、六十に及ぶ人の老耄せぬはなし。せぬと思ふところが早老耄なり。一鼎は理屈老耄と覺えたり、我一人して御家は抱へ留むるとて、歴々方へ老いぼれたる形にて、駈け廻り入魂を被仕候。諸人尤と存する事にて候。今思へば老耄なり。我等がよき手本老耄身に覺え候。

新規と云ふは、よき事にて悪事出来るものなり。先年御參觀前、御側年寄など僉議にて、此度將軍宣下の御能に、人多く入り申し候間、御馬廻組の手明槍、侍役をさせて兼々御見知り成され候ためにもよく候とて、數人召し連れ候様に仕られ候、功者の衆は悪事の基と申し候が、爭論出來、御部屋付、羽室、大隈など五人浪人仕り候。又侍御見知り成され候とて、究役二十人に申し付け候、夫より究役の隙は無之様に悪事多く候。

本筋をさへ立てはづさぬ様にすれば、枝葉の内、飛手をも、案外の事をも爲して苦しからざるなり。枝葉の事に結局大事はあるなり。少しの事に枝ぶりのよしあしあるなり。

龍泰寺の咄に、上方にて易者申し候は、御出家方にも、四十より内の立身無用にて候。誤有るものにて候。四十にして惑はずと言ふは、孔子の上ばかりにてはなし。賢愚共に四十になれば、たけだけ相應に功の入りて惑はざるものなり。

武邊は、敵を討取りたるよりは、主君の爲に死にたるが手柄なり。佐藤繼信が忠義にて知られたり。

若き時分、「残念記」と名づけて、其の日其の日の誤を書附けて見たるに、二十三十なき日はなし。果てもなく候故止めたり。今にも一日の事を寝て後案じて見れば、言ひそこなひ、仕損なひの無き日はなし。さても成らぬものなり。利發任せにする人は、了簡に及ばざることなり。

物を讀むは、腹にて讀みたるがよし。口にて讀めば聲が続かずと式部に指南候なり。

仕合せよき時分、自慢と奢が危きなり。其の時は、日來の一倍敬まねば、追付かざるなり。よき時進む者は、悪しき時草臥るゝものなり。

忠臣は孝子の門に尋ねよとあり。隨分心を盡して孝行すべき事なり。亡き跡にて残り多きことあるべし。奉公に精を出す人は自然にはあれども、孝行に精を出す人は稀なり。忠孝と云ふは、無理なる主人、無理なる親にてなくば、知れまじきなり。よき者には他人迄も懇にするなり。松柏は霜後に顯はるとあり。元政法師は夜明けに魚の棚に行きて、苞を衣の内に隠し、母に進められたりとあり。案じて見ても、常態のことにてなし。

物を書くには、紙と筆と思ひ合ふ様になるが、上りたるなりと、一鼎申され候。はなれくになりたるなり。

文庫より書物を出し給ふ。明け候へば、丁子の香致し候なり。

大氣と云ふは、大慈悲の義なり。神詠「慈悲の目に憎しと思ふ人あらじ科のあるをばなほもあはれめ」と、廣く大なること限りなし。普くと云ふところなり。上古三國の聖衆を、今日まで崇め奉るも、慈悲の廣く至るところなり。何事も、君父の御爲、又は諸人の爲、子孫の爲とすべし。これ大慈悲なり。この大慈悲より出づる智勇が眞の物なり。慈悲の爲に罰し、慈悲の爲に賞し、慈悲の爲に働く故強く正しきこと、限りなし。我が爲にするは、狭く小さく小氣なり。悪事となるなり。勇智の事は、此の前得心せり。慈悲の事は、頃日篤と手に入りたり。家康公の仰せに、「諸人を子の如く思ふ時、諸人また我を親の如く思ふ故、天下泰平の基は慈悲なり。」と。又寄親、組子と申す事、親子の因み、一和の心を附けたる名かと思はれ候。直茂公の、「理非を糺す者は、人罰に落つるなり。」と仰せられ候も、慈悲よりの御箇條かと存ぜられ候。「道理の外に理あり。」と仰せられ候も慈悲なるべし。無盡な

る事味ふべし。と精に入りて御話なり。

湛然和尚御申し候。奉公人の利發なるは、のただぬものなり。されども、風毛ものが人に成りたる事はなしと。

式部に異見あり、若年の時、衆道にて多分一生の耻になる事あり。心得なくしては危ふきなり。云ひ聞かする人が無きものなり。大意を申すべし。貞女兩夫にまみえずと心得べし、情けは一生一人のものなり、さなければ野郎かけまに同じく、へらはり女にひとし、是は武士の耻なり。「舊友の前髪なきは縁夫もたぬ女にひとし」と西鶴が書きしは名文なり。人が鬻りたがるものなり、舊友は五日程試みて志を見届けたらば、此方よりも頼むべし。浮氣者は根に入らず、後に見離す者なり、互に命を捨つる後見なれば、よく性根を見届くべきなり。くねる者あらば障ありと云うて、手強く振り切るべし。障はとあらば、夫は命の内に申すべしと云ひ、尙むたいに申さば腹立、猶無理ならば切り捨つべし。又男の方は若衆の心底を見届くること前に同じ。命を抛ちて五年はまれば、叶はぬと云ふ事なし、尤二道すべらず、武道を勵むべし、爰にて武士道となるなり。



星野了哲は、御國衆道の元祖なり。弟子多しと雖、皆一つ宛を傳へたり。枝吉氏は理を得られ候。江戸御供の時、了哲暇乞に若衆好きの得心如何と申し候へば、枝吉答に「好いて好かぬ者」と申され候。了哲悦び、其の方をそれだけに成さんとて、多年骨を折りたりと被_レ申候。後年枝吉に其の心を問ふ人あり。枝吉申され候は、命を捨つるが衆道の至極なり。さなければ耻に成るなり。然れば主に奉る命なし。夫故好きで好かぬものと覺え申し候由。

中島山三殿は、政家公の御小姓なり。船中にて死去、高尾龜王院に墓あり。中島甚五左衛門の先祖なり。或るもの戀の叶はぬを意恨に存じ、七ツ通れば、二合半戀し、と云ふ小歌を教へ申し候。御座にて諷_ふし申され候。古今無_じ双_{さう}の少人と譽め申し候由、勝茂公も御熱心御座候由。御出仕の時分、山三殿通りかけに御膝に足さはる。則ち居さがり、御膝を押へ、御斷り申上げられ候となり。或夜百武次郎兵衛辻の堂屋敷に山三殿參られ、申し入れられ候に付、次郎兵衛驚き駈け出て、外にて出會ひ、御前の憚り外見共に宜しからず、則ち御歸り候様と申し候。山三殿申され候は、唯今通れぬ行懸りにて三人切捨て、即座の切腹は残念の事に候故仔細を申上げてよりと存じ、其の間の命、御自分を見立て、御近付にてもなく候へども、御頼み致すと成り。次郎兵衛胸おさまり、私を人と思召して御頼み過分至

極にて候。御心安く候へと内に入り身仕度も少しおくれ、直にと有_レ之、家内に伴ひ、先づ筑前の方へと志し都度城迄手を引いたり、負うたりして、夜明に山中に入りて隠す。其の時此の事偽にて、御心底見届け申し候と知契せられしなり。其の前二年の間、次郎兵衛懶怠なく、山三殿登城を道筋の橋に通合せ、下城にも通合せ、毎日見送りしとなり。

一鼎申され候は、「よき事をするとは何事ぞといふに、一口にいへば苦痛をこらふる事なり。苦をこらへぬは皆あしき事なり。」と。

大人は詞_{ことば}すくなきものなり。日門様へ、一雲御使者に參られ候時、御面談にて御返言は只「丹後守へよき様に。」とばかり仰せられ候。

四十歳より内は、智慧分別を除け、強み過ぐる程がよし。人により、身の程により、四十過ぎても、強みなければ響きなきものなり。

古老の評判に、武士の意地を立つることは、過ぐる程にするものなり。よき加減にして置きたることとは、後日の評判に不足出来るものなり。仕過ぎと思ひて仕たるとき、迦れなしと承り候。斯様の儀失念すまじきことなり。

物頭などは、組衆に親切に可^レ有^レ之事なり。中野數馬(利明)大役にて、暇無^レ之候に付て、終に組衆の所へ参り候事無^レ之候。然れども組衆病氣か、何事か有^レ之時は、御城より歸りに、毎日見舞ひ申し候。それ故、組中思ひ付き候なり。

何某今度江戸表へ宿より細書を差越され候。取紛れの時分は大形無沙汰するものなるに、斯様に心の入り廻りたる分が人より上の所なり。

打果すと、はまりたる事ある時、たとへば直に行きては仕果せがたし、遠けれども此の道を廻りて行くべしなどと思はぬものなり。手延びになりて、心にたるみ出来る故、大かた仕届けず。されば武道は卒忽なれば無^一無^三に可^レ然なり。或人、川上御經會中に、渡船にて小姓酒狂にて船頭とからか

ひ、向へ上りて、小姓刀を抜き候を、船頭竿にて頭を打ち申し候。其の時、あたりの船頭共、權を提げ駈集り、打ひしぎ可^レ申と仕り候。然るに、主人は知らぬ振りにて通られ候。小姓一人走り歸り、船頭共に謝罪を言ひ、申し宥め連れ歸り候。其の晩、右酒狂の者大小を取拂ひ申され候由、承り候。まづ船中にて酒狂者を呵り、船頭を宥めざるところ不足なり。又無理にても頭を打たれてからは、謝罪どころにてなし。謝罪言ふ振りにて近寄り、相手の船頭打捨て、酒狂者も打捨てべき所なり。主人はふがひなしとなり。

或人覺悟の體覺書に、主君の身邊勤むる者は、別けて身持覺悟慎むべきことなり。御側の者の様子を見て、主人のたけを人が積るものなり。又諫言は時を移さず申上ぐべきこと。今は御機嫌悪し序の折など、思ひて居る内に、不圖御誤もあるべきことなり。又科人を悪しざまに云ふは不義理なることなり。又仕合よき人には無音しても苦しからず、落ちぶれたるものには随分不便を加へ、何とぞ立直す様に致しつかはすこと、武士の義理なり。

何某今の役にて音物を請けず、其の上返したるとき、家來共が據なくして、潜に留置かんことの心

もとなしとて、時々手形を取らせ候由、其の外一切取入云入頼入ならず、今の日の出の役人と、佐賀中取沙汰の由に候。初心なる事にて候。慾深きにはまされども、眞の志にはあらず、我身の立ち候仕かたなり。今時分する衆もなき故に沙汰をすると見えたり。少し踏みのれば、名を取る事などは易きものなり、慾は内心に離れ、目に立たぬ様にするがならぬものなり。

當春權之允處へ、初入り致し候時「去る暮より出米休息にて、八月迄は隙を持ち申し候間、此の間に一字一石など書き申すべし。」と申し候に付、意見申し候は「第一隙なき時節にてこそあれ、當九月に人並に勤めに出ては本望にてなし。出米休息の内に、選び出されてこそ嬉しかるべけれ。然れば唯今が最も隙なき時なり。有無、出米の内に選び出さるべきこと、粉骨相はまり候へば、其の儘叶ひ申すものなり。これは我等覺えある事なり。十二歳より髪を立て候様にと仰せ付けられ引入り、十四歳迄無奉公にて居り申し候。然る處、御兩殿様御下國御行列を拜し奉り、頻りに奉公仕り度く存じ候に付、巨勢宮に參詣致し、當年五月朔日に召出され候様にと、願を懸け申し候。誠に不思議の事にて、四月晦日に、明朝日より相勤め候様にと仰せ付けられ候。其の後若殿様御前に罷出で度く、いつそ御出での折懸合申すべしと、夜白心懸け居り申し候處、或夜若殿様御出成され候間、小々姓罷出で候様にと

申し來り、早速罷出で候へば、扱も早く罷出で候、外に出合ひ候者一人もなく候。よく罷出で候と、呉れく御意成され候。此の時の有難さ今に不忘候。一念志し候へば叶はぬと云ふ事なきものなり。」と申し候處、今度權之允出米内に御使者仰せ付けられ、一家の者不思議と申し候。若年の頃より見懸りの拙者に候へば、御用に立つ事もなく出頭人などを見て羨ましく候へども、殿様を大切に思ふ事は、我には續き申さるまじくと存じ出し、これ一つにて心を慰め、小身無束をも打忘れ、勤め申し候。案の如く、御卒去の時、我等一人にて御外聞取りたり。

我が身にかゝりたる重きことは、一分の分別にて地盤をすゑ、無二無三に踏み破りて、仕てのかねば、埒明かぬものなり。大事の場を人に談合しては、見限らるゝ事多く、人が有のまゝに云はぬものなり。斯かる折が、我が分別、入用なるものなり。兎角氣違ひと極めて、身を捨つるに片付くれば濟むなり。此の際、よく仕ようと思へば、迷ひが出来て、多分仕損するなり。多くは味方の人の此方爲を思ふ人より轉せられ、引きくさらかさるゝ事あり。出家願の様なる事に候なり。

山崎藏人が、見え過ぐる奉公人は悪し、と申されたるはまことに名言なり。忠の不忠の、義の不義

の、當介の不當介のと、理非邪正のわたりに、心の附くが嫌なり。無理無體に奉公に好き、無二無三に主人を大切に思へば、それにて済むことなり。これはよき御被官なり。奉公に好き過ぎて、主人を歎き過ぐして過ちあることも有るべく候へども、それが本望なり。萬事に過ぎたるは悪しきと申し候へども、奉公ばかりは好き過ぐして、過ちあるが本望なり。理の見ゆる人は、多分少しの所に滞り、一生をむだに暮し、残念の事なり。誠に纒かの一生なり。只々無二無三がよきなり。二つになるが嫌なり。萬事を捨て、奉公三昧に極りたり。忠の義のと言ふ、立上りたる理窟が返すくも嫌なり。

養子縁組に金銀の沙汰ばかりにて、氏素性はわけもなくなり行き、あさましき事なり。斯様の事もまづ不義ながら今日が立たぬと理を付けて、不義を行ふは重々の悪行なり。理を付けては道は立たざるなり。

或人、「何某は惜しき者、早死したる。」と申され候。「惜しき者の内にて候。」と答へ申し候。又、「世が末になりて、義理は絶え申し候。」と申され候に付、「窮すれば變すと申し候へば、追付よく成るべき時節にて候。」と答へ申し候。斯様の落端が大事なり。中野將監切腹の當時、大木前兵部の所にて

組中參會に、將監事を様々悪口仕られ候。兵部申し候は、「人の亡き後にて悪口をせぬものなり。殊に科仰付けられ候衆は不憫の事にて候へば、よき様に少しなりとも云ひなすこそ、侍の義理にて候へ。二十年過ぎ候は、將監は忠臣と取沙汰有るべし。」と申され候由。誠に老功の申し分にて候。

古川六郎左衛門申し候は、「主人として用に立つ者をほしからぬ主人は無之候。我々式さへほしく候へば、大人程御大望の事に候。然る處に、何卒御用に立ち度しと思へば、其の儘一致して御用に立つものなり。我がほしきと兼々存する物を人が呉れ可申と申し候は、飛懸りて取るべきなり。此のあたりを諸人氣付き申さず、一生むだに暮すこと、老後に漸く存じ付き候。若き衆、油斷あるまじく。」と申され候。耳に留めて覚え居り候。何角の分別を止めて、唯御用に立ち度しと思ふ迄の事なり。如レ斯思ふまじきにてはなけれども、色々阻て物が有りて、打破らぬ故、あたら一生をむだに暮すは、返すく残念の事なり。我等式は何として御用に立つべきと、卑下の心にて暮すもあり。御用に立ち度き眞實さへ強ければ、不調法者程よきなり。智慧、利口者などは、多分害に成る事あり。小身にして田舎などに居る者は、家老、年寄など云ふ者は、神變不思議にてもある様に、思ひ上せて寄りも付き得ず、親しく成りて心安咄など仕て見るに、不斷御用の事を忘れず、歎かるより外に

替りたること少しもなし。御用の筋に、左程奇妙の智慧は入らぬものなり。何卒、殿の御爲、御家中、民百姓迄の爲に成る事と思ふ事は、愚鈍の我々式にても済むものなり。されども、御用に立ち度く思ひ立つ事が、いかう成りにくきものなり。

「先祖の善悪は子孫の請取次第」と(直茂公御意)被遊候。先祖の悪事を顯はさず、善事に成り行く様に、子孫として仕様あるべき事なり。これ孝行にて候。

仕合せよき時分の、第一の用心は、自慢修なり。常の一倍用心せではあぶなきなり。

武具を立派にして置くは、よき嗜なれども、何にても數にさへ合へば済む事なり。深堀猪之助が物具の様なるものなり。用意銀なども、大身の人持などは入る事なり。岡部宮内は、組中の人數程袋を作り、名を書付け、銘々相應の軍用銀入れ置き申され候由。斯様に嗜み候事、奥深き事なり。小身者などは、その期に用意なくば、寄親に頼みはごくまれても済むべし。さる程に、兼々寄親に入魂して置くべし。御側の者は、殿に附きてさへ居らば、用意なくとも済むべき事なり。何某は大阪夏陣の時、

灰吹十二刃持ちて、多久圖書殿に附きて罷立たれ候。唯早々駈出しさへすれば済む事なり。斯様の世話も、のけたるがよきと覺えたり。

昔の事を改めて見るに、諸々有之、決定されぬ事あり、夫は知れぬ分にて置きたるがよきなり。實教卿御咄に、知れぬ事は知るゝ様に仕たる物があり。又自得して知るゝ事もあり。又何としても知れぬ事もあり。是が面白き事なりと仰せられ候。奥深き事なり。甚秘廣古の事は知れぬ筈なり、容易く知るゝ事は浅き事なり。

第二卷

聞書の二教訓

「奉公人の禁物は、何事にて候か。」と尋ね候へば、大酒と自慢と奢おごりとなるべし。不仕合せふしあはの時ときは氣遣ひなし。然れども、少し仕合せよき時分、此の三箇條危あやきなり。人の上を見るに、やがて乘氣まじさし、自慢、奢が附きて散々見苦しきものなり。それ故、人は苦を見たるものならでは根性こんじやうすわらず、若き中には随分不仕合せなるがよし。不仕合せの時草臥くたひるゝ者は、役に立たざるなりと。

人に出會ひ候時は、其の人の氣質かたぎを早く呑込み、夫々に應じて會釋あしやくあるべき事なり。その内、理堅く強勢の人には随分折れて取合ひ、角立かどたぬ様にして、其の間に相手になる上手うはての理を以て言ひ伏せ、その後は少しも遺恨を残さぬやうにあるべし。これは胸の働き、詞ことばの働きなり。何某へ和尚出會の意見。口達あり。

「角藏流とは如何様の心にて候や。」と申し候へば、鍋島喜雲草履取角藏と申す者、力量の者に候故、喜雲劍術者にて取手一流仕立て、角藏流と名付け、方々指南致し、今に手がた残り居り申し候。組討ぐみうやはらなどと申し、打上りたる流にては無な之候。我等が流儀も其の如く上じやうびたる事は知らず、げす流にて草履取角藏が取手の様に、端的たいてきの當用あてように立ち申し候故、此の前から我等が角藏流と申し候。又此の前、寄合ひ申す衆へ咄申し候は、戀の至極は忍戀と見立て候、逢てからは戀のたけが低ひきなり、一生忍んで思ひ死する事こそ戀の本意なれ。歌に

戀死なん後の煙にそれと知れ終ひにもらさぬ中の思ひを
是こそ長高けだかき戀なれと申し候へば、感心の衆四五人ありて、煙仲間けせりなかまと申され候。

多久美作殿老後に、家中かみうちの者へ無情無理の御仕方ども有あ之候故、誰か意見申し候へば、「長門がためなり。我が死後に枕を高くして緩ゆるりと休み申さるべし。」と答へ候由。總じて家中を憐愍れんみんし、隱居前に無理の事共あれば、嫡子ちやくしに家を譲り候時、家中かみうちの者、早く直代に思附くものにて候。これ秘説の由、或人咄し候なり。

加州大乘寺隱居了爲和尚下國の前、北山宗壽庵普請掃除等有之時分、行寂和尚上堂の掃除は自身なされ候。又天祐寺雪門和尚隱居、海音和尚へ夏衣持參候處、新物にて良く過ぎ不似合とて返し遣はし、雪門の古衣所望にて候。又宗壽庵へ水岩和尚御越し前、新しく上堂建立申し候。御待設にとて、壁は了爲和尚御塗り候。冥加に叶はれ候所なりと。

北山黒土原に了爲和尚隱居所長陽軒と申し候。正徳二年四月十九日寺號引合濟み、宗壽庵と申し候。

夢が正直のためしなり。切死、切腹の夢折々見候が、勇氣すわり候へば、段々夢中の心持替り申し候由。閏五月二十七日夜の夢の事。

武士の大括の次第を申さば、先づ身命を主人に篤と奉るが根元なり。斯くの如くして後は何事をするぞといへば、内には智仁勇の三徳を備ふる事なり。三徳兼備など云へば、凡人の及びなき事の様なれども、易きことなり。智は人に談合するばかりなり。量もなき智なり。仁は人の爲になる事なり。我と人と比べて、人のよき様にするまでなり。勇は齒嚙みなり。前後に心附けず、齒嚙みして踏破るまでなり。此の上の立ち上りたることは知らぬ事なり。さて、外には風體、口上、手跡なり。これは

何れも常住の事なれば、常住の稽古にて成る事なり。大意は閑かに強みこれ有る様にと心得べし。此の分、手に入りたらば、國學を心懸け、其の後氣晴に諸藝能も習ふべし。よく思へば、奉公などは易き事なり。今時、少し御用に立つ人と見れば、外の三箇條迄なりと。

或る出家の云ひしに、淵瀬も知らぬ川をうかど渡りては向へも届かず、用事も濟まず、流れ死も仕るものなり。こは時代の風俗、主君の好嫌をも合點なく、無分別に奉公に乗氣さして、御用にも立たず、身を亡ぼすことあるにおなじ。されど御意に入るべくと仕るは、見苦しきものにて、先づ引取りて、此の淵瀬をも心得て、御嫌ひの事をせざる様に可仕事と存じ候由。

前神右衛門（法名善忠）は沓草鞋作り候事上手にて候。組被官抱え候時も、「草鞋作り候や、この細工成らざる者は足もたすなり。」と申し候。又一里外へは、一人に一升宛の兵糧を袋に入れ、附けさせ候。向より直ちに出陣の仕組なり。まづ、一升宛さへあれば、その内に才覺成り候。それ故、淺黄木綿の袋數多作り置き候。太閤様名護屋御下向の時、朱鞘の御大小に足半を御懸け候て、高木上道御通り候。又家康公の御家中の騎馬を太閤様へ御目に懸けられ候時、成瀬小吉紅の沓を鞘にかけ候由な

り。軍中にて第一の用意なり。今にても長崎立と申し候時、上下數萬人の用に立ち候に付て、沓草鞋一束もあるまじく候。されば、兼々心にかけて用意あるべき事なり。尤も作り習ひ候はで叶はざる儀なり。芝原、山道、川中などにて、草鞋はすべり候。足半がよく候となり。

丁字數袋身に附け候へば、寒氣風氣に中らず。先年、前數馬寒中早打にて罷下り、老人少しも痛み申さず。右傳授と申され候。又落馬血留の法、芦毛馬の糞を煎じ吞むとなり。

結構者はすり下り候。強みでなければならぬものなり。

内氣に陽氣なる御主人は隨分譽め候て、御用に落度なき様に調へ上げ申す筈なり。御氣を育て申す所なり。さて又、御氣勝、御發明なる御主人は、ちと、御心置かれ候様に仕掛け、此の事を彼者承り候はゞ何とか存すべしと思召さるゝものに成り候事、大忠節なり。斯様の者一人も無し之時は、御家中御見こなし、皆手揉みと思召され、御高慢出來申し候。上下に依らず、何程善事を成し候ても、高慢にて打崩し候なり。右のあたりに眼の着くる人、無きものなり。求馬、吉右衛門などは確かに見知

らせ申して置きたる者共なり。吉右衛門は病中にも隠居後も、事により御相談なされ候由に候。有難き御事に候。成りにくき事とばかり存する故成らず候。十年骨を碎き候へば、確と成る事に候。覺えある事に候。一國一人の重寶なれば、成り度く思はぬは腑甲斐なき事なり。先づ仕寄は信方、喬朝の如きものなり。疎まれては忠を竭す事叶はず。此處が大事なり。大かたは人の見附かぬ所なり。其の後少しづつ、すめかせ申して置く迄なりと申され候。

火事の節、請取の場へ駈附くる事は火消の爲ばかりにあらず、敵方又は逆心の者共は附火をして其の騒ぎの紛れに取りかくる事あり。其の心得を仕るべき事なり。されば、火事の不懸合は不覺悟なり。常々心掛罷在るべき事なり。御門々々の固めも其の爲なり。又、御法事の節の堪忍番は、非常を禁むる爲なり。寸善尺魔にて、法會には必ず邪魔入り來るものなり。喧嘩口論其の外不意の事有レ之節、御法事の障に相ならざる様に、早速取鎮むる役と心得て、堪忍番仕るべき事なり。斯様のこと我人能く存じたる事なれども、多分うかと罷出る故、事に臨みて仕後れ申すと相見え候。證據の咄など承り置くべき由。助右衛門殿御咄なり。

御用に立ち度しと思ふ奉公人は、其の儘引上げ召使はるゝ儀疑もなき事なり。上よりは御用に立つ者がなと、兼々御探促なさるゝ事に候へば、たとへば能囃子のうばやしに御好き候御主人は、藝ある者を御探促なさるゝ處に、百姓町人にても、笛なりとも太鼓なりとも得方えかたの者候へば、其の儘召出さるゝと同じことなり。能役者よりは、御國家の御用に立つ奉公に心掛け候ものは、何時の御時代にも御探促の事に候。又上かみの御好きなさるゝ事に、其の道其の道の者出來申す事に候へば、御用に立つ者を御好き遊ばさるべき事なり。昔より其の位々には出來兼ね候。下より登り大功を遂げ、御用に立ちたる人、御代々數人有あ之たる事に候由。

御位牌しやうが釋迦堂より御移し被レ成候を、何某見附け候て、申し達すべきやと、相談申され候に付、尤もの事に候。斯様の儀存じ寄り候人、今時、御手前おてまならでは無レ之事に候。然れども仰達せらるゝ儀は御無用に候。右申分尤もに候とて、元の如く相成り候時、世上に相知れ、御手前御外聞よくなり申す事に候。若し相濟まさる時は、彌宜いよくしからさる儀を取沙汰仕り、御手前御外聞ばかりよく候。悪事は我が身に被レり申すこそ當介あてがひにて候。今の如くして先づ召置かれ候時は、誰ぞ氣の付き申す者も無レ之、何の沙汰もなく相濟み申す事に候。さ候て、何時ぞ、時節次第沙汰なしに、元の如く御直り候様に致す様有あ之べく候。」と申し候て、差留め置き申し候。斯様の事にて、上かみの御不調法おしやうはふ、世間に知れ申す事有あ之儀に候。心を附け罷在り候へば、確しかと、よき時節がふり來るものに候。大方おほかた、悪事は内輪うちわから言ひ崩すものなり。上かみの御批判などは、一向申出でさるものと覺悟可し仕事に候。親子兄弟入魂の間などは格別と存じ、隱密沙汰なしなどと申し候て話し候へば、頓やがて擴ひろがり、後には自國・他國・日本國に洩れ聞え申す事、間もなきものに候。又下人あたり其の外、内證にて仕方悪しき人は、やがて世上に悪名唱へ申し候。内輪うちわほど慎つしみ可し申事なり。

諫言意見なども、悪事の出來てよりなしては其の驗しるしあり兼ねるのみならず、却つて悪名をひろげ申す様なるものなり。病氣に罹つてより藥を用ふるが如し。豫て、養生をよくすれば、終に病氣も出でず、病氣出で、後養生するよりも、平素の養生は手間も入らず、仕よきものなり。未だ悪事思ひ立たざる前に、平素心持になる事を、何となく諫言意見し置かば、兼て養生する如くならん。

端的たんてき只今の一念より外はこれなく候。一念々々と重ねて一生なり。此所に覺え附けば、外に忙せましき事もなく、求むることもなく、唯此の一念を守つて暮すまでなり。皆人、此の所を取失ひ、別に有る

様にばかり存じて探促いたし、こゝを見付けし人なきものなり。さてこの一念を守り詰めて抜けぬ様になることは、功を積まねばなるまじく候。されども、一度たどり附けば、常住じやうぢゆうに無くても、最早別の物にてはなし。この一念に極り候事を、よくよく合點候へば、事すくなくなるなり。この一念に忠節備はるものなり。

時代の風と云ふものは、かへられぬものなり。段々と落ちさがりて、世の末になりたる處なり。一年の内、春計りにても秋ばかりにてもなく、又一日にても同様なり。されば今の世を、百年も以前の良き風に成し度くても成らざることなり。されば、その時代々々にて、善き様にするが肝要かんようなり。昔風を慕ふ人に誤あるは、此處を合點なき故なり。又當世風計りを存じ候て、昔風を嫌ふ人は、かまちもなくなるなり。

奉公に志有りて工夫修行くふうしゆぎんなど致し候時、多分高上たかあがりに成り到り過ぎ、本を唱へ失ひ候。唯、何の合點も入らず、世間並にして主を歎なげき、奉公に好くまでなり。本に立歸り勤めたるがよし。尤も初めより此の心入こころいれにては役に立たず。一通は工夫修業して、それをさらりと捨て、如ごとし此心得候事なりと。

附紙の仕様は、端を劍先に切り、尖りに糊を薄く付けて、書物の裏に付け候由。又帛狀其の外凶事の包物は、兩の折返しを一度にするなり。夫故に常には片々づゝ折り候。其の時は左の方を初に折返し申す可く候と。

當念を守りて、氣ぬかさず、勤めて行くより外に、何物も入らず、一念々々と過ぐす迄なり。

古來の勇士は、大概そげものなり。そげ廻りたる氣性故、氣力強くして勇氣あるか、このあたり不審に候て、尋ね候へば、「氣力強きゆゑ、平生手荒く、そげ廻り申すと相見え候。さるに此方は氣力弱く候ゆゑ、そげ候事は成らざるなり。よし氣力は劣り候も、人柄は優まさり候。ことに勇氣は別事なり。此方は無氣力故、おとなしくしても、死狂ひに劣るべき謂れなし。抑死狂ひは、氣力の入る事にてはなきものなり。」と。

「奉公は色々の心持これありと相見え候。大概にては成り兼ね申すべく。」と申し候へば、「左様にてはなし、只生付の分別にて濟むものなり。勝茂公よく御選みなされたる御掟おきてに合はせて行く迄なり。」

安き事なり。唯、御家中下々迄の爲になる様にと申うてするが、上への奉公なり。不了簡の出頭人などは、上の御爲になるとて、新儀を企て、下の爲にならぬ事を構はず、下に愁ひ出来る様に致し候。これは第一の不忠なり。御家中下々まで、皆殿様のものにて候。又上よりは御慈悲にて済むものなり。其の時は礫もお慈悲になるものなり。」

權之允殿參られ、長崎仕組の事を尋ねられ候返答に、我等は御側に居り候故、其方の今のかねには合はず、その時分皆人御供の仕組仕られ候に、我等は唯不斷の枕一つにて済し候。其の仔細は、殿様御發足の時、御供にて罷立つ迄に候。武具も金銀も、兵糧も、御傍に居り候へば、上の物にて済す合點なり。御納戸置物の事、口達。其の折は御前へも申し上ぐべき事に候。御側役人も其の期に成り何と異議申さるべきや。仕組如斯にて相濟み申し候。尤も夫丸荷附馬等の引合は、張紙仕り置き候へども、大根は殿様と一所に居り候へば、相濟むものと存じ罷在り候由。

奉公仕り候時分は、内證事支への事共何とも存せず候。若し飢ゑ申し候時節は、御側の衆へも御前へも申上げ、江副兵部左衛門が如く、拜領可仕と存じ居り候。先年京都より罷下り又罷登り候時分、年寄衆へ、「拙者事久しく在京仕り候に付て、内證差支へ申し候。上方罷立ち候時分、引懸りなど候ては御外聞宜しからざる事に候。御僉議成され下さるべく候。全く私慾にて無之、御用にて在京仕る事に候故申上げ候」由申し候に付て、則ち御前へも申上げられ、銀子拜領致し候。又病氣にて服藥仕りながら相詰め居り候時分、醫師より、「人蔘用ひ候様に。」と申され候へども、手支へ故相叶はず候處、諸岡彦右衛門聞き付け、「神右衛門服用の人蔘は、御用の内より何程にても相渡すべく候間、用捨なく御用ひ候様に。」と申され、少しも遠慮仕らず請取り申し候。彦右衛門申され候は、「御自分方は、殿様御精に入られ候御用、相調へ申す人に候へば、人蔘など何程遣はし候ても苦しからず。」と申され候。總じて奉公人は、何もかも、根から、ぐわりりと主人に打任かすれば済むものなり。隔て候故、むつかしく成るものなりと。

「直茂公御軍法は、兼々御家中の者何とも存せず、其の場に臨み、御一言にて萬事はらりと埒明き申す處が、御一流にて候。」と内田庄右衛門話し申され候。既に御他界の時分、御家老衆御尋ね申上げられ候にさへ、仰せ聞けられず候となり。

徳川家康公、或時、軍不利なりしが、後の評判に、「家康は大勇氣の大將なり。討死の士卒一人も後向きて死にたるものなし。皆敵陣の方を枕にして死しゐたり。」と沙汰有之候由。武士は、日頃の心掛が死後にまで顯はれ申すものにて、恥かしき事となり。

今時の衆、「陣立など無之候て仕合せ。」と申され候。嗜無き申分にて候。纔の一生涯なれば、その手に會ひたき事にて候。寢蓮の上にて息を引切り候ては、まづ苦痛堪へがたく、武士の本意にあらず。古人は別して歎き申したる由に候。討死ほど死によき事はあるまじく候。右體の事申す衆に一言申し候も、事々しき老人など申され候時は、まぎらかして居り申す事も候が、脇より心ある人聞き候はゞ、同意の様に存すべく候へば、障らざる様に一言可申候は、左様にても無之候。今時の者、無氣力に候は無事故にて候。何事ぞ出来候はゞ、ちと骨々となり申可候。昔の人に替る筈にて無之候。よし替り候ても昔は昔にて候。今時の人は、世間押なべて落ち下り候へば、劣り可申謂はれ無之候など一座を見量り可申事に候。誠に一言が大事の物なり。

安田右京が、盃の収めばの事を申したるごとく、只仕舞口が大事にて候。一生も斯くの如くにてあるべく候。客人歸り候時分など、名残盡きぬ心持肝要なり。さなく候へば、早飽きて居たる様にて、終日終夜の話も無になるなり。すべて人の交りは、飽く心の出来ぬが肝要なり。何時も何時も珍らしき様にすべきなり。是は少しの心得にて替るものとなり。

萬事、實一つにて仕て行けば濟むものなり。其の中に奉公人は御側・外様・大身・小身・古家・取立などに付いて、夫々少しづゝの心入は替るべし。御前近き奉公などは、差出でたること第一悪しきなり。大人の御嫌ひ候ものなり。御前の仕事は成る丈け引取りて、あれにては埒が明きかぬるが、されども別に人がなければと思召さるゝ位がよきなり。さて、先役はもとより、同役を成る丈け御用に立つ様に仕なし、若し病氣、差支、役替りにて、御事缺きのとき、我が身が勤める様に心得たるがよし。これが道にてもあるべし。兎角忠節を根にして見ればよく知らるゝなり。早出頭、のうぢなきものなり。古來より例多し。幼少より御前に相勤め候へども、一言を尖に申上げたる事なし。茲にはいかう心得ある事に候となり。

身は、無相の中より生を享くとあり、何もなき處にゐるが、色即是空なり。其の何もなき處にて萬

事を備ふるが空即是色なり。二つにならぬ様にとなり。

武勇と云ふことは、我は日本一と、大高慢にてなければならず。道を修行する今日の事は、知非便捨にしくはなし。斯様に分けて心得ねば、埒明かずとなり。

此の事此の中も承り候。此の節の御話如し斯なり。戀の至極は忍戀なり。「戀ひ死なむ後の煙にそれと知れ終にもらさぬ中の思ひを」かくの如きなり。命の中に、それと知らずは深き戀にあらず、思ひ死のけだかき事限りなし。たとへ、向より、「斯様にてはなきか。」と問はれても、「全く思ひもよらず。」と云ひて、唯思ひ死に極むるが至極の戀なり。廻り遠き事にてはなく候や。此の前是を語り候へば請合ふ者共ありしが、其の衆中を煙仲間と申し候なり。此の事は萬の心得にわたるべし。主従の間など、此の心にて濟むなり。又人の陰にて嗜むが即ち公界にてのたしなみなり。獨り居るくらがりにて、賤しき舉動をなすは、まことによるしからず、又人の目にかゝらぬ胸の中に、賤しき事を思はぬ様に、心がけねば公界にて綺麗には見えす、俄かに嗜みては垢が見ゆるものとなり。

照庵は連歌好き、素方は俳諧好き、たけがあれ程違ふなり。常々の慰み方にも、長の高き方に眼を可レ著事かとわれ見立なり。連俳よりは狂歌なりと讀み習ひ度き事なりと。

謙信の「始終の勝などいふ事は知らず、只場を廻さぬ所ばかりを仕覺えたり。」と申され候由。是が面白き事なり。奉公人なども、その物を廻しては、口は利けずとなり。右の如く、當座々々の働き、挨拶、感心浅からずとなり。

病氣を養生するといふは、第二段に落つるなり。六箇敷なり。佛家にて、有相について沙汰するが如く、病氣以前に病氣を切斷することを、醫師も知らぬと見えたり。是は、我確と仕覺えたり。その仕様は、飲食、姪慾を斷つて、灸治間もなくする、この分なり。我は老人の子なる故、水少なしと覺え候。若年の時、醫師などは、「二十歳を越すまじく。」と申され候に付、「適く生れ出で、御奉公も仕届けず相果て候ては、無念の事に候、さらば生きて見るべし。」と思ひ立ち、七年不姪したるが、病氣終に發らず今迄存命仕り候。藥飲みたる事なし。又小煩ひなどは、氣情にて押したくり候。今時の人、生付弱く候處に、姪事を過す故、皆若死をすると見えたり。たはけたる事なり。醫師にも聞かせて

置き度きは、今時の病人を半年か、一二年か、不姪させ候はゞ、自然と煩は直るべし。大方虚弱の性なり。これを切り得ぬは腑甲斐なき事なり。

貴人老人などの前にて、左右なく學文かた、道德の事、昔話等遠慮すべし。聞きにくし。

上方にては花見提重あり、一日の用事なり。歸りには踏み散して捨つるなり。さすがは都の心づきなり。萬事仕廻口が大事なりと。

武士たる者は、武勇に大高慢をなし、死狂ひの覺悟が肝要なり。平素の心立て、物云ひ、身の取廻し、萬綺麗にと心掛け、嗜むべし。およそ奉公方は、その位に落ち着きたる人に、よく談合し、大事のことはそのことに構はぬ人に相談し、一生の仕事は、人の爲ばかりになると心得、雜務方を知らぬがよし。

無謂傍輩に席を越され、居肩さがりたる時、少しも心にかけず、奉公する人あり、又夫を腑骸なき

と云ひて愚意を申し、引取などするものあり、いかかと申し候へば、夫は時により事によるべし。

「水増されば船高し。」といふことあり。器量か又は我が得方の事は、むづかしき事に出會ふほど、一段すゝむ心になるものなり。迷惑がるとは、いかい違ひぞとなり。

梁山話に、上方にて指南を受け候。書き物は残る物なれば、手紙一通も則ち向様にては掛物になると思つて、嗜みて書くべきなり。然らざれば恥を書き置けばかりなりと。

奉公人は風體、口上、手跡にて上手を取るなり、風體の元は時宜なり、見事なるものなり、今時ちと目に立つ衆は、書讀の分なり、やすき事を人が油斷するなり。

柳生殿傳授に、道にて牛に行合ひて、恐るゝ氣色あるは見苦しきなり。牛の人を突く時は、常の形にてその儘突くものにあらず。屹と角構へをしてから突くものなり。斯様に心得候へば、脇を通りても恐るゝ事なし、と有之由。如斯事迄も、武士は嗜むべき事なりと。私に云ふ、馬のはぬるを度々

見候に、はぬるにてはなし。足を引上げて延べて踏むなり。馬に寄り附かずば、はねても當るまじ。一足立直りても當るまじきなり。

奉公人は良き手本が入る事に候へども、今時手本はなきものなり。風體口上は石井九郎右衛門などにて可^レ有^レ之候。律義なる事は村岡五兵衛にて候。物を書き調へ候事は原田殿、以外に見及ばず候。さても人は無きものなり。あれこれ寄せても昔の一人前にも成らず候。尤も昔も少きものなるべし。若き衆は少し精出し候はゞ、上手取る時節なるに、油断ぞとなり。

道すがら考ふれば、何とよくからくつた人形ではなきや。絲を付けてもなきに、歩いたり、飛んだり、はねたり、言語迄言ふは上手の細工なり。されど、明年の盆祭には客にぞなるべき。さてもあだな世界かな。忘れてばかり居るぞと。

權之允殿へ話に、只今が其の時、其の時が只今なり。二つに合點してゐる故、その時の間に合はず。只今御前へ被^三召出^一、「是々の儀を、そこにて云つて見よ。」と被^三仰付^一候時、多分迷惑なるべし。二

つに合點して居る證據なり。只今がその時と、一つにして置くといふは、終に御前にも、家老衆の前にも、公儀の御城にて公方様の御前にも、さつぱりと云つて済ます様に、寢間の隅にて言ひ習うて置く事なり。萬事如^レ斯なり。それに准じて吟味すべし。槍を突く事も、公儀を勤むる事も同然なり。斯様にせり詰めて見れば、日來の油断、今日の不覺悟、皆知らるゝかとなり。

公儀方などは仕損じ候ても、無調法、不馴などと言ひて、濟み申すべく候。今度不慮の座に居合せ候者の後れを取つては何と言譯仕るべきや。善忠様常に、「武士は曲者一種にて濟む」と御申し候も、斯様の事に候。若し無念なりと思はゞ、武運に盡きて即座の働きをもせず、悪名となるからには、身の置き所もなし。なかなか生きて恥をさらし、胸を焦さんよりはと、腹を切りたれば、せめてなるべし。これも命を惜しみ、むだ死などゝいひて生きる方の分別に仕かへ、よし今から先、五年か十年か廿年の間生きてんとも、諸人に後指さゝれ、恥をさらして、死骸の上に恥をぬりつけ、子々孫々咎もなきものまでも、縁によりて生來恥を受け先祖の名を下し、一門親類にも疵をつけ、無念千萬の次第にて候。偏に日來心掛なく、武士とは何としたるものやら夢にも存ぜず、うか／＼と日を暮すは罪と云ふものなるべし。出し抜きに切られたる者は力及ばず、武運に盡きたると言ふものなるべし。切り

たる者は遁れぬ行懸りにて、残らぬと思ふ心にて命を捨てしからは、どこといふ事は見えぬ筈なり。短氣にて不當介者といふなるべし。相手向二人はすくたれとはいはず、一座の者は生きて恥をかき、武士にあらず。其の時が唯今と、かねて吟味工夫して、押直して置かねばならぬ筈にて候。皆人油断にて大方にも一生を過すは不思議の仕合せなりと申し候へば、武道は毎朝毎朝死習ひ、彼に付け是に付け、死にては見、死にては見して、切れ切れて置く一つなり。尤も大儀にてはあれども、すれば成る事なり。爲まじきにてはなし。又詞の勢が武邊の大事なり。今度も取留むれば上なり。手に餘らば打捨て、取遁さば、「何某やらぬぞ、卑怯者逃ぐるか。」などと、時に應じ變に乗じ、詞を掛くる勢にて仕済なり。何某目心き、候者と、兼て諸人の目にも乗り候が仕留めたり。唯今が其の時の證據なり。横座の槍もこれなり。兼てが入りたるものなり。とかく、兼て吟味し置くべき事數多可レ有なり。殿中殺害人は、若し取逃し、切働き、御次邊まで参るべきも相知れず候へば、切捨て可レ然候。尤も後の御咎め、同類か、意趣有るかとの御僉議も有レ之べく候へども、唯仕留め申すばかりの所存、科の儀は願みずと、可レ申事に候。

日來の心掛け程仕果する證據は、此前何事ぞ、男の仕事にてさへあらば、三谷千左衛門手に廻り合ひ仕果し申し候。軍神の加護なるべし。

殿中には、抜き掛けられても手向ひ致さず、其の段御目附へ斷はり候はゞ、非分たりとも理に附くべしと、承り傳へ候。「後の利運と存じ、當座の恥を堪忍致す事いかゞ。」と申し候へば、元心師の指南に、詞の働き要る所なり。相手を召連れ申すか、我身ばかりにても御目附へ面談、如レ斯の仕合せ、誠に堪忍仕り難く候へども、殿中憚り多く、御上に對し奉り、當座の恥辱を堪忍仕り候心底御推量可レ被レ下候。某一命は過に捨て置き申し候。此の段御届仕り候段、當座の趣次第に申し達すべく候。若し相手御構ひ無レ之候はゞ、初に捨て置きたる一命に候へば、何の手もなく打果し可レ申候由。

「武道奉公方に付、段々心得打替り申し候。不圖氣に乗り、此の上はあらじと存じ候事も、暫くしていや／＼危き事にてありしと、打替り候事ども御座候。時々心相改め行ひ申す事ども、若し書き記し候はゞ、若年より以來、百度や二百度と申す事はあるまじく候。さて／＼埒明き申さざる事に候。何卒仕届け度く候。」と申し候へば、「其の内がよきなり、仕届け候へば早や違ひ候。一生と存じ候へ。」となり。

出し抜に首打落されても、一働きは確と成る筈に候。義貞の最期が證據なり。心かひなく候て、其の儘打倒ると相見え候。大野道賢が働きなどは近き事なり。これは何かする事と思ふぞ唯一念なり。武勇の爲、怨靈惡鬼とならんと大惡念を起したらば、首の落ちたりとて、死ぬ筈にてはあらず。

正徳三年八月三日夜夢中騷動場の事。

或る人の物語に、大人の名言を仰せ出さるゝこと、不思議に存ぜしが、今不圖存じあたりたり。下々は徳徳をはじめ、常々きたなき事ばかりを思ひ、胸中をけがし候に付き、俄かに思慮をめぐらさんとしても、詩歌等の作意も出がたし。然るに、大人は元來けがれたる事、胸中に出來申さず、清淨心に自然と相叶はれ候と存じ候。

人は貴となく賤となく、老となく、少となく、悟りても死に、又迷ひても死す、さても死ぬ事かな。我人ともに死ぬと云ふ事知らぬにてはなし。されど爰に奥の手あり。そは死ぬと知りては居れど、皆人死に果てゝのち、我は最も終りに死ぬ事の様に覺えて、今時分にてはなしと思ひ居るなり。はか

なき事にては無^レ之哉、然る終りなき事にては何もかも益に立たず。夢の中の戯なりなど、思ひて油斷してはならず。死は足許に來る事なれば、隨分精を出して、早く仕舞ふべきなり。

不慮の事出來て動轉する人に、笑止なる事なりといへば、猶々氣ふさがりて物の理も見えざるなり。左様の時、何もなげに、却つてよき仕合などと云ひて、氣を奪ふ位あるべし。それに取付けて、格別の理も見ゆるものなり。定めなき世界の内にては、愁ひも悦びも、心を留むべき様なきことなり。

主人にも何氣もなく思はれては、大事の奉公はされぬ物なり。此のあたり一心の覺悟にて顯はるゝなり。御叱りの時は、御惡口のみ仰せられ候へども、終に御惡口に逢ひ申さず候。若殿様は主人を見限りさうなる者と度々御意なされ、本望と存じ居り候。光茂公御卒去の時分などは、我等申上げ候事は少しも御疑ひ無^レ之候由。

惡逆の者の仕方は、人の上の非を見出し聞出して、語り廣げ慰むものなり。亦「何某こそ斯様の惡事故、御究にも逢ひ、閉門蟄居仕り居り候。」などと、無き事までも言ひ流行かし、世上普く取沙汰させ

て其の者の耳に入れ、扱は此の事顯はれ候と存じ、先づ病氣分にて引入り候時、「我身に惡事ある故、手前から引取りたり。其の仔細御改め可^レ有^レ之。」と沙汰して歷々の耳にも入れ、止む事なく惡事に成る様に仕なすなり。此の手を知らで、狼狽る者を笑ひ、惡事になして面白がり、又我身の爲の工みにも仕るものにて候。度々ありし事なり。辨財天御下り、袋酒盛、二法師江戸頭人斷り、何れも口達。廣き御家中なれば、斯様の佞惡の者、何時の世にもあるものなり。覺悟すべき事なり。

同座に若輩の人欠伸仕られ候時、欠伸は見苦しきものなり。欠伸、くさめはすまじきと思へば一生せぬものなり。氣の抜けたる所にて出るものなり。不圖欠伸出で候はゞ口を隠すべし。くさめは額を押ふると止まるものなり。又酒を飲む衆はあれども、酒盛よくする人はなし。公界物なり。氣を附くべき事なり。斯様の事共、奉公人の嗜、若き内に一々躰け置き度き事なりとて、箇條書百ばかり出來申し候。猶々僉議して書き附け候へとなり。

「帯の仕様、社衾つきは御國の風に優りたるはなし。」と、加賀守殿仰せられ候由。皆加州の御仕出なり。帯の結び目扱む事他國になし、別してよきなり。

山崎藏人の話に、「見え過ぐる奉公人は惡し」と、これ金言にて候。唯奉公に好きたるが當介家職なり。或は理非の穿鑿強く、又は無常を觀じ、隱者を好み、濁れる世の中、事繁き都など、見なし、佛道修行にて生死を離れ、詩歌を翫び、風雅を好みなどする事を、能き事の様に思ふなり。これは、我が一身の安樂のみして、心を淨く持つばかりなり。隱居人、出家など世外者はよし。されど奉公人には第一の禁物にて、斯くの如き者は皆腰拔なり。武道奉公は、骨を折りて仕惡き故、逃れて安樂を好むものなり。世間に無學文盲にして奉公一偏に精を入れ、又は妻子以下の育てに心掛くる者は、一生見事に暮すなり。奉公人にてありながら、座禪を勤め、詩歌に心を寄せ、境界を風雅に、異風にする人は、多分身上持ちそこなひ、無力に責められ、俗にも亦僧にもあらず、公家、隱者にもあらずして、見苦しき有様なり。又一偏に傾かず、家職の際に、氣晴し慰みに餘の事をするは、苦しからずと申す事あり。これは障りまでにはなるまじく候。さりながら、家職一偏に心掛け候へば、曾て少しの際もなきものなり。隙のあるは未だ打ちはまらざる故なりと、まことに老功の士の一言は厚きことなり。藏人年寄役の時分、俳諧はやり、殿中にも俳諧する人多く候へども、藏人一人終に仕習ひ申されず、「御用濟み候へば、各々は俳諧成され候へ。」と申し候て、歸り申され候。隱居以後、連歌三昧にて日を暮し申され候由。

奉公人は、心入れ一つにてすむことなり。分別、藝能にわたれば事むつかしく、心落着かぬものなり。又業にて御用に立つは下段なり。分別もなく、無藝無男にて、何の御用にも立たず、田舎の果にて、一生朽ち果つべきか、されど我は殿の一人被官なりとの心をふり起し、御懇にあらうとも、御情なくあらうとも、御存じなさるまいも、それには曾て構はず、常住御恩の忝なき事を骨髓に徹し、涙を流して大切に存じ奉るまでなり。これは易きことなり。是がならぬ生付とは有るまじく、又此くの如く思はれぬ事もなかるべけれど、斯様の志の人は稀なるものなり。唯心の内ばかりの事なり。是け高き御被官なり。戀の心入の様なる事なり。情なき程、つらきほど、思ひを増すなり。適にも逢ふ時は、命も捨つる心になるものなり。忍戀などこそよき手本なれ。一生言出す事もなく、思ひ死する心入が深き事なり。又自然偽に逢ひても、當座は一入悦び、偽の顯はるれば、猶深く思ひ入るなり。君臣の間も斯くの如くなるべし。奉公の大意、これにて埒明くなり。理非の外なるものなり。私に曰く、君臣の間と戀の心と一致成る事、宗祇註に見當り申し候。

御側の奉公は、可成差出でさる様に、ぶら／＼として年を重ね、自然と御用に立つ様になければ物に成らざるなり。一家の内の様なればなり。外様の奉公は、夫にては追附かず、随分廻れなく心掛けたる人の目にも附く心持あるなり。

何の徳もなき身にて候へば、させる奉公も仕らず、虎口前仕りたる事もこれなく候へども、若年の時分より一向に、「殿の一人被官は我なり、武勇は我一人なり。」と骨髓に徹し、思込み候故か、何たる利發の人や、御用に立つ人にては、押し下げ得申されず、却つて諸人の取持勿體なく候。唯殿を大切に存じ、何事にてはあれ、死狂ひは我一人と内心に覺悟したるまでにて候。今こそ申せ、終に今まで人に語り申さず候へども、一念天地を動かす故にて候か、人にゆるされ申し候。御子様方始め、諸人の御懇意誠に痛み入り申す事に候。主人に思ひ附く事は御譜代の士は、奉公するの、せぬのにはより不レ申候へども、勤むる時は又、品ある事に候。知行御加増、金銀過分に拜領ほど有難き事はなく候へども、それよりは唯御一言が忝なくて腹を切る志は發るものなり。火事御仕組に、江戸にて御書物心遣と申上げられ候へば、「若き者に候間、供申付け候へ。」と仰せ出され候時、忽ち身命を捨つる心に成りたり。又大阪にて御夜の物御蒲團拜領の時、「慰方に召使ひ候者に加増とは違慮故、志までに取らすぞ、年寄共へ禮にも及ばぬ。」と仰せられ候時、あはれ昔ならば此の蒲團を敷き、此の夜具を被り追腹仕るべきものと、骨髓に徹し有難く存じ奉り候なり。

或方に見舞に御同道申し、暫く話ありて罷り歸るとあり。亭主、「先づ暫く御話し候へ。晩迄と存じ候へども、客約束。」と申され候。追附罷り立ち候。差合と言はれてから歸るは、追立てられたるにてこそあれとなり。

寫し紅粉を懐中したるがよし。自然の時に、酔覺か寢起などは顔の色悪しき事あり。斯様の時、紅粉を出し引きたるがよきなりと。

相良求馬ほど發明なる人又出來まじくと思はれ候。打見たる所、扱も利發なる人と相見え、分別するほど發明顯はれ申し候。光茂公歌道一偏の御熱心故、勝茂公より御意見、年寄役は蟄居仰せ付けられ候。その時、御側の者召され御呵りにて候。求馬若年の時分にて、末座に罷り在り候が、申し上げ候は、「丹州様の御氣質を某ならでよく存じ上げ候者御座なく候。御氣質和き申す爲には、御歌學頂上の儀に候。拔群の御器量にて、御短氣御手荒く御座なされ候。されば、御歌御好き遊ばされ候は、御家御長久の基と存じ奉り候。」と申し上げ候由なり。後迄も斯様に申し候。後日に勝茂公仰せに、「丹後守が側の者共呼出し呵り候に、一言も申す者なし。たはけ共にて候。末座に若輩者居り候が、面付器量に見え候。」と、御意なされ候由。此の一段、脇説に承り候が、相違の所あり。尙可尋。

新儀はたとへ良き事にても、如何となり。中野又兵衛元祖の者申し候は、且那樣御苦勞なされ、我々弓二十五人御仕立召置かれ候處、散々に相成り候に付、責て御形見にと存じ、器量の者十人選ぐり澤野殿組に遣はし候が、組中膽を潰させ、御恩報じと存じ奉り候。残りは鐵砲組に成り候故、弓切り折り、今より火繩扱ひ成るまじくと申し候て、氣味をくさらし申し候。一人は一石組の押へに參る筈に候へども、諸合申さず候に付、某申し候は、弓は我等に續く人なし、然れ共老年にて業相成らず候、御上の仰付を、罷り成らずなどと申し候は、慮外にて候間、我等一石組に參るべしと申乞ひ、今は弓を手に取り不申と涙を流して話し申し候。斯様の儀、上に相知れ不申、下の不和出來笑止の事に候。尤も有難き御家にて候へば、追ては不合點の者あるまじく候。直茂公は一和の所を肝要に遊ばされ候。又有馬の軍功一二の入札に遊ばされ候。備へ備へに御目附有之候由、其の頃諸人不合點の由、敵合の働何として見分明白に成さるべきや、御目附武功の人にて無之候はば相違有之べく候。江戸御式臺にて石井彌七左衛門有馬話を仕出し候時、門田市郎左衛門罷り在り、よき折柄にて候、一番乗を我等より先に參られ候者有之哉、申して見候へと申し候に付て、夫は乗口が違ひ可申と申し候

由、斯様の事に多く手柄隠れ、残念に存じ候者、數多有之候由。

何某或御方にて筭失ひ候事を、何角と申し候を、同道の衆意見申し候て、沙汰なしに歸られ候。追つて盗み候人相知れ、仕置有之候。御亭主に恥かゝせ申し候事を、行き當らず言出して若し見出さざる時は、猶々無興なり。刀の拵へ様、置き處、失せたる時の事をも、兼々吟味仕るべき事の由。

一藝ある者は藝敵を思ふものなるに、左仲、先年、正珍へ連歌の宗匠を譲りたり。奇特の事なり。

湛然和尚、風鈴を懸け置かれ、「音を愛するにてはなし、風を知りて火の用心すべき爲なり。大寺を持つ氣遣は火の用心專一なり。」と御申し候。風の吹く折は自身夜廻り成され。一生火鉢の火を消されず、枕元に行燈、附木取揃へ置き、「俄の時狼狽へて火を早く立つる者なきものなり。」と御申し候。

歸り新參などは、さても鈍になりたると見ゆる位がよし。しつかりと落着いて動かぬ位があるなり。御譜代の忝さ、有難き御國なることは、氣の付くほど御恩が重くなるなり。斯様に行當りて見れば、

浪人などは何氣もなきことなり。この主従の契より外には、何もいらぬことなり。この事はまだなりとて、釋迦・孔子・天照大神の御出現にて御勸め候ても、ぎすともすることにてはなし。地獄にも落ちよ、神罰にもあたれ、此方は主人に志立つるより外はいらぬなり。悪くすれば、神道の佛道のと云ひて、結構な打上つた道理に轉せらるゝものなり。神佛は、右をわろしとは、思召さるまじきなり。

興に乗じては口柄にて話をもする事あり。我が心浮きて實なく、脇よりも左様に見ゆるなり。その後にて實儀なる事を見合せ話すべし。我が心に實が出来るなり。軽く挨拶をする時も、一座を見計りて人の氣に障らざる様、少し案じてより申すべきなり。又武道の方御國家の事に難を申す衆候は、愛想盡かして、したゝかに申すべし。兼て覺悟可仕候由。

談合事などは、まづ一人と談じ合ひ、その後聞くべき人々を集め一決すべし。さなければ、恨出来るなり。又大事の相談は、關係なき人、世外の人などに、潜かに批判させたるがよし。最負なき故、よく理が見ゆるなり。一和の人に談合すれば、我が心の利方に申すものにて、是にては益に立ち申さず候由。二法師口傳。

剛臆と言ふものは、平生にあてゝ見ては當らず。別段あるものなり。御留守居二度の口達。

公界と寝間の内、虎口前と疊の上、二つに成り、俄に作り立て候故に間に不都合なり。只常々にある事なり。疊の上にて武勇の顯はるゝ者ならでは、虎口へも選び出されず。

神右衛門の言はるゝに、「今にてもあれ、御家一大事の出来候時は進み出で、一人も我より先にはやるまじきものぞと存じ出で候へば、いつにても落涙仕り候。今は何事も入らず、死人同然と思ひて萬事捨て果て候へども、この一事は、若年の時分より骨髓に徹り思ひ込み候故か、何と忘れんと思ひても心に任せず、天晴れ我一人ならではとのみ存じ候。家老衆を始め、御家中の衆、斯様に御家を思ひて上げらるまじきかと思ふなり。」と御申し候て、涙落ち聲ふるひ、暫しは話もなり申さず候。「いつもこの事さへ存じ出で候へば、斯様にこれあるなり。夜半、曉、獨居、對座の時も同然なり。誠に益體もなき事。」となり。この話にて落涙の事數度見及び申し候。

一鼎に逢うて、「御家(鍋島の御家)などの崩るゝと云ふ事は末代まで無之候。仔細は、生々世々、御

家中に生れ出で、御家は我一人して抱留め申す。」と申し候へば、「大膽なる事を申す。」と笑ひ申され候。二十四五歳の時の事なり。卓本和尚に一鼎申され候は、「御國に變りたる者出来申し候。昔恥しからぬ。」と話し仕られ候を、承り申し候。出家物語なり。

神は穢を御嫌ひなされるとあれど、一分の見立てこれありて、日物怠り申さず候。その仔細は、軍中にて血を切りかぶり、死人乗越えく働き候時分、運命を祈り申す爲にこそ、豫々は信心仕る事に候。その時穢あるなど、後へ向く神ならば詮なき事と存じ極め、穢も構ひなく拜み仕り候。

大難大變の時も一言なり。仕合せよき時も一言なり。當座の會釋話の内にも一言なり。されば工夫して云ふべき事なり。しつかりとするものなり。確に覺えあり。精氣を盡し、平素心がくべき事なり。是は、めつたに話しにくき事なり。皆心の仕事なり。心に覺えたる人ならでは知るまじきとなり。

湛然和尚申し候は、「常に氏神と心を釣合せ居り可申候。運強くあるべく候。親同然にて候。」と指南の由。

「御國に生れ候者の日峯様を拜み奉らざる事、大方の事なり。御存生の内にも、立願懸け申す者共有之候由に候。大切の事と存じ候は、宿願を懸け候が、一度も叶はざる事無之候。」と、前神右衛門常々話し申し候由。

或方にて話しなれば出家見舞あり、上座にて候が、則ち末座に下り、一通りの禮儀あり。其の後は常の通なり。兼て教訓の禮儀のところなり。

權之允長崎御仕組、假物頭仰せ付けられ候。夫れに付き心得の爲書付に、早速打立候仕組、夫丸に宿元見せ置き候事ともあり。又組の者召寄せ、馳走など致し、會釋の心入ある事に候。一言にてあの様なる寄親哉と思ふものなり。御爲の志堅固なれば此の次は物頭に仰せ付けらるべき由なり。

人間一生は誠に纒の事なり。好いた事をして暮すべきなり。夢の間の世の中に、すかぬ事許りして苦を見て暮すは愚なることなり。此の事は、悪しく聞いては害になる事故、若き衆などへ終に語らぬ奥の手なり。我は寝る事が好きなり。今の境界相應に、彌禁足して、寝て暮すべしと思ふなり。

慚愧懺悔と云ふは、器物に入れたる水を、打ちこぼす様なるものなり。或御方の笄盗人白狀の仕様を聞き候へば、不憚になるなり。即ち改むれば、忽ち跡は澄みて行くなり。

少し眼見え候者は、我が長けを知り、非を知りたりと思ふものなり。夫れは、我が長けより上のよき人にくらべて我が長を知りたりと思ひ、仕損じたることに行き當つて、非を知りたるなりと思ふゆゑ、猶々自慢になるものなり。實に我が長け、我が非を知る事成り難きもの、由。潮音和尚御話なり。(異本に海音和尚とあり。)

打ち見たる所に、その儘、その人々の丈分の威が顯はるゝものなり。引き嗜む所に威あり、調子靜かなる所に威あり、詞寡き所に威あり、禮儀深き所に威あり、行儀重き所に威あり、齒嚙みして眼差尖なる所に威あり。これ皆、外に顯はれたる所なり。畢竟は氣をぬかさず、正念なる所が基にて候となり。

正徳三年十二月二十八日夜夢の事、志強く成る程夢中の様子段々變り申し候。有體の例しは夢にて

候。夢を相手にして、精を出し候がよきなり。

五郎左衛門申し候は、奉公人の心入れは、何時にても根本に替る事はこれなく候へども、御時代々々にて趣は多少替り申し候。直茂公・勝茂公は、鹿に入り細に入り、何事にても御聞き事なく御存知なされ候に付、萬事御下知の通りに勤め候て迦れ無之、疑はしき事は御尋ね申上げ、御指南を受け申す事に候。これは仕よき奉公にて候。又御不案内の御主人の時は、随分工夫思案致し、御國家を治めて上げ申さず候はで罷成らず、これは大儀にて候由。

貪・瞋・痴と、よく撰り分けたるものなり。世上の悪事出来たる時、引合ひて見るに、この三箇條に迦るゝ事なし。吉事を引合ひて見るに、智・仁・勇に洩れずとなり。

數馬申し候は、茶の湯に古き道具を用ふる事、むさくるしきものなれば、新しき器、綺麗にして然るべしと申すものあり。又古き道具は、しをらしき故用ふるなどと思ふ人もあり。皆相違なり。古道具は、下賤の者も取扱ひたる物なれども、よく／＼その徳ある故に、大人の手にも觸れらるゝものなり。

これ徳を貴みてなり。奉公人も同然なり。下賤より高位になりたる人は、その徳ある故なり。然るを、氏もなき者と同役はなるまじ、只今まで足輕にてありし者を頭人には罷成らず、と思ふは以ての外取違ひなり。もとより、その位に備はりたる人よりも、下より登りたるは、徳を貴みて一入崇敬すべき筈なり。

御家の事、御家中の事、古來より根元よく存ぜず候ては叶はざる事に候。然れども、時によりて物識が差合ふ事有之ものなり。了簡入るべき事なり。平生の事にも、案内知りて差支になることあるものなり。了簡入るべし。石井新五左衛門、山本紛の事。口達。

僉議事又は世間の話を聞く時も、その理を尤もと計り思ひて、その邊りにぐどつては立越えたる理が見えず。人、黒と云はゞ黒き筈にてはなし、白き筈なり。白き理があるべしと思ひ、その事の上を理を附けて、案じて見れば、一段立ち上りたる理が見ゆるものなり。斯様に眼を附けねば、上手取ることはならず。扱其の座にて云ふべき相手ならば、障らぬ様に云ふべし。云はれぬ相手ならば、障らぬ様に取合ひして、心にはその理を見出して置きたるがよし。人に越えたる理の見ゆる仕様は、此く

の如きなり。何某縁邊切の事口達。わる推量、裏廻り、物疑ひなどは違ふなり。

主人にも、家老にも、年寄にも、ちと隔心に思はれねば大業はならず、何氣もなく腰に付けられ候ては働かれぬものなり、此心持有レ之事に候由。

前神右衛門申付けにて、幼稚の時分、市風に吹かせ、人馴れ申す爲とて、唐人町出橋に、折々遣はし候由。五六歳より各々様方へ名代に遣はし候。七歳より、巖重のためとて、武者草鞋をふませ、先祖の寺参り仕らせ候由。

春岳(異本青岳)の話に、「其處を引くなと云ふ儘に二人張る」と草紙にあり。これが面白く候。端的濟まぬ事は一生埒明かす。その時一人力にては成し難し。二人力に成りて埒明くべし。後になどと思へば、一生の懈怠となるなり。又左足を踏み、鐵壁も通すと云ふも面白く候。忽ち飛込み、直に踏破る事は一步の左足なり。又大機を得たる人は、日本開闢以來、秀吉一人と思はれ候由。

何某は第一顔の皮厚く、器量あり、利發者にて御用に立つ所もあり、此の前其の方は利發は残らず外へ出て、奥深き所なし、ちと鈍になりて、十の物三つ四つ内に残す事は成るまじきやと申し候へば、夫は成り申さずと申し候。ほしめかして公儀前などなさしむれば、何處までも爲して行くところあり。さりながら、御身邊、國家篇、重き事は少しもせさせられぬだけなり、誰誰と一風のものなり、利發、智慧にて何事も出来るものと覺えて居るなり、智慧利發ほどきたなきものなし、先づ諸人不三請取、帶紐解いて入魂されぬものなり。何某は不辨には見ゆれども、實がある故、立つても行く奉公人なりと。

殿参りするも奉公人の疵なり。すべて御内縁、殿御最負を以ては口のきけぬものなり。折角骨を折りにて奉公しても、引きにて仕合せよきなどと後指さし、奉公が無になるものなり。何の引きもなきが奉公は仕よきものなり。

さもなきことを、念を入れて委しく語る人には、多分其の裏に、申し分があるものなり。夫を紛らし隠さん爲に、何となく繰立て、語る事なり。夫は、聞くと胸に不審が立つものなり。

或人に異見申し候には、身持ち心入れ、今時の人に勝れ申され、結構の事に候。此の上ながら、立ち上りたるところに眼を付けられ候へかし。今の分には惜しき事に候。藝にすかれ候こと、低い位なり。若し名人に成り御用に立ち候とき、先祖以來の侍を立て廻し、藝者にならるゝことに候。御國の侍は、藝は身を亡ぼすと、平素見立しは、此處にて候。尤も低い文けにては、よきことならんも、立ち上りたることと云ふは「何某儀は武士なり、さすがの奉公人なり」と見られ、御家老御用の時、選び出さるゝことなり。されば、御無人の時は、昔の科も消えて行くことなり。御國家治め申し上ぐるの忠節、何かあるべきや、たとへ召し出されずとも、一分の覺悟は、已に御用に立ちたる事なり。多分大事の時は、潜に相談にまゐるものなり。夫に指南申すは、なほ〱忠義なり、他事なきものなる故、少々立ち上つたる者は、人が捨て置かぬものなり。此のあたりに眼を付け候へかし、と申し、夫は稽古にてなり申すべきか、と申し尋ねられしに付き、そは易きことなり、當念に氣を抜かさず、上は手の理を見出すまでなり、少し精を入れなば慥になるものなり。又十日の中に、國中に器量鳴り響く仕様もありと、何和尚が平素話し候由、彼の和尚は、皆人恐れて居るなり。上手の理が得方にて、鳴り廻るところを覺えたる人なり。明日にても、何事ぞ申され候はゞ打ち崩し、上手の理にて云ひ伏せ、理詰せらるべく候故、諸人肝を潰し、云ひ傳へ云ひ傳へて、頓て沙汰するものなり。とか

く大犬をかみ伏せねば、響きなきものなりと申し候へば、誠に利發なる和尚と申され候故、左様に阻み申され候故、大業がならず、何の香ばしき事あるべきや。誰にても一足もやるまじとかゝらねば、ホコ手はのびず、又義經の勇、智、仁とのたまひしも、面白う候。今が世にも、四十より内は勇、智、仁なり、埋れ居る衆は四拾過ぎて勇、智、仁にてなくば響きあるまじく候。彼の和尚など、たつた勇、智、仁を以て鳴り廻り、名高く聞えしなり。又殿様の御上、御家老御年寄衆などの上は、たとへ上手の理を見付け候ても、人に批判をせぬものなり。聞えぬ事にも御尤と理を付けて、諸人思ひ付く様に、褒め崇めて置くが忠義なり。人の信ぜざるやうにしなすは、勿體なきことなり。人の心は、移り易きものにて一人褒むれば早や夫れにかたぶき、一人誹れば悪ろく思ふなり。又どこに有り付き候様にと何某申され候由、先年承り候。左様の時は日來の懇意愛想も盡きて、強かに申したるがよく候事を、破らざる様に結構づくに取合候へば、迂散に思はるゝものなり。斯様の事に味方の人より轉ばせられ、引くさらかさるゝ事あるものなり。飢死でも御家來の中なり、殿立て廻すことは佛神の勧めにも見向も仕らざる合點にて、朽果て申さるべしと申し候由。

當時の差合ひになる如き事は言はぬものなり。氣を付け可申なり。世上に何彼と、六ヶ敷事など

有し之時は、皆人浮き立つて覺えず知らずに、その事のみ沙汰する事あり。無用の事なり。動々もすれば、口引張りになるか、さなくとも、口故に詮なき事に敵を持ち、意恨出来るなり。左様の時は他出を止め、歌など案じて居たるがよしと。

人の身の上の事を云ふは、大なる失なり。譽むるも似合はぬ事なり。兎角我が丈をよく知り、我が修行を精出し、口を慎みたるがよし。

徳ある人は、胸中に緩りとしたる所がありて、物事にいそがしきことなく、小人は、靜かなる所なく當り合ひ候て、がたつき廻り候なりと。

智慧ある人は、實も不實も智慧にて仕組み、理をつけて仕通すべし、と思ふものなり。これ智慧の害になるところなり。何事も實にてなければ、のうちなきものなり。

公事沙汰、又は言ひ募ることなどに、早く負けて見事な負けがあるものなり。相撲の様なるものなり。勝ちたがりて、きたな勝ちするは、負けたるに劣るなり。多分きたな負けになるものなり。(上り屋敷の事。口達。)

自他の思ひ深く、人を惡み、えせ中などするは、慈悲の少き故なり。一切悉く慈悲の門に括り込んではからは、あたり合ふことなきものなり。

夢の世とはよき見立なり。悪夢など見たるとき、早く覺めよかしと思ひ、夢にてあれかしなどと思ふ事あり。今日も夫に少しも違はざるとなり。

少し知りたる事は、知りだてをするなり。是れ初心なる事なり。よく知りたる事は、その振見えす。奥ゆかしきものなり。

權之允殿へ話に、今時の若者、女風に成りたがるなり。結構者、人愛の有る人、物を破らぬ人、柔なる人と云ふ様なるを、よき人と取りはやす時代に成りたる故、矛手延びず、突つ切れたる事をなら

ぬなり。第一は身上を抱留むる合點が強き故、大事と計り思ひ、心縮まると見えたり。其方も我が知行にてなく、親の苦勞して取立てられたる物を、養子に來て崩し候てはならぬこと、大事に思はるべきが、それは世上の風なり。我等が所存は格別なり。奉公する時分、身上の事などは何とも思はざりしなり。素より主人のものなれば、大事がりて惜むべき様無き事なり。我等生世の中に、奉公方にて浪人切腹して見すれば本望至極なり。奉公人の打留は此の二箇條に極りたるものなり。其の中きたな崩しは無念なり。おくれ、不當介、私慾、人の害になる事などは有るまじき事なり。其の外にては崩すを本望と思ふべし。如し斯落着き候はゞ、其の儘矛盾延びて働かれ、勢ひ格別にて見事に候。

奉公の志の出來ぬも自慢故なり。我を善しと思ひ、最負の上から理をつけ、惡がたまりに堅まり、一世帯構へて濟まして居る故なり。歎かはしき事なり。分別・藝能・大身・富貴・器量・發明など、一つの取柄に自慢して、我これにて濟むと思ふより、心闇く、人に問ひ尋ねもせず、一生をあらぬ事に果すなり。よく々慢心はあるものなればこそ、何某は御家中一番のたはけなるが、たはけに自慢して、「我はたはけたる故身上恙なし」と申したるとなり。奉公の志と云ふは別の事なし。當介を思ひ、自慢を捨て、我が非を知つて、何とすればよきものかと探促して、一生成就せず、探促任死に極るなり。非を知つて探促するが、則ち取りも直さず道なり。

前神右衛門申し候は、娘の子を育てぬがよし。名字に疵を付け、親に耻をかかす事あり。頭子は格別、其の外は捨て可し申となり。

何方へ話などに行くには、前方申し通じ候上にて行きたるがよし。何分隙入可し有も不知、亭主の心懸りの所へ行きては、興無きものなり。凡べて呼ばれぬ所へは行かぬに如くはなし。心の友は稀なるものなり。呼ばれても心持入るべし。稀の參會たははしまぬものなり。慰講は失多きものなり。又問ひ來る人にたとへ隙入るとも不會釋すまじき事なり。

生駒壹岐守殿家老前野助左衛門悪行に就て、生駒將監公儀へ訴へ、御糺明の上、助左衛門御成敗生駒殿領知召上げられ、一萬石下され候。この聞書讀み申し候處、將監、忠義ながら、主の家を崩したるなり。訴へずば二三年なりともこたへ申すべし。その内に、如何様なる變も有し之候はゞ、抱留め申す術も可有し之候。又、助左衛門立て置きてはならずと存じ候はゞ、跡の事は餘の家老共に申し合

め、向々に打果すべき事に候。その時は、家の疵とはなるまじく候。斯様の事に、牛の角直すとて、牛を殺す仕方あるものなり。

海音申され候は、「先年普周に尋ね候は、御意見僉議の時、一人御迦し候儀如何様の仔細に候哉と申し候へば、御意見は仕様がある事に候。擧つて申上ぐるなど云ふは、悪事を銘打つて世に出す様なるものなり。大人は我儘に育て、曲あるに定りたるものなり。大抵の曲にては國を失ふ程の事はなし。多分直すとて、どしめき候時、世上に洩れ聞え、國を失ふ事あり。先年の僉議相止み候が、御國少しも別條無し之候と申され候由。大方諫言と申すには、佞臣が我が手柄立てか、又後見など有りてする事なり。忠義の諫言と申すは、よく御請けなされる筋を以て、潜かに申上ぐるものなり。若し御請成されざる時は、彌々隠し候て我身は彌々御味方になりて、御名立たざる様に仕るものに候。多分腕立てに成りたがり、御請けなされざる時、後向き申すが多く候。どしめき廻り候は、不忠の至極に候。又御家などは、根元不思議の御建立故か、悪しき様にても亦自然とよき様になるものなり。

よき事も過ぐれば悪し。談議・説法・教訓なども、言ひ過ぐしなば、害になるものなり。

佞人に、氣力強く邪智深きものあるときは、主人を偽り、我が立身の才覺のみいたし候。主の氣に入る筋を考へ覺えたる者は、少々の邪の處は見えぬものなり。よくよく見にくき物なればこそ權現様を彌四郎だましぬき申し候。斯様の者は、多分新参成り上りにあるものなり。譜代の大身には稀にあるなりと。

前數馬申し候は、茶の湯の本意は、六根を清くする爲なり。眼に掛物・生花を見、鼻に香をかき、耳に湯の音を聴き、口に茶を味ひ、手足の格を正し、五根清淨なる時、意自ら清淨なり。畢竟意を清くする所なり。我は二六時中茶の湯の心離れず、全く慰事にあらず。又道具は、たけん、相應にするものなり。梅一字の詩に、「前村深雪裏。昨夜數枝開。」この數枝富貴なりとて、一枝と直されたりとなり。一枝の所がわび數寄なり、と申され候。

惠芳和尚話に、安藝殿物語に武邊は氣違にならねばされぬものなりと御申し候由。我等覺悟に合ひ候儀不思議に存じ、その後彌氣違に極め候となり。

恩を受けたる人、懇意の人、味方の人には、たとへ悪事ありとも密かに意見いたし、世間にはよき様に取成し、悪名を云ひふさぎ、譽め立て、無二の味方、一騎當千になり、内々にてよく受け候様に意見すれば、疵も直りてよき者になるなり。譽め立て候へば、人の心も移り、自然と悪沙汰止むものなり。すべて慈悲門に据り込みて、よくなさねば置かぬと念願すべきなり。

或人云ふ、意地は内に有ると、外にあるとの二つなり。外にも内にもなきものは、益に立たず。たとへば意地は刀の如し、鋭利なる物を研ぎはしらかして鞘に納めて置き、自然には抜きて眉毛にかけ、拭て納むるがよし。外にばかり有りて、白刃を常に振廻はす者には人が寄り附かず、一味の者無きものなり。されど内にばかり納め置きては、錆も付き刃も鈍り、人が思ひこなすものなりと。

小利口などにては物事すまぬものなり。大きく見ねばならず。是非の沙汰など、むざとすまじき事なり。又ぐなつきてはならず。切る、所早く据つて、突つ切りて埒明けねば、武士にてはなきなり。

意趣意恨出来、公事沙汰など致す人は、扱ひ様にて何の事もなく済むものなり。一つ橋にて、奴、

出會ひ互ひによけず、打果さんとせし所を、大根賣が中に入り、杓の先に双方取りつかせ、荷ひ替へて通し漸く事を済ましたることあり。やり様は、幾筋もある事なり。これ又、主君への奉公なり。大事の御家中、めつたに死なせ、不和になしてはならぬ事なり。先年京都にて、江島正兵衛を源藏酒の上りに、意見を申し候。これが源藏酒癖にて候。翌朝正兵衛大小を差し、源藏長屋へ仕懸け申し候を、本村武右衛門聞附け、すかし候て、長屋より連れ歸り候由にて、武右衛門我等長屋へ参り、「如何可仕哉。」と申し候なれば、源藏参り、「正兵衛は居申さず候哉。先程あの方へ事々敷仕懸け参り候由、たはけたる家來共拙者へ申し聞けず、唯今聞附け参りたり。」と申し候て、正兵衛小屋へ参るべくと仕り候を差留め、「先づ歸らるべく候。我等請取り候間、正兵衛所存聞届け知らせ可申。」由申し聞け歸し申し候。さ候て、正兵衛を呼び承り候へば、「諸人の中にて過を數へ立て、意見申され候は、意見とは存ぜず、意趣有之て恥をかゝせ申さる、儀かと存じ候。意趣直に承るべくと存じ仕懸け候。」由申し候。某申し候は、「尤の事なり。さりながら、源藏意恨ある間敷候。意見が酒癖にて候。永山六郎は、抜くが酒癖にて候。癖は色々あるものにて候。酒の言ひたる事を實に取持ち、大事の御家中二人共打果し、主人に損とらせ、どこが忠節にて可有之哉。其方も御重恩の人に候へば、何卒御恩を報すべきところ存ぜらるべく候へ。曾て恥に成る事にて無之候。源藏心底、我等聞合せ申し達すべし。」と申

し候て歸し、源藏へ、「斯様々々。」と申し候へば、「夜前申し候事曾て覺え申さず候。素より意恨少しも無し之候。」と申し候に付、「さらば、正兵衛にその旨申し聞け、頭人に向ひ事々敷仕懸け候事は不届に候へども、年若くて不了簡も可有之候。向後嗜み候様に申し聞かすべし。」と申し候て、罷歸り、正兵衛に申し聞け何の事もなく候。その上にて、正兵衛納戸役斷り申し候に付、我等頻りに差留め候處、潜に北島甚左衛門へ相頼み、御國元へ斷申し遣し候由、武右衛門申し聞け候に付、武右衛門より申し遣はし、甚左衛門手元を差留め、正兵衛へ右の通り申し達し候へば、「何れ仲好くはあるまじく候間、代り申すべし。」と申し候。夫に付、「仲好く成り候事は我等請取り申し候。先づ了簡して見られ候へ。半途に代り申され候節は、源藏と酒事の上にて意恨出來、下り申され候と沙汰有之時は、其方も酒飲みにて候へば、奉公の障りに成り、源藏爲にも罷成らず候。暫く時節を待ち申され候様に。」と申し有め、寄々に、「源藏と無二の仲に成り候へ。」と申し候へば、「我等左様に存じ候ても、源藏殿心解け申さるまじく候。」と申し候。「その解し様相傳へ可申候。向には構はず、其方心計りに、扱て痛入たる事かな、能く顧み候へば我等に誤あり、殊に頭人に無禮を仕懸け不調法、此上は彼方役中は粉骨差はまじり勤むべくと存ぜられ候べし、その心忽ち向に感通し、其の儘仲好くなる事に候。其方も酒癖あり、我が非を知りて禁酒して見られ候へ。」と節々申し候に付、不圖得心いたし、禁酒仕り候。その後正兵衛

心入れ、源藏に話し候へば、「扱々感じ入りたる事、痛入恥かしき仕合、此の上は我が中には代へ役申すまじ。」と無二の仲になり、源藏代り申し來り候節、源藏より申し遣はし、正兵衛へも代り申し候。仕様により、斯様に成る事に候。扱又當座にて、酒狂にても妄言にても、耳に立ち候事申す人有之節は、それ相應の返答したるがよし。愚痴にて早胸ふさがり、心せき、即座の一言出合はず、之にては残らぬ仕合せと打果し申す事、たはけたる死様なり。馬鹿者と申し懸け候はゞ、たはけ者と返答して濟む事に候。正兵衛も其の座にて、御意見は忝く候へ共、夫は追て差向に承るべく候。諸人の中には恥御か、せ候様に聞え申し候。又人の上言ひくらべならば、御手前の上にも御座あるべく候。兎角酒の上にて申す理窟は違ひ申し候。本性の時承り嗜み可申候。先づ御酒御上り候へ、などと軽く取りせば、恥にもならず腹も立たず、其の上にても理不盡に申し懸け候はゞ、相當々々の返答して濟む事なり。又爰にはちと様子あり。平素しかとしたる所ある者には、酒狂人もめつたに言ひ懸り得ぬものなり。先年御城にて何某へ何某ざれ言の上にて、礎道具よと申し候を憤り、可打果と仕り候を、五郎左衛門成富藏人泊り番にて聞付け扱ひ、何某夜中に態々出仕候て斷り言はせ、濟み申し候。是も其の座にて、其方こそ火炙り道具よと返言すれば何の事もなく候。始終沈黙は腰拔なり。詞の働、當座の一言、心懸くべき事なり。

源藏御究の沙汰承り候に付、何某殿へ参り人を御除け被下候様にと申し、何事相究めらるゝ事に候哉、幸ひ爰元こもとに参り居り承り届けず候ては、罷り上り難く候、無遠慮千萬の儀に候へども、私心底黙止難く御尋ね仕り候。御知らせ被下候様にと、據よんどころなく仕懸け申し候に付て、御屋形道具を自分に取遣ひ、節々御門外へ出し遊山所へ参り、又下女を召抱へ大酒仕り候事、言上の次第申され候に付て、扱て扱て落着申し候。何事も無事にて候。數年の留守居にて似合の諸道具は、事缺き不申。御手前様御越の時分も御覽の通りに候。留守居寄合三四十人の客に不足のもの、御道具より借り申す事に候。是れ御用筋にて候。又御役人方堂上方勤に間もなく、外へ出て他方の留守居、銀主参會には茶屋芝居不参にては御用相すまます候。下女召抱へ置き候事は、數年詰の者は足輕手男迄召仕申す事、御存知の通りに候。大酒仕り候事は今に初まり申さず候へ共、酒狂したる事は一度も無御座候。然れば皆以て御咎めなさるべき事にて御座なく候。不慣の歩行目附見なれ不申事故、御法を背き候様存じ候て言上仕り候は尤に候、留守居役は右の通り仕らず候て罷成らざるものに候。安堵仕り候由申し候て罷歸り候。然れば此の節御免にて、居付に相勤め申され候譯に相成り候。物は言ひ様にて理よく聞え申し候。仕懸様にて聞取申す事も有之由。

何和尚へ耳に口を付け、追院の時分も申し候様、暫は行方も知れざる様成され、夫には及ばずと御差圖の時、佐賀へも御出候時は、現在の時よりは光りさし申し候。今程佐賀御出頭諸人受取り申さず候。若し上より御沙汰も御座候ときは、何事も捨て申し候。何和尚追院の後高傳寺に居られ候事御耳に達し、内意にて二度佐賀へ出て申され候儀、罷成らず候。よくよく了簡候へと申捨て罷立ち候。我身は見えぬ處があるものに候。

小小姓中間五六人、同船にて罷上り候時分、夜中に此方の船廻り他船へ突當り申し候。舸子五六人飛乗り舟作法に任せ碇を取上げ申すとひしめき候を、承り走り寄り、作法は已れ仲間の事、武士の乗りたる船の道具を取らせて置くべきや、一々海に切はむる由唱へ廻り候に付、悉く廻歸り申し候。斯様の時、武士の仕事振が入るものなり。輕き事にはなり廻りて済ましたるがよし。輕き事に重くかかり手延になり、末は纏らず不出來の事有之ものなりと。

何某帳納の時、銀不足にて寄親へ申し達し、「金銀の事にて、腹を切らせ候事は残念の事に候。寄親役に銀子差出され候様に。」と申し候に付、尤の由にて合力致され、無事相濟み候。惡事も破れぬ仕様あ

るものに候由。

將監常々申し候は、諫と言ふ詞が早私なり。諫はなきものなりと申し候。一生御意見申上げられ候を
知りたる人なし。又一度も理詰にて申上げられたる事なし。潜に御納得成され候様申上げ候由。前々數
馬も終に御用と申して罷出で、御意見申上げられし事なし。御序に潜に申上げ候に付よく御請けなされ
候。外に存じたる者無之候故、御誤終に知れ申さず候。理詰にて申上げ候は、皆我が忠節立て、主君の
惡名を顯はし申し候に付、大不忠なり。御請けなされざる時は、彌御惡名に成り、申上げざるには劣る
なり。我ばかり忠節者と諸人に知られ申す迄に候。密かに申上げ、御請けなされざる時は、力及ばざ
る儀と存じ果て、愈隱密に致し、色々工夫を以て又も申上げ又も申上げ仕り候へば、一度は御請け成
さる事に候。御請け成されず御惡事有之時は、彌御味方仕り、何卒世上に知れ申さざる様に仕るべ
き事なりと申し候。

若年の時分、一鼎の申されしには、「其方は末頼もしき器量なり。我が死後に御家を偏へに頼み申す
なり。大儀ながら御國を荷うて上げられよ。」と涙を流して、申し聞かされ候。その時不圖胸にこたへ、
此の一言が荷になり、今に於ても未だかつて忘れ申さず。斯様の詞始めて承り候。今時流行らぬ事
に候。人に教訓するも、身持、心持、嗜みよく奉公仕り候へと申すが一番なり。是れは我が身の慾な
り。いかい行違ひなり。斯様の一言、最早言ふ人もあるまじ。歎はしき事の由。

上下萬民の心入を直し、不忠不義の者一人も無之、悉く御用に立て、面々安堵仕り候様仕なすべ
しと、大誓願を起すべし。伊尹が志の如し。大忠節大慈悲なり。人の僻を直すは我が僻を直すよりは
仕にくきものなり。先づ一人もえせ中を持たず、近付は素より、見知らざる人よりも、戀忍ばるゝや
うに仕なすが基なり。我身にても覚えあり。相口の人より云はるゝ意見はよく請くるなり。さて意
見の仕様は應機説法にて、人々のかたぎ次第に、好きの道などより取り入りて云ひ様品々あるべし。非
を見立て、云ひたる分にては請けぬ筈なり。我はよき者に成り、人は惡敷者に言ひなしては何しに悦
び可申哉。先づ我が非を顯はし、「何としても直らぬ故、宿願をも懸け置きたり。懇意の事に候間、
潜に意見召され給ひ候様。」などといへば、「それは我等も左様にあり。」と申し候時、「さらば申合せて
直すべし。」と云ひて、心に能く請け候へば、頓て直るものなり。一念發起すれば、過去久遠劫の罪を
滅するもこの心入なり。何程の惡人にても、直さずには置くまじきと思ふべし。不了簡の者程不便の

事なり。色々工夫して直せば直らぬといふ事なし。ならぬといふは、成し様足らざる故なり。何某子を諸人憎み、よからぬ生れ付なれども、祖父以來頼むといはれたる一言故に今に捨てず、毎朝佛神に祈誓致し候。誠は天に通ずるものなれば驗あるべし。これ我等一生の願なり。人の好かぬ悪人ほど懇意にして通りたり。誰々諸人請取らぬ者共なれども、我等一人最負にして、人に逢うては、「扱々一ふり有る秘藏の者共、第一は御爲なり。」と褒め立て候へば、人の心も移り思ひ直し候。人に少し宛の取柄あるものなり。悪しき所ありとも、取柄を取持ち候へば益に立つなり。兼々取合ひ候者は、「殿は近年の内御他界あるべし。その時拙者追腹の覺悟にて髪を剃り、五六十人の御側の者共に目を覺さすべし。平素御呵りばかりに逢ひ、大事の時は身を捨て損なる事なれども、是こそ眞の御被官なれ。日蔭奉公の小身者共が、歴々衆追ひ倒し、御外聞を取る事他事なき儀なり。随分打任せて勤む可し。」と申合ひ候。「出来出頭などの、あたまかぶせに、がさつなる事申し候時は打果す可し。」と申したる者も候へども、「扱々取違ひかな、あれは殿の尻拭き役なり。終には潰さるゝ奴なり。夫が目にかゝらぬか。四五年の内に、殿の御外聞取りて上げ申す大事の御被官が、今かつたると棒打ちするものか。」と申し候て、差留め申し候。殿の御爲に、諸朋輩と入魂致し、人のよく成る様に、爲になる様にとの大誓願を起し候。奇特にや、我等が申す事は、何事もよく請け申され候。又御爲と存じ、着座より下足輕迄みて直り申すものなり。

皆人氣短故にて、大事を仕損ずる事あるものなり。何時迄も何時までもとさへ思へば、しかも早く成るものなり。時節がふり來るものなり。今十五年先を考へ見候へ。扱も世間違ふべし。未來記などと云ふも、あまり替りたる事あるまじ。今時御用に立つ衆、十五年過ぐれば一人もなし。今の若手衆が打つて出ても、半分だけにても有るまじ。段々下り來り、金拂底すれば銀が寶となり、銀が拂底なれば銅が寶となるが如し。時節相應に人の器量も下り行く事なれば、一精出し候はゞ、今の生立には劣る間敷事なり。さすれば十五年過ぎて、丁度御用に立つなり。十五年などは夢の間なり。身養生さへして居れば、終には本意を達し御用に立つ事なり。名人多き時代こそ、骨を折る事なれ。世間一統に下り行く時代なれば、其の中にて抜け出るは安き事なり。

精を出して人の癖を直したらば直る筈なり。似我蜂の如し。養子なども、我に似よくと云ひ教へ

いたし候はゞ、似るべきなりと。

佞人出頭の時か、又上に悪事ある時、多分構ひなき者迄も氣すさびして欠伸氣色になり、奉公に精を出さず、沙汰評判ばかりするものなり。斯様の時、第一口を慎むべし。茲に眼の着け所あり。左様に致し候時は、殿は何と成さるべきや。斯様に仕にくき時こそ、一入精を出して、よき様に上げて申す筈なり。古き家は佞人出来候ても、上に悪事何程出来候ても、十年より内に崩るゝものにてなし。二十年も續き候はゞ危き事もあるべし。爰を吞込みて、左様の時分、十年より内に仕直して御家を抱留めて上げ可申と存すべき事に候。身にかゝらぬ者迄も、早氣草臥して宜しからざる事と、そゝめき廻り、御家中籠になりうそゝけ候故、世上へも洩聞え、十年の内にも崩るゝなり。悪事は内輪から多分言ひ崩すものなり。總べて人の上の悪事を憎まぬがよきなり。いらぬ所に敵を持ち害になる事あり。悪人も此方を頼むやうにして、折あひよきやうに仕なして遣はすべきなり。

氣力さへ強ければ、詞にても身の行にても道に叶ふ様に成るものなり。是を臨より褒るなり。然れども心に問はれたる時は一句も言へぬものなり。「心の問はゞ」の下の句は、諸道の極意とも申すべきものなり。よき目附なりと。

功者の話等聞く時は、たとへ我が知りたる事にも、深く信仰して聞くべきなり。同じ事を十度も二十度も聞く中に、不圖胸に請取る時節あるものなり。其の時は格別のものになるなり。老の繰言と云ふも功者なる事なり。

事によりては、よしや主君の仰せ付けにせよ、又諸人に愛想を盡きさせても、だだを踏廻りて打破つてのけねばならぬことあり。これも畢竟主君の御爲、一偏の心入れさへ出来れば紛れぬものなり。何某事、御前様附にて御死去の時、上より差留めらるゝと申し候て髪を剃り申されず、表より仰せ付けられ候人さへ剃髪仕り、興無く候故、附役衆剃り申し候。斯様の時などは、御意にても差圖にても聞入れず、上にも御家老衆も御存じ有るまじく候。傳高院様附の男女六人追腹、上代には八並武藏覺悟仕り候。上の御外聞にて候へば、承引仕らずと申し切腹候となり。

山の奥まで閑にして、適々訪ひ來る人に、世間の事を尋ね候へば、殿様公儀御首尾よき事、御慈悲

の御仕置の沙汰ばかり承り候て、目出度き御家、日本に並ぶ所有の間敷候。此の前宜しからざる事共も有レ之候へども、自然とよき様に成り行き候は、不思議の御家、御先祖様方の御加護有レ之て、御仕置被レ遊候儀かと在じ候由。

或浪人衆申され候は、「他國出を差免されず、浪人者に飯料も下されざるは御無理成る事、他國へなりとも出候はゞ、渡世の仕様も可レ有レ之候。追附惡事に罷成るべし。」と申され候に付て、「他國を差免されざるが有難き事にて可レ有レ之候。浪人は御意見にて候。大切に思召さるゝ故、他國へは差出されず候。斯様なる主従の契深き家中は、又有るまじく候。御懲らし成され候て、段々召出さるゝ事にて候。惡事に成ると申す事は、數年前より申す事に候。面々苦痛さに上を恨みて申す拵へ事と相見え候。御罰危き事に候。」と申し候へば、又、「今佐賀の士ども朝は晝まで休み、役義には虚病を構へ、自墮落千萬の風俗」と申され候に付、「夫が御家の強みにて候。利口發明にかせぎ廻り申す者は、斯様に仕り候はゞ、他方にては本身にも成るべきに、御褒美も無レ之などゝ存じ、脇心出來可レ申候。御譜代相傳の侍に候へば、元來脇心出來申さず、誰教ふるとなしに、爰に生れ出で爰に死ぬと落着き、我宿と存じ候に付、悠々と朝寢も仕り候。是程の強み何處に可レ有レ之や。」と申し候へば、又、「御家の

槍先槍先と云ふ、武國なりと申し候手前の言ひなしにて、他方には知れざる事にては無レ之哉。書物にも見及び申さゞる事。」と申され候に付、「御槍先の事は記録に相見え候。島原戦死四百に及び候は、鎌倉崩れには勝り申すべく候。これは武國と申さず候て叶はざる事にて候。他方の知手にては、太閤様權現様など御褒美の事、是は近代に目持たずとは言はれぬよき證據人にて候。」と取合ひ申し候。永浪人などは退屈して意恨に存じ、惡口を仕り候。夫故運盡きて歸參も仕らず候なりと。

すてももの盡したる者にてなければ用に立たず、丈夫窮屈ばかりにては、働きなきものなりと。

「愚見集」に書付け候事、奉公人の至極は家老の座に直りて、御意見申上ぐる事に候。此の眼さへ着け候へば、餘の事捨てものなどは免し申し候。扱々人はなきものにて候。斯様の事に眼の着きたる者一人もなし。適々私慾の立身を好みて、追従仕廻る者はあれども、これは小慾にて終に家老には望みかけ得ず、少し魂の入りたる者は、利慾を離るゝと思ひて踏込みて奉公せず、徒然草、撰集抄などを樂み候。兼好・西行などは、腰拔、すくたれ者なり。武士の業がならぬ故に、抜け風をこしらへたるものなり。今にも出家極老の衆は學びても可レ然候。武士たる者は名利の眞中、地獄の眞中に駈入り

ても、主君の御用に立つべきとなり。

我等は親七十歳の子にて、鹽賣になりとも呉れ可申と申し候處、多久圖書殿、「神右衛門は陰の奉公を仕ると、勝茂公常々御意なされ候へば、多分子孫に萌出で御用に立ち申すべし。」と御留め、松龜と名を御附け、枝吉利左衛門より袴着せ申され、九歳より小僧にて、光茂公被召仕不携と申し候。網茂様よりも御雇被成御火燵の上に居り候て、わるさ致し御かるひ成され候ては御遊びなされ、其の時分何ともならぬわるさ者にとられ申し候。十三歳の時髪立て候様にと光茂様被召付、一年引入り居り申し、翌年五月朔日出で申し、市十と名を改め申し候て、御小姓役相勤め申し候。然る處、倉永利兵衛引入れて元服いたし、御書物役手傳被仰付、餘りの取なしにて、權之允は歌も讀み申し候に付、若殿様よりも折々召出され候と申上げられ候に付差支へ、暫く御用無之候。利兵衛心入れは其身の代人に仕立て可申存入りと、後に存じ附き候。右の後江戸御供も仕らず、ぶらりと致し罷在り候に付て、以ての外不氣味に成り、其の頃、松瀬に堪然和尚御座候に、親より頼み申すと申置き候に付て懇意に候故、節々参り出家仕るべきかとも存じ入り候。其の様子五郎左衛門見取り、前神右衛門加増地を差分け可申と、數馬へ内談仕りたる山承り候。弓矢八幡、取る間敷と存じ候處、請役所へ召出され、新たに

御切米仰せ付けられ候(外に兩人あり)。此の上は小身者として人より押下げらるゝは無念に候。何としたらば心よく奉公可仕かと、晝夜工夫申し候。其の頃、毎夜五郎左衛門咄を承りに参り候に、古老の咄に、「名利を思ふは奉公人にあらず、名利を思はざるも奉公人にあらず。」と申し傳へ候。此のあたりに工夫申し候様にと申し候故、彌々工夫一偏になり、不圖得心申し候。奉公の至極の忠節は、主に諫言して國家治る事なり。下の方にぐどつき廻りては益に立たず。然れば家老になるが奉公の至極なり。私の名利を思はず、奉公名利を思ふ事ぞと、篤と胸に落ち、さらば一度御家老に成りて見すべしと、覺悟を極め申し候。尤も早出頭は古來のうぢなく候間、五十歳計りより仕立可申と呑込み、二六中工夫修行にて骨を折り、紅涙までにはなく候へども、黄色などの涙は出で申し候程に、此の間の工夫修行則ち角藏流にて候。然る處に御主人におくれ、兼々出頭仕り候者は、すくたれ、御外聞を失ひ申し候に付て、如此罷成り候。本意は不遂候へども、しかと本意を遂げ申し候事段々話申し候通に候。思ひ立つと本望を遂ぐるものに候。又御用に立ち候ものの罰こき候は、自慢の天罰故に候。此の事愚見に書附け候通なり。誠に身の上話、高慢の様に候へども、奥底なく不思議の因縁にて、山家の閑談、他事無き有體話し申し候となり。翌朝

手ごなしの粥に極めよ冬籠り

期 醉

朝顔の枯蔓もゆる庵かな

古丸

葉 隱 第三卷

此の一卷は「直茂公御咄」「茂宅聞書」「柴田聞書」「御代々御聞書」に無_レ之事を書付候也。

或時、直茂公の仰せに、義理程感深きものはなし。従兄弟などが死にたるときでも、涙を流さぬ事もあるなれども、少しの縁故も、些細ちさいの由緒ゆいしょもなき、つまり見もせぬ人や、知りもせぬ人や、又五十年も百年も以前の人の上を聞きて、義理なる事なれば、覺えず落涙するものなりと仰せられ候由。

小早川隆景より、何方へ使者を以て事六ヶ敷むしき口上申遣はさるゝに付て、直茂公へ、口上御指南被_レ下候様に。」と、右使者を佐賀へ差遣はされ候。御面談の上口上聞し召され、仰せられ候は、「御口上に申す處少しも無_レ之候。但し是は、詞の色の入る口上にて候。總じて舞・平家なども上手のを聞いては落涙に及び候。下手のは同じ文字節にて候へども、涙出で不_レ申候。是は御手前心得の爲申し候」由、御意成され候へば、右の使者、有難き由奉_レ感、罷歸り候となり。

直茂公、寒夜に御火燵をなされ、陽泰院様へ御意被成候は、「扱々寒き事にて候。火燵に居てさへ堪へ難く候が、下々は何として夜を明し可申哉。その内に別して難儀の者は誰にて可有之哉。」と仰せられ候。陽泰院様も、「誠に火燵にても寒さを防ぎ兼ね候が、百姓共は火燵も持ち申すまじく候。」と仰せられ候。「さりながら藁火なりとも温を取り、火箱などにて温まり可申、別して凌ぎ兼ねる者は何にて可有之哉。」と、色々御評判遊ばされ候末にて、直茂公仰せられ候は、「第一の難儀なる者は牢屋の者共なるべし。火の取扱相成らず、壁もなく、着物も薄く、食物も有る間敷候、扱々不憚の事かな。」と、御夫婦様返すくも御意なされ候て、「牢屋に幾人居り申し候哉。即刻相改めて申上ぐべき旨仰せ出され、筋々の役人より申遣はし、夜中俄に相改め、書面差上げ、何の仔細に候哉と役所々に控へ居り申し候。右書面御覽なされ、御臺所に粥を仰せ付けられ、即刻牢屋へ遣はされ、罪人共に拜領せしめられ候。涙を流し有難く頂戴仕り候由。

右は少將の尼(正譽)若年の時分御前に罷在り候て、御直に承り候趣、老後に咄し申され候を常朝師承り候由。さて又、直茂公陽泰院様への御詞遣ひ、「さうせよ。かうせよ。」と仰せられ候由なり。

太閤秀吉公薩摩入の時、軍奉行より、先陣龍造寺の道押しが、軍法に背き、不埒に御座候間、行列

直ほし申すべき由申され候。太閤聞こしめされ、申さるゝには、「凡そ軍に法なし。只敵に勝つを軍法とす。抑々龍造寺家は、九州の槍突なり、さればあの通りにて、仕覚えあるべし。なまじひなる事を云ひ出でなば却て耻をかくべし。」と御呵にて候由。

太閤秀吉殿下の御前にて、諸大名、擧つて插花を催されし時、直茂公の御前にも、花入花具等出だされ候。終に生花などなされしことこれなく、御不案内にて花を雙手に一握りに握り、根元を突き揃へられ、花入にそつくと御立てなされ候。太閤御覽候て、「花わろく候へども、立て振りは美事。」と、仰せられ候由。

佐賀御城御普請御成就の上、「直茂公御覽遊ばされ候様に。」と御座候に付、御駕籠にて御出なされ候。勝茂公は立付を召し御出なされ、物合ひの一通り一々御講釋遊ばされ、彼方此方と御働き遊ばされ候。直茂公御伽の衆へ御意なされ候は、「信濃殿は、城取の敵合を、精を出し講釋せらるゝが、腹切場所を忘れては居られぬか。」と仰せられ候由。

直茂公は總じて繩張備立などと申す事は大方に遊ばされ、唯御家中一和仕り、御主人を歎き奉る様に成され候。自然の時は上下一致に突懸り、切崩し申す事を大切に思召入れ候由なり。又御軍法一通は、國主より外には家中の者、誰も存じ不申様に成され候が、直茂公の御流儀にて候。物前にて唯御一言にて埒明き申す御仕組、御秘事御座候由。御軍法の大抵にても、御家中の者存じ候へば、自然敵方に漏れ聞え、又は其の場の御指圖を不請合仕る事も可有之哉となり。カチクチと申す口傳授、御世替りの時有之事に候由。又小城にも御代々御傳へ御座候由。十三箇條とも申し候なり。

隆信公の御首、薩摩より送り來り、筑後國榎津に參着す。是れ即ち、我が肥前の風の強弱を試しみんと、島津の計略なる事を、直茂公早くも看破なされ、大隈安藝守に仰せ含められ、御首を差返され候。これより島津家も極めて用心致し候由。御首は薩摩の使、肥後國高瀬の願行寺に埋めて歸國せりとのことなり。

元茂公へ直茂公御話し相成り候には、「上下によらず、時節到來すれば家が崩るゝものなり。さるを、その時崩すまじとすれば、見苦しき崩し様をするものなり。時節到來と思はゞ、潔く崩す方、實に見よきものなり。その時は抱へ留むる事もあり。」と仰せられ候由。月堂様御咄を禪界院殿聞覺の由なり。

直茂公、「當時氣味よき事は、必ず後に悔ゆる事あるものなり。」と、御意なされ候由。

隆信公御軍功段々募りしかば、或夜御酒宴を催され候。そのとき御庭の隅に、人影見ゆと女中など云ひけるをもて、「何者ぞ。」と御咎めありければ、「左衛門太夫にて候。」と答へ拔槍を持ちゐたりければ、「何故に其處に居るか。」と隆信公仰せられしに、答へて「世上に敵多きをりからなれば、御油斷なさるべき時節にて御座なく候。今夜御酒盛と承りしを以て、心もとなくて御番仕り候。」と。隆信公御感心淺からず、「是にて酒まゐられ候。」と仰せられ候に付、御座に御通り成され候處、寒夜にて御手こごえ、御持ちなされ候槍、御手より離れ申さず候由。

太閤様の仰せに、「龍造寺隆信と云ひし者は、天晴の名將と思はれ候。その仔細は、鍋島飛驒守(直茂)に國家を打任せ候は、能く人を見知りたるものなり。今飛驒守を見て、思ひ知り候。」と。

直茂公の仰せに、「我が氣に入らぬ事が、我が爲になるものなり。」と仰せられ候由なり。

太閤様名護屋御在陣の節、九州大名の内方を召寄せられ、御遊興成され候。陽泰院様にも「御出成され候様に。」と申し來り候に付、かう藏主御頼み、御斷り仰せられ候。かう藏主心遣にて御出でに及ばざる様に相濟み申し候。さりながら、都合の例に罷成り候間、一度は御目見成され候様に。」と申し來り候に付、御額角つらひかくに御作り、異形いぎやうの御面相にて御出で御目見成され候。其の以後は御出でなされざる由。金丸氏咄なり。

或る山伏黒田長政へ參り、「昨夜の夢に、長政公五ヶ國の太守に成らせられ候と見申し候。」と申す。長政答へて、「さてく瑞夢、早々知らせくれて過分に思ふ。やがて五ヶ國の太守に相成りなば、其の節祝儀遣はすべく。」と申され候て、お返し申され候。彼の山伏は案に相違し、直茂公の御國へ罷越し、御目にかゝり、「尊公五ヶ國の太守となられし靈夢たまげをゆめみ申し候。」と申し上げ候。公答へたまひて、「さてく祥夢、早速知らせくれ過分の事。」と仰せられ、金子百疋下され候。或時、家來申し候に、「筑前にては斯様々々のよし申し候に、金子など下され候はいかになどと、下々取沙汰仕り居り

候。」由申し上げ候。公仰せられ候には、「凡そ道の者は、其の道にて立つて行かねば叶はぬものなり。山伏などは、彼の様なる事共を云つて、人の施を受くるものなり。夫故に金子を恵みたる。」由申され候。御心のほど感じ入るばかりに候。

陽泰院様、勝茂公へ仰せられ候は、「石井一門の者に、以後迄雜務役を申付けらるまじく候。この段深々頼み申し候。雜務方致し候者は、多分盜ぬすをして死罪に逢ひ候、手に觸れ候故欲しく成りて、盜をするかと相見え候。役を仕らず候はゞ、欲しき念も起らず、盜み致すべき様無之候。我等身の切れの者共にて候へば、不憫ふひんにて斷り申し候。」と仰せられ候由。

直茂公、小姓衆を呼ばせられ、「泉水の水は何程あるや、見て參れ。」と御意なされ候。「八合ばかり御座候。」と申上げ候。又一人呼ばせられ、同様に仰せ付けられ候。「八分程御座候。」と申上げ候に付、「八分がよく候。八合は聞きにくきぞ。」と仰せられ候由。

直茂公御側に、御懇に召使はるゝ新參者あり。或時古老こらうの衆申合はせ御前に罷出で、「今程何某を

別て御懇に召仕はるゝと相見え申し我々槍突き候時分終に相見え不_レ申、先途の御用に相立ち候儀心得申さず候が、如何様の思召入にて御懇に召し仕はれ候哉。」と申上げ候。直茂公聞召され、「如何にも尤の存じ分にて候。彼者先途の御用に立ちたる者にて無_ク候へども、我等氣に入り、安心に候故、尻をも拭はせ申し候。其の方達には斯様の事はあつらへ難し。槍突き候時は、其の方達を頼み申す事にて候。」と御意なされ候由。

直茂公高麗御陣の時、御武運の爲、京都愛宕山の威徳院へ護摩堂御建立なされ候。これ愛宕護摩堂の始なり。其の以後、細川殿より護摩堂建立、夫より後、公儀護摩堂御建立あり。一年焼失の後、勝茂公御再興成され候。其の後破壊に及び候を、吉茂公の御代、威徳院訴訟、京都聞番高木惣兵衛取次、御再興成され候なり。

玉林寺住持金峯和尚は、直茂公御祈禱の師なり。金峯和尚嘉瀬に居住あり。直茂公仰せられ候は、「多年の厚恩報い難き事に候。今嘉瀬の隠居所へ知行百石附進すべし。」と御意なされ候。金峯和尚承り「其方數年の武邊は、我等珠數の房を揉み切つて致させ候事にて候を、早忘却候や。今知行百石にて

附け離すべき所存と見えたり。恩を知ろし召さば、一生懇意ある筈なり。夫にては此の先あぶなく候。」と殊の外立腹にて候。直茂公聞召され、「さらば知行は遣はす間敷候。御勘忍候へ。」と仰せられ候由。

直茂公梅林庵にて御手習遊ばされ候。其の時分梅林庵近所の寶持院、御鬘、御衣裝、諸事の御給仕心に入れ勤められ候。公御成長の後、寶持院へ「何にても望の事相叶へ遣はさるべき」旨仰せられ候處、「私何も望み無_レ之候。菫蕪を一生給はり申度く候。御懇に仰せ下され候事にて候間、此の望御叶へ下され候へかし。」と申上げられ候。夫より一生の内二日に一度宛、御使者にて菫蕪を遣はされ候由。

直茂公へ金峯和尚見舞の節は、御咄久しく有_レ之候。一宿の時は、御夫婦様の中に臥り申され候。或時、夜明けて目を覺し見申され候へば、直茂公御座なされず、御前様ばかり御寝み御座成され候。金峯和尚驚き起上り、見申され候へば、公は次の間に、靜座にて御座なされ候。何時も夜明けには、長脇差御さし、靜座遊ばされ候。金峯立腹にて、以ての外ねだり申され候由。

慶長二年四月五日、大阪御城にて高麗奉行蜂須賀阿波守、安國寺、鍋島加賀守、右三人にて談合可

申由仰せ出され候。同六日、太閤様御手前にて、御茶遣はされ候衆直茂公、池田伊豫守、京極侍従、さ候て直茂公へ御引出物、御脇差、御筒服、銀子五十枚、秀頼様より御筒服一重御拜領成され候。五月九日辰の刻、數寄屋へ御成なされ、同席の人数太閤様、羽柴大納言殿、富田左近將監殿、直茂公御手前にて御茶の湯過ぎ候へば、書院へ御移り、藤八郎殿へ御目渡され候、夫より廣間へ御出成さる。直茂公藤八郎殿よりの御進物御覽成され候、即ち廣間にて御目見の衆龍造寺作十、後藤木清次、鍋島平五郎、小川平七右四人置太刀にて御目見え、夫より樂屋舞屋へ御移り、夫より御くつろぎの間に御移り成され候。夫より風呂屋御覽成され、夫より又書院へ御移り成され、書院にて終日の御咄の事、書院にてこしめされ候、御膳部、其の儘直茂公へ遣はされ候。銀子三百枚即ち直茂公に御拜領、晩方還御成さる。直茂公御禮の爲御登城の時又御膳遣はされ候事、同十一日の朝於山里太閤様御手前にて御茶遣はされ候衆鍋島加賀守、寺澤志摩守、生駒雅樂頭、有樂様なり。(以上栗山書付にあり)

栗山書付の内、慶長二年酉三月、太閤様より召させられ候て、加州様高麗より御歸朝、佐嘉へは御立寄なく、松瀬山へ御一泊(今の通天庵なり。其の時池上六太夫宅なり。)直様大阪御上り、同五月九日、大阪此方御屋敷へ太閤様御成りの事。六月初頃は、加州様佐賀へ御下着成され、萬事仰せ付けられ、早々高麗へ御渡海、御打立の日は、御湯治の爲塚崎へ御一泊、翌日伊萬里御越し候事。

齋藤用之助内證差支へ、晩の飯料もこれなく候に付て、女房敷き申し候。用之助承之、「女なりとも武士の家に居る者が、米などの無きとて草臥れ候事腑甲斐なし。米は何程にてもあるなり。待つて居り候へ。」とて、刀を取り外に立出で候へば、馬十疋ばかり米を負うて通り申し候。用之助之を見て、「是は何處へ参り候哉。」と申し候へば、百姓共承り、「御本丸の下臺所に納め申す。」と申し候。「さらば斯う参り候て我等臺所へ下ろし候へ。我等は齋藤用之助と云ふ者なり。役者衆へ引合申す米有る事に候。彼方此方致すは其方共大儀にて候。手形は出し申す事に候間、是を庄屋へ見せ候へ。」と申し候。百姓共請合申さず、直に罷通り候に付用之助立腹致し、刀をすはと抜き、「一人もやるまじ。」と申し候に付、皆々手を立て斷り申し候て、用之助所へ持越し、手形を取り罷歸り候。用之助女房へ申し候は、「是程米は澤山にあるなり。心任せに使ひ候へ。」と申して罷在る處に、右の段相聞え、用之助御究に相成り候處、有體に申出で候。御僉議の上、死罪に相極り、例の如く、「加州様御耳に達し候様に。」と仰せ付けられ、當役の衆三の丸へ罷出で、右の次第申上げ候。直茂公聞召され候て、何とも御

取合なく、御前様に申され候は、「用之助は殺され候由。扱も不憫千萬の事なり。日本に大唐を副へても替ゆまじき命を、我等の爲に數度一命を捨て、用に立ち、血みどろになりて肥前國を突き留め、今我等夫婦の者、殿と云はれて安穩に日を暮し候は、彼の用之助共が働き故にてこそあれ。就中用之助は究竟一の兵にて、數度の高名したる者なり。其の者が米を持たぬ様にして置きたる我こそ大罪人にて候。用之助には咎は少しも無きものを、彼を殺して我は何として生きて居らるゝものぞ。扱も可愛想なる事。」と御夫婦様御落涙にて、御愁歎大方ならず候。御意を請けたる衆迷惑致し、引取り罷歸り、勝茂公へ有の儘に申上げられ候へば、「扱々勿體なき事にて候。何をがな孝行可申上とこそ存じ候へ、左様に被思召用之助、何しに殺し可申哉。早々三の丸へ罷越し、則ち差免し候通り申上げ候様に。」と仰せ付けられ、用之助差免さるゝ段御耳に達し候へば、「子ながらも過分なる事、之に過ぎず。」とて御本丸の方を御拜み被遊候由。

馬渡氏話に、用之助浪人中の事なりと。又透運聞書の趣、末に之を記す。

勝茂公、鐵砲的御覽成され候處、齋藤用之助火蓋を切り、空に向ひて放ち申し候。矢廻りの者共、「玉なし。」と答へ申し候。用之助立ちながら高聲に申し候は、「何しに玉があらうか。此の年まで終に土射たる事なし。然れども妙な生れ付にて、敵の胸中は迦したる事なし。その證人飛騨殿生きてござる。」と申し候。勝茂公以ての外御立腹、御手打の御氣色に相見え候が、その儘御歸城なされ、諸人興をさまし居り申し候。則刻三の丸へ御出で、「唯今斯くの次第にて御座候。私を主人とも不存人中にて恥を興へ申したる者にて候間、手打可仕と仕り候へども、御前様御秘藏の者に候故漸堪忍致し是迄罷出で候。どの通にも仰せ付けられ下され候様に。」と殊の外御せき成され、仰せ上げられ候。直茂公聞召され、「其方立腹尤も至極にて候。則ち寄親御某に腹を切らせ候へ。」と、荒らかに仰せられ候。勝茂公聞召され、「組親何某は不調法は無御座候。唯用之助をどの通にも仰せ付け下され候様。」と仰せられ候。直茂公聞召され、「頃日組頭共へ申し聞け候は、斯様に打續き天下泰平の事に候へば、若き士ども油斷致し、武具の取扱も存ぜず、徒に罷在り候ては、自然の時用に立たざる事に候間、先づ近々鐵砲的を射させ、信濃守に見せ候て可然と申付け候。是は不鍛鍊の若輩者共の事にて候。夫に老人の用之助を引出し、若輩者並に的を射させ候事、不調法千萬、寄親落度此の上なく候。用之助が申分尤も至極に候。彼者が證人は成程我等にて候。早速組頭切腹可申付。」由、嚴敷仰せられ候に付て、勝茂公重疊御謝罪仰せ上げられ、相濟み申し候由。

直茂公口宣の事。

一 従五位下口宣

一 加州様に御受領の時口宣

豊臣信生と有之

天正十七年正月七日

豊前守殿御屋形は、最初鹽田にて候。直茂公仰せ付に、「御家中の者、豊前守殿御家來衆と公事汰沙喧嘩口論等仕出し候はゞ、理非に依らず、御家中の者負に仰せ付けらるべし。」と兼て仰せ出し置かれ候由。脱空老咄なり。

伏見御城に於て、高麗陣御僉議の時、太閤の御前にて、隆景色繪圖をひろげ、「赤い國へは此の道より打入り、白い國を通り候て。」などと申され候。直茂公其の座に御座なされ、「爰許にて面々の御僉議は益に立つ間敷。」と思召され、既に其の旨仰せ上げらるべくと思召され候へ共、若し御意に逆ひ申す儀もと、御控へ成され候。扱高麗にて段々御仕寄成され候に、伏見にての御僉議と少しも違ひ申さず、

直茂公其の時の御一言御控へ、御仕合せと思召され候と、御嘶の由。助左衛門殿咄なり。右は前方に、隆景など潜に渡海候ての事かとなり。

三の御丸にて密通仕り候者御僉議の上、男女共に御殺し成され候。其の後、幽霊夜毎に御内に顯はれ申し候。御女中衆恐ろしがり、夜に入り候へば外へも出で不申候。久しく斯様に候故、御前様へ御知らせ仕り候に付て、御祈禱、施餓鬼など仰せ付けられ候へども相止まず候故、直茂公へ仰せ上げられ候。公聞召され、「扱々嬉しき事哉。彼者共は首を切り候ても事足らず、憎くき者共にて候。然る處、死に候ても行き處へは行かず、迷ひ廻り候て幽霊になり、苦を受け浮び不申嬉しき事なり。成る丈け久しく幽霊に成りて居り候へ。」と仰せられ候。其の夜より幽霊出で不申候由。

慶長十一年内午、公上方御留守の間に密通露顯、御歸國の日捕之候。其の内慶加と申す坊主取損じ、御藏に入り、戸を立て切籠る。依之牟田茂馬刀を差さず、内に入りて面談し、和議を以て搦め取り候。女中は乳人おとら、お千代、お龜、松風、かるも、おふく、あいちや、合せて八人なり。男は中林清兵衛、同勘右衛門、三浦源之佑、田崎正之助、慶加、七右衛門、合せて六人なり。本庄若村の廟にて成敗仰せ付けられ候。

直茂公千栗御通の時、「此の處に九十餘歳の者罷在り候。目出度き老人に候間、御覽遊ばされ候様に。」と申上げ候。公聞召され、「夫程見苦しき者はなし、幾人の子孫どもを見倒したらん。何が目出度かるべき。」と仰せられ、御覽遊ばされず候由。

直茂公の御前妻は、高木肥前守の娘にて候。此の高木の末は、諫早の三村惣左衛門の由なり。御離別以後、筑後の鐘ヶ江甚兵衛に嫁娶候なり。高木の正徳寺に御納り候。主水殿（日妙）の御内方元林様は右御前妻の御腹に御出生なり。日妙事は陽泰院様の御甥にて候。日妙の御袋は石井安藝守殿御戦死以後、深堀茂宅へ嫁娶仰せ付けられ候由。助右衛門殿の御咄なり。

隆信公御戦死以後、直茂公御念じ成され候は某儀島原にて御供仕る筈に候へ共、一度薩摩に仇を報じ申すべき爲存命仕り、屹度取懸け申すべくと存じ候處、勇士共は島原にて討死仕り、生残り候者は老人若輩共故所存に任せず推し移り候。此の事、相叶はざる以前に御弔ひ仕り候ても、御請遊ばさる間敷と奉存候間、御弔仕らず候。一度念願相叶ひ候様に御守護遊ばさるべき由、御祈念遊ばされ候。然る處、太閤様薩摩退治の爲御下向に付て、直茂公より「仇敵の間柄故先陣仰せ付けられ候様に。」と御願

成され相叶ひ申し候。直茂公御祈念に今度先陣仕り、念願相叶ひ罷歸り候て、當城の鬼門に一寺建立仕り、御弔を始め永々當家の弓箭の守護神と崇め可申候。彌御威力を加へらるべき由、隆信公の尊靈に御祈誓被成候て、御出發遊ばされ候。島津兵庫降參に付、御褒美の爲政家公へ羽柴御苗字、直茂公へ豊臣氏並御小袖二御拜領成され候。（政家公御苗字御拜領は、天正十六年大阪御參上の節、大友、立花御同然に、御官位御苗字御紋被下候由。馬渡氏咄なり。）御歸國の上、金剛山宗龍寺御建立、御七年忌の御法事より初めて御弔被成候。戦死の面々も同然に御弔成さるべき由にて、直茂公御自筆にて書付け遊ばされ候。今に宗龍寺にこれあり。右御拜領の御小袖、一つは御寺納成され候。一つは御城にあり。宗龍寺の住持年頭には右御小袖を着仕り、天下泰平、國家安全の御祈禱仕られ候由。扱又川上棟木の銘に、羽柴肥前守政家と有之由。宗智寺御塔には鍋島加賀守豊臣朝臣直茂公と有之候由なり。

直茂公御耳に瘤出來候。誰か申上げ候は、「蜘蛛のえにて巻き切り候へば、切れ申すものに候。」と申上げ候故「世話しきものなり。」と仰せられ、右の通り遊ばされ候。其の跡たゞれ、段々に腐り申し候。御養生成され候へども癒申さず候に付、「我等唯今まで、人の爲に良き様にとばかり何事も致し候

へども、聞き候處に違有^レ之て、我知らず^ニに誤り候事ありと見え、天道より耳に御尤^もめある事と存じ候。くされ死しては子孫の耻に候間、大破に不^レ成内に死に候へかし。」と仰せ、其の後は唯御病氣とばかり仰せられ、深く御秘^{かく}し遊ばされ候が、御絶食にて御薬も召上られず候。勝茂公より、「親の死場に薬を吞ませ申さぬ事、後日の批判も面目御座なく候間、御薬を吞ませ候様に。」と仰せ上げられ候に付、「さらば信濃守が爲に候間、輕き薬を吞ませ候様に。」と仰せ付けられ、御薬煎^{せん}役林榮久仰せ付けられ候。御薬差上げ候處、榮久召出され、以の外の御立腹にて「其方は心安者にて律儀^{りつぎ}なる者と存じ候故、薬の事申付け候へば、不届^{ふとど}千萬の儀を仕り候。此の薬には米を加へたるものなり、有體^{ありてい}に申し候へ。」と御意なされ候。榮久涙を流し、「數日御絶食、御力も御座あるまじく候へば、せめて御薬に少し米を入れ煎^{せん}じ候て差上げ、御力付遊ばされ候はゞ、御本復可^べ被^ま遊と存じ候て、成程米を加へ申し候。」由申上げ候。「重ねて斯様に仕らざる様に。」ときびしく仰せ付けられ候。御病中石井正札を召出され「今夜中に書院を解き除け度く候。人足物音仕らざる様に可^べ成哉。」と御意成され候。「安き御事にて御座候。」由御請^{いひ}申上げ、一夜に解き除け、少しも物音仕らず候。翌朝御覽成され「何と致し候へば物音仕らず候哉。」とお尋ねなされ候。正札申上げ候は「夫丸^{ぶまる}に柴の葉を啣^{くは}へさせ申し候。」と申上げ候。公聞召され「よく仕り候。夫故其方には申付け候。扱泉水の中島の石を、書院の跡に逆修に立て可^べ申候。野

面石^{つらいし}にて塔を立て候へば、子孫がなきものと、うば、かゝ共申し、人が不氣味に存すべく候間、石の裏を斧にて切形付け候様に。」と仰せ付られ、御銘書は暫く御工夫^{くふう}遊ばされ、鍋島加賀守豊臣朝臣直茂と御書かせ成され候。右の御屋敷宗智寺なり。御塔も有^レ之候なり。但し御死去前年御建成され候なり。

直茂公御夢に、與賀の宮の前を御通り遊ばされ候處、御後より、「加賀守加賀守」と呼ぶ聲仕り候に付、御見返り遊ばされ候へば、白張装束の人石橋の上に御立ち、「闇うてならぬ」と仰せられ候。御夢心に、扱^{じやうと}は常燈を上げよとの御事なるべしと思召し、夫より常燈差上げられ候。御隠居以後も、直茂公より差上げられ候に付、今に小城より上り候由。

直茂公最前の御前様、御離別以後、うはなりうちに折々御出で候へ共、陽泰院様御取持御叮嚀^{あやま}に候故、納得^{なつとく}にて御歸り候事、度々にて候由。

日峯様御存生の内より、在々端々の者共、わかり兼ねたる事有^レ之候時は、佐賀の方を拜み、鬮^{あぐじ}を取り候て、「加州様御教へなされ候。」と申し候て相定め候由。

藤島生益宅に、早朝に本庄院住持参り、「今朝御神體御身拭仕るべき爲、寶殿を開き候へば、御首落ち居り候。早々申上ぐべき爲、御首も持参仕り候。」と、袈裟に包み、差出し申され候。生益申し候は、「御首は御覽成さるゝ物にても無之候間、御持歸り成さるべく候。右の段は即ち申上ぐべし。」と申し候て、出仕致し申上げ候處、直茂公以の外御立腹、「扱々憎き坊主かな。加賀守をだまし可申と仕り候哉。即ち××共召され、拷問にて有體に言はせ候様に。」と仰せられ候。生益、落着き難く、「御爲を存じ候て申し候處、拷問仕り候儀は如何。」と、申上げ候へば、殊の外御叱り、「其方は成るまじく候、餘人に可申付。」と仰せられ候に付、生益申上げ候は、「成り申す間敷にては御座なく候。左様に御意成され候はゞ、即ち罷越すべし。」と申上げ、牢守織部召連れ、罷越し候處に、住持出會申され候を、手を取り、加州様御立腹即ち拷問と仰出され候と申し候へば、「扱々迷惑成る儀合點参らず候。」と申され候。生益申し候は、「出家たる者が××の手に渡り候上にて白狀は見苦敷可有之候」と申し候に付、住持申され候は、「然らば有體可申上候。御身拭仕り、御神體動き候故、御首落ち申し候に付、不圖心付き、斯様に申上げ候はゞ、御造營も成され、寺も榮え可申と存じ候て申上げ候。」由、白狀仕り候を、生益急ぎ罷歸り、白狀の通り申上げ候へば、最前に違ひ、御笑ひ成され候。生益せき上り、「私をだまし申したる意恨晴しに礫に懸け申すべく候間、某に被下候様に。」と申上げ候。直茂公愈御笑ひ成され、其方は最初眞

實と思ひ候故、今腹立ち候。我等は謀計の儀を早く察し候に付て、其の節は腹立ち候へども、今は左様に無し。彼の坊主、此の中、我等社参の度々に寺に立寄り候様にと申し候故、一度立寄り候へば、吸物出し候が、椀の底に土付き居り候。さ候て、頭を地に付け、有難き事など、申し候。左様に存じ候はゞ、我等に据ゑ候膳の心遣をこそ念入れ申す可き事、賣僧奴と日來存じ候が、斯様の事工み出し候。祈願所の事に候間、唯住持を代へ候様に。」と、仰せ付けられ候由。生益痛み入り候と物語の由。清左衛門咄の由なり。

稻垣權右衛門御暇被下候事、直茂公の御代に、御家中の者共上方一向存せず、公儀方勤め候者、倉町九郎一人ならで無之候。國廻り上使の附廻りを九郎に仰せ付けられ候處、「上方衆は銀の轡をはめ申し候間、早々仰せ付けられ候様に。」と註進仕り候。又野がけにて、上使より辨當御振舞の時、毛氈を敷き有之候を、何としたる致様かと色々工夫致し、毛氈を膝に懸け、辨當を食べ申し候。みがき轡、毛氈などさへ見知らざる體の人に候へ共、責めて公儀方九郎ならでこれなく、別けて御事缺に候故、稻垣權右衛門と申す浪人を二百石にて召抱へられ候。其の時分、高傳寺御参詣の處に、門前に張紙、御譜代の者だに取らぬ知行をば稻垣が来て二百石取る

と書付あり。御歸りの上、「譜代の衆にさへ無沙汰致し、他方の者に知行呉れ候事、何れも不合點の段尤も至極、我等誤り痛入り候。公儀方不調法にても國家の害にはならず候。」と仰せられ、權右衛門へ右の段仰せ聞けられ、御暇被下候由。

永祿十八年の秋、太閤大明征伐の爲、道を朝鮮に求められ候へども、朝鮮請合不申候に付、先づ朝鮮を御征伐として、名護屋御城直茂公へ仰せ付けられ候。文祿元年高麗御陣、加藤清正直茂公御先陣、公の御勢一萬二千なり。三月下旬御出船、四月二十八日朝鮮釜山浦御着なり。文祿三年中辰り諸軍休息の爲、召寄せられ候。慶長二年三月、直茂公召させられ御歸朝、大阪御逗留、六月上旬御暇、蜂須賀、安國寺、直茂公朝鮮軍事三奉行に仰せ付けられ、同三年十二月皆々歸朝、直茂公勝茂公直に登城、伏見にて家康公御面談、大阪にて秀頼公へ御勤なされ候。同四年三月直茂公御暇にて御下國、朝鮮立より八箇年御歸國成されず候なり。

天正十八年小田原御陣に、直茂公御越の節下ノ關御宿、道山平兵衛にて候となり。

慶長八年十一月、中野甚右衛門代官所の百姓共、下代八並善右衛門と申す者の事を、生三方へ挟み状仕り、御改めの上無實に付、礫と申上げられ候處、直茂公「礫は臺木も人間も腐り捨たるものにて候。殊に甚右衛門合點申す間敷候。蓮池めい島に千間堀ほらせ候様に。」と仰せ付けられ候。訴訟人共千間堀をほり申し候由。

有田皿山は直茂公高麗より御歸朝の時、日本の寶に成さるべくと候て、燒物上手頭六七人召連れられ、金立山に召置かれ、燒物仕り候もの、後伊萬里の内、藤の河内山に罷移り、燒物仕り候。夫より日本人見習ひ、伊萬里、有田方々に罷成り候由。

鹿の子村龍昌寺の天神は、隆信公寄附御勸請成され候。安藝守殿若輩の時分、天神の森にて鳩を打申され、迦れ申し候。腹を立て、「今の鳩に中り不申は天神の業にて有るべし、憎くき天神なり。」とて二つ玉をこめ、寶殿を裏表に射抜き罷歸られ、直茂公へ右の段申上げられ候。公聞召され、「扱々勿體なき事を仕り候。」と則ち御行水なされ、御袴を召され御參詣、「唯今疎早者、以ての外の儀を仕り、御怒り可被遊と近頃迷惑千萬に奉存候。彼者は兼て右の通りの疎早者に御座候間、平に御免可被

遊候爲、御斷りの爲某罷出で候。」と地に御平伏、高吟たかぎんに御斷り仰せられ候由。

陽泰院様は、御前夫納富治部大輔殿御討死後、石井兵部大輔殿飯盛の屋敷に御座成され候。或時隆信公御出陣御供の衆、兵部大輔殿御方へ立寄られ、辨當つかひ申され候。兵部大輔殿内衆へ「鯛を焼きて遣はし候様に。」と御申付けられ候。内衆焼き申され候へ共大勢にて中々間に合ひ申さず、陽泰院様のれんの陰より御覽成され候が、つと御出で、大竈おほかまどの下の火を掻き出し、鯛籠を打移し、大團扇にて煽ふぎ立て、箕にかすり込み、炭を籾ひ出し、その儘差出され候。直茂公御覽成され、「あの様に働きたる女房を持ち度し」と思召込まれ、その後御通ひなされ候。或時「盗人」と申し候て追かけ候故、堀を御飛成され候へば、刀打懸け候に付、御足の裏に少し疵付き申し候。此の外に多久夜懸の時分、薄手一箇所御負ひ成され候由なり。又一説に、天正四年二月横澤城攻の時、御手負はれ候ばかりなりと。

或時御伽の衆、直茂公へ申上げ候は、「當時日本にて名將と申すは隆景と直茂公の由、風聞仕り候。」と申上げ候へば、「及びもなき事なり。先年太閤様の前へ諸大名列座の時御意成され候は、何れも數年苦勞致され候に、知行ちぎやうを出し度く候へども、如何にも日本小國にて、土地足らず、唐から、天竺てんぢくを切り取り、

其の方などに存分に知行ちぎやうを遣はす可と存じ立ち候、如何あるべきやうと仰せられ候。其の時は亂心かと存じ候程にて、一人も御挨拶申上ぐる者無之候處、隆景一人成程御尤の儀、可然存じ奉り候と申上げられ、御機嫌よく候て、繪圖を差出され、山川、道橋、兵糧等ひやうらうの事即座にて御僉議せんぎ成され候に、隆景差引申上げられ候。其の時は輕薄なる事を申上げられ候。何として此方より相知れ可申哉と存じ候處、參り懸り候て、隆景申す分少しも違ひ申さず、天下の名人にて候。」と仰せられ候由。

直茂公へ御用にて安藝殿三の丸に罷出でられ候處、御留守にて候故、「何方へ御出でなされ候哉。」と御尋ね候へ共相知れ申さず、翌日罷出でられ候へ共御座所相知れ不申、方々相尋ねられ候處、角櫓すみやぐらへ御座成され候。即ち罷上り、「如何様の儀にて夫に御座成され候哉。」と相尋ねられ候へば、「二三日此所より國の風俗を見候。」と仰せられ候。「それは如何様の儀に候哉。」と相尋ねられ候へば、「人通りを見て考ふる事なり。歎かはしき事は、最早肥前の槍先は弱みが附きたると思はるゝなり。其方など心得候て罷在る可し、往來の人を見るに、大かた土噺まはた打下ろし、地を見て通行するものばかりと成り、氣質がおとなしく成りたる故なり。凡そ勇むところなければ、槍は突かれぬものなり。律義りぎ正直にばかり覺えて心逼塞して居ては、男の業成るべからず。間には大言壯語をも言ひ、肩胛を張る位の氣持が武

士の役に立つなり。」と仰せられ候。夫より安藝殿虚言多く申し候由。中野氏咄なり。

馬渡氏の書附。直茂公千葉殿より御歸りの時、究竟の士十二人相附けられ候。御被官の始にて候。鎧尼、野邊田、金原、平田、巨勢、井手、田中、濱野、陣内、仁戸田、堀江、小出。

直茂公御寝み成され候時は、御次の間にて古老の勇士共罷在り、茶煙草を下され、寄合咄仕る様に仰せ付けられ、間越に御聞き成され、御不審の事は、御問答成され、御聞寝入遊ばされ候由。

集書の内寫。日峯様御伽の人々へ仰せありけるは、「凡そ侍たらん者は不斷心ゆるす事なかれ。不慮の事に遭遇するものなり。油断すれば必ず落度あるものなり。又人が言ふとて人を悪しくは云はぬものぞ。奉公の道には人を勧め、物見遊山には人に勧めらるるがよし。人が知らぬ事を語るを聞くも、知つたふりするは悪しきぞ。されど又、知つた事を人の尋ぬる時、云はぬは悪しきものぞ。」と仰せられ候由。

集書の内寫。直茂公御前へ、綾部右京、千布太郎左衛門、大隈玄蕃罷出で、御咄申上げ候。其の時、右京申上げられ候は、「上方大名も大方承り及び候。中にも小早川殿分別も武の道も掛合ひたる大將との取沙汰なり、御前様には、武道は隆景よりは數多大切なる槍も成されたる事なり。世間に隠れなく譽め申し候。」由御咄申され候時、殿の仰せに、「如何なる事を聞いて左様に隆景と我等と似たる様に申すぞ。田舎者にて、世間上方の事知るまじ、たくらべて言ふべき人に非ず。その仔細語りて聞かせん。小田原御陣の翌年、大阪御城に諸大名召寄せられ、高麗御陣の御吟味ありし時、我等も其の時末座に居て御詮議聞きたるに、太閤様仰せ出され候は、高麗を攻め取りて末代の物語にせんと有之の時、隆景進み出で一段可然思召立と申上げられ候。其の時我等存じ候は、隆景は日本にて分別者と聞きつるが、扱は賣主の人と存じ、未だ見もせぬ高麗の事を思召立たれ候へと申上げられ候事、物をかしく聞き居たり。さらば祐筆呼び出し、一つ書にて提書を定めんとて、高麗御陣中の事、段々御詮議なり。太閤仰せ出さるゝ御詞に、「御尤々々」とばかり申上げられ候。自然々々夫れは問へ可申、夫れは如何と、又は山の障りなどと御請なり。高麗七年中の事一々申上げられ候事、如何なる事ぞと我等思ひてありけるに、其の時隆景の申上げられしに、高麗七年の内一つも相違なく、皆々割符を合はせたるが如し」と、右京へ御咄の由。

透運聞書の内。直茂公御前に多久與兵衛殿、諫早右近殿、武雄主馬殿、須古下總殿堪忍にて御咄の節、美濃柿を差出され、何れも賞玩あり。與兵衛殿柿の實を疊と敷居の間に、潜に押入れ置かれけるを、直茂公ちらと御覽候て、「臺所に大工は居らぬか、道具を持ち罷出で候へ。」と仰せられ、「その敷居を外せ。」と仰せられ、「柿の實を捨て、元の如く敷居をはめ候へ。」と御意なされ、その通り仕り候。何れも迷惑此の上なく、與兵衛殿はその後一生吊柿を參らず候由。

透運聞書の内。齋藤佐渡守若き時分、武道勝れ度々の手柄仕り、直茂公別けて御懇に召使はれ候へ共、世間不調法にて如睦の御奉公罷成らず、靜謐の後、朝夕の營みも成り兼ね、既に飢ゑに及び、一夜の歳を越ゆべき様もなく、腹を切らんと申し候を、悴用之助「何事なりとも營みて見候はん。」と申し候へば、「卑劣なる業をしては活きても詮なし。中々に大なる悪事なりともして死ぬは本望なり。」と云ふ。用之助尤もと言ひて、親子連立ちて高尾の橋に出で、仕合せを待ちけるに、米負うたる馬通りけれ共、一駄二駄に目かけず、十駄ばかり一連に通りけるを、親子刀を抜き馬主共を追ひ散らし、その米を我家へ取入れたり。其の事世上隠れなく、目附方扱又米主犬塚惣兵衛よりも言上に成り、奉行中詮議の上、勝茂公へ申上げられ、死罪に相極り、奉行中三の丸へ罷出で、藤島生益を以て直茂公

へ御披露あり。御夫婦様御一所にて聞召され、御愁歎大方ならず、兎角の御意もなかりしかば、生益引取り、右の段奉行中へ申し達し候に付て、勝茂公へ申上げられ候へば、御驚きなされ、佐渡浪人仰付けられ候旨重ねて奉行中を以て三の丸へ仰せ上げられ候處、御前に召出され、「彼の佐渡が晝強盜は我等がさせたるに異らず、度々手柄高名仕りたる者なれども、如睦の奉公、軍ほど無之故、しかく知行なども取らせず、無事の世間故我等も思ひ忘れたり。其の恨に斯様の事をも仕出すべし。無三面目一事なり。我等に對し浪人申付けられ候事、信濃守孝行有難く、嬉敷事なり。斯様の悪事仕出し候者を助けよとは云ひ難く、最前は返答もせざるなり。」と仰せられ、奉行退出あり。追付生益に仰せ付けられ、佐渡へ米十石下されけるとなり。直茂公御他界の時、佐渡追腹の御願申上げ候を勝茂公聞召され、「その心入を以て我に奉公仕り候へ。」と御留め成され候へども、頻に御暇申上げ切腹仕り候。悴用之助も同然に追腹仕り候。用之助次男權右衛門勝茂公の追腹、父子三代御供仕り候なり。

透運聞書の内。横尾内藏丞無雙の槍突にて、直茂公別けて御懇に召使はれ候。月堂様へ御咄にも「内藏丞が若盛りにて、虎口前の槍を其方などに見せ度き事なり。誠に見事にてありし。」と御褒美遊ばさるゝ程の者なり。内藏丞も、御懇忝く存じ、追腹御約束誓紙を差上げ置き申し候。然るに百姓と公事

を仕り、御披露あり、無理の公事にて、内藏丞負になりたり。其の時内藏丞立腹致し、「百姓に思召替らるゝ者が追腹罷成らず候。誓紙差返され候様に。」と申上げ候に付て、直茂公、「一方よければ一方悪ろし。武道はよけれ共、世上知らで惜しき者なり。」と御意なされ、誓紙御返し成され候由。

直茂公兼て御船嫌にて、船の匂、磯邊の匂、御胸につかへ、御食會て召上られず候。慶長年中御下國十月八日の朝順風にて御出船の處、八つ時過より難風吹出で、夜に入り大浪打かけ、楫を打碎き行方も相知れず。船頭舸子其の外船中の者前後を知らず、その内、舸子一人と藤島生益唯二人相働き候へども、手に及ばず、餘り危く候に付、御屋形の内、生益參り、持永助左衛門を漸く呼起し、兩人にて奉抱起、屋形の上に揚げ奉り、欄干に取附かせ申し、「萬一誤有之節、何になりとも御取付き遊ばされ可然。」と申上げ、御後より助左衛門欄干と共に奉抱、公御吐逆成され、助左衛門も吐逆仕り、公の御顔、御胸、御懷に吐込み、言語道斷なり。生益戯れに申上げ候は、「御様體は童共の遊びに致す兎の子取るに似申したる。」と笑ひ申し候。船底の代楫を舸子と兩人にて取出し、漸く押しはめ、夜半に及び風少しだるみ、御船少し靜まる。然る處に、御供船二三艘御召船の脇を通る。月影に公御覽成され、「もやひ候へ。」と仰せらる。聲々に呼懸け候へども、風波荒く、耳にも入らざるや、行方知れ

ず吹かれ行く。公大に御立腹、「何某乗りたるを慥かに見届けたり。この船安穩せば切腹さすべし。」と御怒り成され候。生益申上げ候は、「この浪風にて、心に任せざる儀に候。見捨て奉るにては可らず。」と申上げ候。暫くありて、又大風吹出で、代楫をも打折り、御船漂ひ廻り候。公、「又楫を吹折られたか。」と御尋ねの時、何者とも知れず、「板を踏折りたる。」と申す。公大に御立腹、「我をたぶらかす奴成敗仕れ。」と御忿りなされ候。既に御船沈むべき様子なり。公生益を召寄せられ、「最早力に及ばずと見えたり。腰の物差させよ。」と仰せらる。生益申上げ候は、「如レ此時誤あるものに候。事極まり候節は御腰物奉るべし。」と申上ぐる。公重ねて、「平に差させよ、脇差ばかりなりとも差させよ、不肖ながら天下に名を知られたる加賀守が、何國の浦にても死骸丸腰と云はれん事、子孫の恥なり。平に。」と仰せられ候。生益推量仕るに、事極らざる以前に御自害成さるべき御氣質、兼てよく存じ奉り候故、會て御意に應ぜず、船底に入り米俵を二俵取出し、細引にて結び合はせ楫穴より海底に下ぐる、依レ之御船靜まり御安堵遊ばされ候。然る處舸子の者申すは、「夜も明け方になり、山見え申し候。」と申す。諸人悦び見候へば、播州明石の前僅か五六丁沖の方なり。風波も靜まりければ、橋船に公を乗せ奉り、御打物を持たせ、鹽屋を借り暫く休め奉り、御衣裳召替へられ、御一睡遊ばされ候へば、御顔色直り、御行水成され、四つ時分御膳上り、御機嫌よく、生益が終夜の働き故安堵遊ばされたりと

て、御印籠より延壽丹御吞ませ被下候。其の後御無事に御歸國なり。右の始終御前様(陽泰院様)勝茂様聞召され、御前様より御頭巾、勝茂公より知行御加増被下候。御前様、「その時の様子具に物語仕り候へ。」と、即ち御前に於て御子様方残らず御座成され聞召上げらる。御前様御聲を揚げ、御落涙御合掌なされ、生益を御拜みなされ候と、宮内卿、清左衛門姥に咄し申され候。(姥は生益の女房なり、宮内卿は木村主馬の母なり。)右咄を直茂公も聞召され御笑ひなされ候。「今笑ひ候へども、その節は中々可笑心なし、生益脇差を呉れなば喉を突くべしと思ひけれども呉れず、不届に思ひしに今は大慶なり。其の節脇差を取るべき氣力なかりし。」と仰せられ候。御歸國の後、御召船を見捨て乘通り候者、御沙汰無之、諸人感じ奉り候となり。

生益の孫清左衛門、右乗通り候者の名を尋ね候へば、生益以ての外立腹、「御主人さへ其の後御意成されざる事を、我等口より其方へ申聞かすべき哉、奉公をも勤め候者が、その様な無遠慮の事を申すものか。」と、したたかに呵り申し候由。

天守御普請の時、大工棟梁何某、奸謀仕り候に付て、死罪行はれ候。此の儀に付て口傳あり。

直茂公より與賀社、本庄社、大堂社、この三社へ常燈差上げられ候。大堂は月堂様御産神にて候故、差上げられ候由。與賀社は直茂公三の丸より多布施御通り遊ばされ候砌、與賀御神前にて、社内より暗きと申す聲仕り候故、神前に人を遣はされ御見せ遊ばされ候へば、「人は居り申さず、殊の外暗く御座候。」と申上げ候。それより常燈を差上げられ候由。右三社共に御隠居以後も、直茂様御自分に御燈し遊ばされ候故に、今に小城より料銀上り申し候。右の如く覺え罷在り候。(左仲)

補 遺

武士は、めづらしからぬ事なれども、武邊たしなむべき者なり。武邊の嗜は、まづ相當相當の武具油斷なく所持し、左候て傍輩といかにも心よく折合ひ、親子兄弟の如くなるべし。斯様に互に眞實あれば、自然の時互に見捨てず、一人が二人に成り、二人が五人十人に成る物なり。然れば一虎口すべし。又一身計りたてたる者は、人が見つかぬ者なり。一身おろかはなければ共、犬のかみあひの如し。斯様の事專一にする者なり。是は我等能覺えたる事有り。多分侍をたつるとて、飽亂・舞歌・連歌の様成る事に貪着する事、難ニ心得、武士の道調り候てよりは、尤も侍の作法何にても苦しからず候。たしなむべし。

武士は物毎かろく手取早にする物なり。兼て身持可入事と被仰候。

若者かねて嗜むべき事あり、假へば軍陣にて敵陣の事何色にて見窺など云付くるに、未だ左様なる

事仕たる儀無之と云ひ物惣て武道に師匠なし。二つ取りのめにも逢ひ、數度難儀したるが武士道の功者と云ふ。然らば武道に師なし、兼て心に掛けぬによりてなり。今の如きは、返事せぬものなりと被仰候。

城などは入つて入らぬ者なり。良き大將が良き人持ちたるは、城廓如何にも入用なるべし。悪しき大將が、良き人もたねば、城廓堅固無益なりと被仰候。

人を持つ事は情なり。但情深くかけ候ても、大將心持悪ければ無益なり。大將は無欲に慈悲深く、如何にも直にすべし。左様なる人には人集る。已に集りたる人數は、一騎當千たるべしと被仰候。

人の不斷の身持は如何様に仕る者に候哉と御尋ね申す人有り。公被仰候は、如何にも正直に道を道にする者なり。奉公と云ふは主人の爲を思ふ事なり。今時の侍は我身計りに奉公をするなり。假へば今日は雨中なり。定て加賀殿(直茂)さびしく可有之候間御可申と存じ出仕候て終日咄し歸りたる後、心無事なる可し。夢にも良き夢見る可し。又加賀守をだまし、何成とももらひ可申と思ひ罷

出で歸りたる後の心、案じて見よ、むさき事には無きか、夢にも犬などにはくはれて見るべし。と御伽の衆へ被_レ仰候。

人の事を陰にてもそしらぬ物なり。能々嗜_レむべし。我事を陰にても、人の汰沙せば如何可_レ有哉、不斷心に掛け可_レ嗜と被_レ仰候。

敵程恐ろしき者は無_レ之、但左様にのみ思ひ候へば、臆病付くものなり。敵も此方を見て、えすがるべしと思ひ返せば心安きものなり。夜歩行程心安きものはなし、人が知らぬによりてなり。然るに、闇として能く知りたる所も恐るゝ者多し。能く合點せずによりてなりと被_レ仰候。

或人度々に手柄を仕たる者、知行などしかく碌々不_レ被_レ下候間、或時直訴申上げ候は、某度々御用に相立ち候へ共、御褒美など不_レ被_レ下と申し候は、尤の事なり。曾て御失念なく候。但槍は男業、知行などは不わざと被_レ仰不_レ可_レ恨の由。今に思召合せられ候へば、此中汝が男業は、物のほしさに仕たりと見えたり。其儀を直せ、此脇差可_レ被_レ下と被_レ仰候。

世上の者の羨むは諸の器の結構成る物、又は當時人の威勢などを見て羨むも、金箔よりも見事成るは、能人の身持覺悟なり。風雨にもそこねず、朽せぬものなり。見てもく見あかず、斯様成るを柳は緑、花は紅と云ふべし。此の道知りたる者は心にくし。又知るまじき事には無_レ之。肩衣付計の嗜佗言なりと、被_レ仰候。

或時公、木を接がせ被_レ成_二御覽_一候。何某參上申し候。「其方は木をつぎ候哉。」と被_レ仰候。此者御返事に、「最早年が末に罷り成り候間左様成る儀は不_レ仕候。」と申上げ候。「儲々汝は沙汰の限の者じや、汝が見るべきと思ひ候哉、子共孫共へはとらせぬぞ、物事我が爲計にせぬ者ぞ、末代他人の爲にする者ぞ、他人とて無_二別條_一ぞ、不_レ及_二是非_一儀を申す。」と、したたかに被_レ仰候。

諸人物毎はやまりたがる故に成就せず、却て失有る事あり。人には常々、一寸づゝ仕越と心得れば、無_レ迦物なり。

愚人取違ふる事多き内に、第一身かたくな成ることを云ふ。我生付不具なれば、何と嗜み候ても、

人、綺麗にも見るまじ。骨折に入らざる處に苦勞無益なりと申す人多分あり。是大なる誤なり。身の愚にして生付揃はずば、猶も嗜みて爪根迄能く研ぎ、髪をも時々結び、古き衣装にても見よく着し、言葉迄やさしく嗜むべき事なり。國も身持は人にまかするに非ず、能く獨を慎みて一生清くすごし度きかなと被_レ仰候。

人に心を置くまじき物に置くはうつけなり。又人に心を置くべき者に置かぬもうつけなり。能く人の心を見る事專一なり。

物毎に平生の分別なり、何事も其の時に當りては千金つくしても入らぬ者なり。

人は口にて云ふ可き事は、少し延引し、心にてすべき事は先達_{だつ}が本儀なり。

人に物を取らする事、金銀積みても一言機微なき事にてむそくする者なり。假へば少の扇子一本成り共、一言身にしむ程、心實にて取らせ候へば、忝けなる者なり。是は少欲大損とやらんか。

假へば、我一人の利にて家の爲に成らぬ事あり。我は身を捨てゝも、家の爲にさへ成る事有るに於ては、我利を捨て、假へば命も捨てよ、後に名を揚_あぐるなり。

人は平生の覺悟第一なり。假へ少しの越度たりと云ふ共、平生の無性が先達なり。假令如才の身成り共、平生の存じ分、人より譽めらるゝ人は、少々の事は隠るゝ物なり。

果報は我が招く所に有り、災と福は其身の心持により成る物なり。

物ごとに、如何に能き事成り共、それ計に染めば悪し。人の心は、何も能成_{よつたり}をするなり。

家は輪番持なり。其番に當り候時、家を崩さぬが分別者なり。尤も子の代迄の仕置言置して、家を抱ゆれば其上なきなり。

人の武邊の心持の事、一に心、二に人、三に武具。